

# 目 次

## ○第1号（6月10日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期決定について	5
日程第 3 諸般の報告について	5
村長提出議案の概要説明	5
日程第 4 一般質問について	7
◇小山久利君	7
◇清水健一君	15
◇松井保夫君	24
◇南 千晴君	37
◇柳田キミ子君	51
◇松岡 稔君	60
日程第 5 議案第45号 工事請負契約の締結について	72
日程第 6 請願・陳情について	74
散 会	75

## ○第2号（6月19日）

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79

日程第 1	会議録署名議員の指名について	79
日程第 2	同意第 1号 榛東村固定資産評価員の選任について	79
日程第 3	同意第 2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について	80
日程第 4	同意第 3号 榛東村教育委員会委員の任命について	81
日程第 5	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	83
日程第 6	承認第 2号 専決処分承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）	84
日程第 7	承認第 3号 専決処分承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	89
日程第 8	議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）	91
日程第 9	議案第41号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	103
日程第10	議案第42号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	104
日程第11	議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）	106
日程第12	議案第44号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）	107
日程第13	報告第 1号 平成25年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について	109
日程第14	報告第 2号 平成25年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書について	110
日程第15	報告第 3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について	111
日程第16	請願・陳情について	114
日程第17	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について	119
日程第18	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について	119
日程第19	議会運営委員会の閉会中の継続審査について	119
	日程の追加について	120
追加日程第1	議案第46号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第2号）	120
追加日程第2	発委第 2号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について	122
追加日程第3	発委第 3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書につ	

	いて	1 2 3
追加日程第4 発委第 4号	オスプレイに関する決議について	1 2 4
議長挨拶		1 2 8
閉 会		1 2 9

平成26年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月10日(火)

# 平成26年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

---

平成26年6月10日（火曜日）

---

## 議事日程 第1号

平成26年6月10日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期決定について
  - 日程第 3 諸般の報告について
  - 日程第 4 一般質問について
  - 日程第 5 議案第45号 工事請負契約の締結について
  - 日程第 6 請願・陳情について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開会・開議

午前9時開会・開議

○議長（高橋 正君） 開会前でございますが、ここでこの4月に課長に就任いたしました小山美子会計課長より就任のご挨拶をいただきます。

小山課長、ご登壇願います。

〔会計課長 小山美子君登壇〕

○会計課長（小山美子君） 皆さん、おはようございます。

会計課長の小山でございます。私どものために貴重なお時間をいただき、まことにありがとうございます。

私は出納室の窓口業務、次に会計課の課長補佐として公金の支払い業務に携わせていただきました。そして、このたび会計課長として基金の管理を初め、決算に関する事、指定金融機関に関する事など、会計業務全般の把握に携わらせていただくことになりました。課長としての重責を痛感しております。関係法令を遵守し、第1に公金の安全性、第2に運用を念頭に置き、村民の血税である貴重な公金について管理徹底を図ってまいりたいと考えております。

議員皆様を初めとして、関係機関の方々にご意見を拝聴し、健全な会計業務が遂行できるよう日々努力してまいりたいと考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 小山課長、ありがとうございました。

改めまして、皆さん、おはようございます。

平成26年第2回定例会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多様のところご参集をいただき、開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

また、先ほど榛東ハーモニカクラブの皆様には、すばらしい演奏を聞かせていただき、外ははじめとした梅雨でございますが、晴れ晴れとした気分で議会に臨めると思っています。ハーモニカクラブの皆さんにおかれましては、今後ともご活躍くださることをご期待申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。

さて、この6月には大きなニュースが2つあります。

1つは、サッカーワールドカップブラジル大会が、6月13日から始まります。日本は、6月15日初戦コートジボワール戦からになります。ぜひ前回、南アフリカ大会に続き決勝トーナメントに進んでもらいたいと思います。

もう一つは、カタール・ドーハで6月15日に開幕するユネスコ第38回世界遺産委員会で、諮問機関から登録勧告を受けた「富岡製糸場と絹産業遺産群」は6月21日に審議され、正式決定の見通しであります。審査が年々厳しくなる中で、絹産業遺産群が世界的に高く評価されていることを改めて認識しているところです。本村でも稚蚕飼育所等が残っており、何か観光に結びつけないか研究の余地が

あると思っております。

また、国会では集団的自衛権の行使容認をめぐる論戦が本格的に始まりました。与党協議では、行使容認を含む安全保障に関する15事例の議論もスタートしました。

総理は衆議院予算委員会で、日米同盟維持のために集団的自衛権の行使容認が必要だと強調しました。「抑止力を高め、国民の生命と財産を守ることに繋がっていきたい」と述べております。

その強い決意の一方、国民の生命と財産を脅かす具体的な危機の有無についての議論が余りにも不足しています。政府がいくら事例を挙げようと、前提となるべき安全保障環境の変化が説得力を持たなければ、議論は成り立ちません。

確かに日本をめぐる安全保障環境は、穏やかとは言えません。つい最近では、東シナ海上空で中国戦闘機が自衛隊機に異常接近しました。また、中国とは尖閣領土問題も抱えております。

ただし、現状では衝突に至らず回避されています。日中は緊張関係にあるとはいえ、力のバランスは微妙に保たれているのではないのでしょうか。

中国は日本の行使容認を日本の軍国主義化と結びつけ、自国の軍備増強を正当化する可能性があります。つまり、抑止力を高めるはずの行使容認が、逆に緊張を高めかねないということになります。同じような事態は対北朝鮮にも当てはまるのではないのでしょうか。

集団的自衛権とは、密接なる関係にある国が武力攻撃を受けた場合、自国に対する攻撃とみなして反撃する権利であります。その行使容認とは、結局自衛隊が国外に出て武力行使することを認めることであり、犠牲者が出るおそれも否定できません。その点も常に考慮して議論しなければなりません。

政府が示す事例には、現実性が疑わしいものがある上、個別的な自衛権や警察権の行使で対応できるものもあります。必要なのは結論ありきではなく、冷静に議論を積み重ねることが重要と考えています。

それでは、本定例会につきましては、通告がありました6名の議員による一般質問や、村長より送付があった人事案件、専決処分の同意、補正予算、請願・陳情が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられるよう切望してやまない次第です。

ことしもいよいよ梅雨に入りました。これからしばらくうっとうしい日々が続くと思われませんが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、議会運営に特段の協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

なお、本日は民生児童委員、農業委員の皆さんなど、大勢の方々の傍聴、大変ご苦労さまです。

傍聴されます皆様に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成26年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。



議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付した議事日程に従い、会議を行います。

---

◇

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

2番 杉井保夫君、3番 小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。

---

◇

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（高橋 正君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月19日までの10日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎日程第3 諸般の報告について

○議長（高橋 正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出され、受理した議案6件、承認2件、同意3件、諮問1件、報告3件、請願4件、陳情7件であります。

次に、代表監査委員例月現金出納検査の結果に関する報告書が提出されております。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧をお願いいたします。

---

◇

### ◎村長提出議案の概要説明

○議長（高橋 正君） ここで村長より、本定例会における提案理由の説明をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 改めまして、おはようございます。

去る5日に県議の大林俊一様をご逝去されました。大林県議には本村自治発展のためにお力添えを賜ったことを真摯に感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈りするところであります。

さて、平成26年榛東村議会第2回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今年度は6月5日に梅雨入り宣言がされました。昨年より5日早い梅雨入りで、これにより田植えの水不足も解消され、また、群馬用水等のおかげで田植えも順調に進んでおるようでございます。

議員皆様には、平成26年度がスタートして、はや2カ月が過ぎましたが、行政に対し、一方ならぬお力添えをいただき、感謝をしているところでもあります。

また、本定例会につきましての会期が、本日10日から19日までの10日間開催されますことに対し、改めてお礼を申し上げるところでもあります。

さて、本定例会の一般質問にもありますが、全国で認知症が原因で行方がわからなくなったとして、昨年1年間家族などから警察に届け出があった不明者は2012年から見ますと715人増の1万322人だったことが警察庁のまとめでわかりました。警察庁によると、家族などから届け出があった行方不明者のうち、現在確認された人は1万180人、所在が確認された状況別では警察に発見された人が6,045人、自宅に戻ったところを家族に確認したケースが3,464人、283人は届け出家族の勘違いであったそうです。

これから超高齢化社会を迎えるに当たり、関係機関、団体皆様のご協力をお願いしながら、この対策も考えていかねばと思っているところでもあります。

また、世界遺産に目を向けますと、文化庁は5日、カタールの首都ドーハで15日から25日に開かれるユネスコ世界遺産委員会において、富岡製糸場と絹遺産群を順調にいけば21日に世界遺産への登録が決まる見込みであります。登録されれば県と富岡市は祝賀イベントを予定しておりますが、県内での世界遺産登録を本村でも歓迎し、より多くの方が群馬県にお越しいただき、県・富岡市だけでなくオール群馬で、この世界遺産を盛り上げ、観光経済の振興につなげていきたいと思っております。

それでは、今定例会に上程させていただく主な議案等についてご説明を申し上げます。

まず、人事案件ですが、4件ございます。任期満了に伴います固定資産評価員、固定資産評価審査委員会の委員、教育委員の選任及び任命の同意、人権擁護委員候補者の推薦については意見を求めるものであります。

次に、専決処分についてでございますが、地方税法の一部改正に伴う税条例の一部改正、国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険税条例の一部改正の2件の承認を求めるものです。

次に、補正予算でございますが、一般会計補正予算（第1号）につきましては、2月の大雪に伴う農業施設の再建費、南部コミセンの改修費、4月1日の職員の人事異動に伴う人件費の補正等であります。

また、特別会計では、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、学校給食事業特別会計補正予算（第1号）、上水道事業会計補正予算（第1号）等につきましては、4月1日の職員異動に伴う人件費の補正が主なものとなっております。

契約でございますが、南小学校体育館建設工事について、工事請負契約の締結をお願いするもので

あります。

報告案件としましては、平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書、平成25年度一般会計事故繰越し繰越計算書及び土地開発公社の経営状況報告となっております。これらにつきましては、地方自治法の規定に基づき報告させていただくものでございます。

以上、ご上程申し上げました案件を慎重審議いただき、ご議決してくださいますようお願い申し上げます。挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 阿久澤村長より提案理由の説明が終わりました。



#### ◎日程第4 一般質問について

○議長（高橋 正君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定において行います。

質問の順序は届け出順といたします。質問時間は答弁を含め50分以内といたします。

なお、答弁者をお願いいたします。時間に制約がございますので、質問に対し、簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

それでは、質問順位1番小山久利君の質問を許可いたします。

3番小山久利君。

〔3番 小山久利君登壇〕

○3番（小山久利君） 皆様、おはようございます。

お忙しいところ、ご苦労さまでございます。

今回、村内にある各施設の管理、運営について、多くの村民の皆様にご利用よく使っていただいてこそ施設の価値が上がると思ひ、議長に許可をいただきましたので、貴重なお時間をいただきまして一般質問させていただきます。

以降、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） まず、総務課長にお尋ねいたします。

役場庁舎内にある村民ホールと各会議室の管理、運営について、平日、夜間の利用は職員がいるので問題ございません。土日、祝日、また夜間の利用で日直や宿直の職員しかいないとき、北側の玄関しかあいておらず、残業や休日出勤している職員の前を通り、村民ホールや会議室に出入りしております。また、休日、夜間等、受付等窓口で入場時刻や氏名、退庁時刻などの記入を求められます。役場庁舎内の休日、夜間のセキュリティーなどの庁舎の管理体制を教えてください。

○議長（高橋 正君） 村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 役場庁舎の管理ということでございます。

管理につきましては、榛東村庁舎管理規則に基づきまして、管理、運営を行っております。総括的な管理は総務課で行っておりまして、村民ホールや各会議室の使用については各課の会議や各課が担当する各種団体との会議につきましては担当する課がパソコンにより事前予約をとり、使用しております。

ご質問の庁舎の南玄関の閉庁時の開閉ですが、今まではあいまいなところがありましたが、6月閉庁時から村民ホールと201会議室の使用方法につきましては、南玄関を開閉することで村民の方の利便性が図れるように各課に通知をいたしました。

それから、管理方法ということでございますが、役場庁舎の閉庁時の管理体制につきましては、土曜、日曜、祝祭日の朝8時30分から17時15分までは課長職を除く職員が、順番制により日直業務を行っています。業務としては、村行政への問い合わせや来庁者に対する対応、戸籍届書等の受付、郵便物、宅配物等の收受、緊急時の対応、これは各該当担当課への緊急連絡網による連絡などでございます。時間外勤務者の確認、庁舎内への入退所者の確認、庁舎内の盗難、火災、その他の災害の予防の補助、警備用具の補助といたしまして、夜間は17時15分から翌朝の8時30分までは宿直業務として臨時職員3名が交替で日直業務と同様な業務で戸締まり、消灯確認などを行っております。

セキュリティ管理ですが、村は役場庁舎機械設備業務委託として管理会社に防犯、火災監視、設備監視の3つのサービスを委託しております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 詳しい説明ありがとうございます。

次に、防災無線についてお伺いいたします。

村内各所に設置してあります防災行政無線の屋外スピーカーですが、隣接する住宅などでは音量が大きくてうるさいとの苦情があったり、また、離れた場所ではこだましたり、風向きによって聞こえないなどの話を聞いています。もう少し設置箇所をふやして音量を下げるなどの対策ができれば聞きやすくなると思いますが、今後改善の計画などが検討されていますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 防災無線の関係ですが、防災無線は、防災行政無線デジタル化工事として、防衛庁の補助事業により平成22、23年度の2カ年で事業で設置いたしました。主な設置内容ですが、役場に置いてあります親局1局、統制局1局、屋外に設置してあるスピーカー型の子局が37局、コミセンなどの公共施設に設置してある半固定局が35局、消防団等に貸与してある携帯局が15局、消防車に搭載してある車載局が5局、それから、村で使用する携帯局が5局、合計で99局を設置いたし

ました。

また、設置に当たりましては、設計段階から設置数を検討し、設置しておりますから、設置してからは現地確認などを行っております、基準値以上の性能があることを確認しております。ですので、今のところ増設する考えはございません。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 防災無線の野外放送の関係でございますけれども、非常に村民からも聞きづらい、それから、ハウリングを起こすと、いろいろな苦情は聞いておるところでございますけれども、この事業は防衛省の補助事業を対象しております。そんな関係から縛りもあるわけでございます。それと同時に、これを行うときに調査研究は十二分にさせていただいたという経緯がございます。そして、増設するというお話でございますけれども、ハウリングを最小限にとどめるという中で、このエリア内の設置を屋外の子局を37局つくったという経緯がございますので、もう少し状況を見させていただきたいと、こんなふうに思います。今のところ、その防衛補助事業を受けておりますので、増設というのは無理かなというふうには考えておりますけれども。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） また、放送設備の取り扱いにふなれなためか、その他の原因なのか、チャイムしか鳴らなかったり、アナウンサーの仕方で聞き取りにくかったりということがございます。放送が頻繁にされるわけではないので、ふなれな状況も理解できますが、中途半端な放送では聞く人に不安を与える場合が考えられます。取り扱いの関係者にもう少し説明、指導していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほどの放送する方に指導ということでございますが、村では宿・日直者に対して留意事項を記載した冊子を渡しております。その中で放送の仕方や放送例が記載されたものを使用して放送しておりますが、ご質問の不具合があるようですので、宿・日直者には再度指導し、その辺の徹底をしていきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） また、防災無線での放送基準なんですけど、もう少し村民に周知していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） マニュアル化というお話かなと思っております。最近の例で言いますと、認知症の方の外出者の放送等がございます。現在、村では家族からの検索願が警察に提出されていることや家族から検索に当たって個人情報の公開の了解を得ていることなどにより、防災無線で尋ね人のお知らせを行っております。

ご質問の内容を含めまして、マニュアル化、またその作成について検討していきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 防災無線の目的は、災害、平常時の連絡及び行政連絡と住民生活に必要な情報を正確に、かつ敏速に伝達することにあるということであつてあります。こんな中から聞きづらひのであるということになると、これはそれに反しているんじゃないかというふうにも私も思っております。ただ、いろいろ検討しなきゃならないことがございまして、先ほどから言われるように、防災無線を放送する側の人の教育、それから、村ではこの防災無線には庁舎電話交換業務委託ということでやらせていただいておりますので、その会社にも先日、私から口頭で職員の、こちらに派遣されている人の放送内容について、それから、放送の仕方について、再教育をしてくださいということは申し入れておきました。

それと、もう一つは、今、防災無線が非常に頻繁に使われているような気がします。そんな中で、村民からも出ている話でございますけれども、お悔やみについて、これをもう少し考えたほうがいいんじゃないかというようなご意見もございます。今ここで、すぐやめるとか、そういうんじゃないかと、それをどういふような方向づけをしていきたいかということは、これから関係機関と同時に、皆さん方と相談して順次進めて、改善を進めていかなきゃというふうに思っております。何しろ防災無線というのは緊急時に、皆さんがはっというように形で聞かれるような体制づくりをしていかなければならないということから、1日に何回もぼんぼん鳴られたら、その緊張感というのも非常になくなっちゃうような気もするんで、そういったところも精査しながら進めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 続きまして、生涯学習課長にお尋ねします。

現在、村内の体育施設や学校開放施設の利用調整会議なんですけど、3カ月に一度行われておると思いますが、年間利用される団体も大分定着し、使用の曜日とか時間も定着しつつあると思います。この利用申請なんですけど、受け付けは3カ月前から受け付けるということなので、そのときに調整すればいいことだと思いますんで、この3カ月を6カ月、あるいは1年ごとの調整にできれば使い勝手が

よくなると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 清水義美生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） お答えいたします。

利用調整会議は、社会体育施設及び学校開放施設の村内使用団体の促進と調整を図る目的で、3カ月に一度開催することとなっておりますが、使用団体の年間スケジュール等が、ほぼ確定していることや各使用団体の相互理解も深まっていることから、半年に一度程度の開催にて試行実施してまいりたいと考えております。

また、利用調整会議においては、各種団体等が集合しますので、使用上の注意事項や、またその確認事項やお知らせなどの場でもあることから、本会議は今後も定期的実施したいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 次に、村では南部コミセンの改修や中央コミセンの新築も予定されております。これらの施設の改修、新築を機に指定管理制度等の取り入れは検討されていますか、また、考えはございますでしょうか、あったら教えてください。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 指定管理制度の導入についてですけれども、指定管理の対象となる公の施設として、レクリエーション、スポーツ施設や文化施設の博物館、図書館、公民館、コミュニティセンターも対象となっておりますけれども、現在は検討していません。

なお、参考ですけれども、群馬県の平成25年4月1日現在の指定管理制度の導入状況ですけれども、公の施設の総数5,477施設、導入済み施設766施設で約14%、町村総数1,530施設、導入済み施設で253施設です。約16.5%となっております。

近隣市町村の状況ですけれども、吉岡町の文化センターは直営でございます。それから、渋川市ですけれども、スポーツ、市民会館、公園などは渋川市公共施設管理公社、前橋市にあつては前橋市文化スポーツ振興財団、高崎市にあつては高崎市文化スポーツ振興財団という状況でございます。

また、公民館、コミュニティ施設、図書館などは指定管理制度の実績はほとんどなく、これらの施設は採算性の問題とか専門性や人材育成などの観点から指定管理に至っていない状況にあると思われ

ます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いろいろな施設を指定管理にしたらどうだというお話でございますけれども、指定管理の導入に当たっては、民間企業等のさまざまな団体のノウハウより利用者の利便性の向上、管理運営費の削減など、負担軽減につながるものではありません。本村の体育施設や文化施設に当たっては、教育、文化施設的な側面と住民主体の施設であり、収益は余り見込めないことによる採算性の問題や指定期間が3から5年であり、同じ団体が同じ管理者として継続される保証もありません。特に専門性や人材育成が必要な施設にあっては、運営サービスの一貫性や継続性が担保されないなど、デメリットが多くあります。よって、今のところ指定管理導入ということは考えていないということでございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 今のところ考えていないということで、今後やっている自治体等もございまずので、調査研究のほうをよろしくお願いします。

続きまして、産業振興課長にお尋ねします。

創造の森全般ですが、昨年改修されましたキャンプ場とストライダーのコースの利用実績がわかりましたら教えてください。

○議長（高橋 正君） 新藤産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 小山議員のご質問にお答えします。

創造の森につきましては、平成5年から7年までの3年間で約1億2,000万円を投じて整備したものでございます。

こちらの実績でございますけれども、まず、キャンプ場につきまして申し上げますと、平成24年度、村内者が310名、村外者が66名と合計で676名でございます。

次に、平成25年度につきましては、村内者が201名、村外者が440名の計641名でございます。

次に、森の恵みを食す小屋ということでございますけれども、平成25年度オープンいたしまして、村内者が214名、村外者が83名の計297名でございます。

そして、最後に、幼児、小学生専用の自転車コースでございます、ストライダーでございますけれども、平成25年度にオープンしまして、村内者が107名、村外者が310名というような実績になっております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 利用度がわかりました。森の恵みを食す小屋も含めてなんです、利用できる空き情報がわからないということで、行ってみたら使えないということも話も聞いております。これらの情報をどこで確認したらよいのか教えてください。



○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 利用状況の申し込み等のご質問かと思うんですけども、基本的には土日を除きまして平日につきましては、産業振興課のほうで電話等で受け付けを行い、予約を入れていると、そして、後日正式な申込書を出していただいて、仮予約から本予約というような形で使用を許可しているというような状況です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） あと、もう1点、通達しておいたんですが、この間、ふるさと公園周辺活性化委員会で説明を受け、もう一度確認のためなんですが、ふるさと館とレストガーデンの両施設の運営について今後の運営を説明してください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） ふるさと公園につきましても、平成元年に開園いたしまして約26年が経過するというので、相当施設も傷みまして、補修、あるいは一つの岐路に来ているのかなという状況でございます。

ふるさと公園につきまして、ご質問のふるさと館でございますけれども、今年度、春まつりにつきましては、榎井議員さんに非常にお骨折りいただきまして、総入園者数約2,000人です。毎年1,000人を超える倍近くの人数が来ていただいたということでございます。その中で、ふるさと館につきましては、これまで民間の方が入ってございましたけれども、これをビジターセンター的な機能を持たせようということで、春まつりにつきましては自衛隊の施設の活動等を理解していただくための展示を1つ行いました。それから、もう一つにつきましては観光、伊香保を含めた中の榛東の観光、あるいは耳飾り館等、それを集約する形で情報の発信基地ということで整備を行っております。

それから、レストガーデンにつきましては、これは来園者の休憩所ということで活用しているわけでございます。議員のご質問でございますけれども、今後の活用ということで、数日前ですかね、ふるさと公園活性化委員会開きましたけれども、現在、民間の方々2名ほどから借用したいという申し出でございます。この件につきましては、行政に民間が入るということで、できれば長続きしてやりたいということがございますので、ふるさと公園の活性化の委員会を中心に、あるいは議会の総務産建ですか、委員会を中心に、十分議論を重ねていただきまして、ふるさと公園の進むべき方向性を模索していきたいと、このように考えております。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 次に、南部運動公園と、ことしオープンの新井緑地公園についてお尋ねしま

す。

南部運動公園の管理は建設課で、運営は体育施設管理事務所で行っていると聞いています。また、トイレの清掃などは南部コミセンの職員が対応しているとのことですが、これで間違いございませんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） しんとう南部公園につきましては、管理については建設課、それから、公園有料施設内の貸し出し徴収業務につきましては社会体育施設と管理事務所、また、トイレの管理につきましては南部コミセンの職員が対応しているということでございます。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 大会や練習試合などで大勢訪れたときに、駐車場等の問題もございます。どこかで一元管理をしたほうが効率的だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 清水義美君発言〕

○生涯学習課長（清水義美君） 現在、しんとう南部公園の駐車場につきましては、専用駐車場はないということで、学童のところの駐車場、それから、足りない場合については南部コミセンの駐車場を一応館長にお話ししていただいて、館運営に支障ない範囲で使用していただいているという状況で、サッカー等いろいろ練習している方が駐車場を結構利用されている方が多いので、その辺の整理は必要かなと思いますけれども、今、現状として、その辺の駐車場の不足という部分で、現状とすれば、余り今、報告は受けていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） あと、子育て・長寿課長にお尋ねしたいんですけども、新井緑地公園もこのような建設課が管理し、運営は子育て・長寿支援課で運営するということになるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 整備する前に、当初建設課と協議いたしまして、整備は子育て・長寿支援課が、完成後の維持管理は整備する前と同様に建設課が、それぞれ所管するとして、この事業をやった北関東防衛局との協議でも、その旨説明しております。

新井緑地公園の整備に際して建設委員会を設けました。多くの高齢者会員を抱えます球技団体の役員の方も加えており、さまざま意見を出していただきました。球技団体役員は完成した後の維持管理

は建設課へ引き継がれるものの、新井緑地公園の使用等に関する相談は、うちの子育て・長寿支援課を訪ねていただくよう伝えております。新井緑地公園の利用につきましては、防災広場としての役割を担いつつ、平時は高齢者の健康増進を優先するよう周知しなければならないと考えて、標示看板も配慮した次第です。

芝生広場の供用開始につきましては、加入している植樹保険の条件が、完成引き渡し後1年間、人が歩いたことにより枯れた場合は保険対象外となるというようなことから、その利用については来春以降と見込んでおります。その供用開始に備えて、子育て・長寿支援課では利用者に対して芝生広場が安全に秩序をもって使えるよう、準備していきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 3番。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） どうもありがとうございました。

村の各施設なんですが、今後、定年延長や再任用制度、また指定管理制度など、さまざまな選択肢が考えられると思います。今後も村民が有効に利用できるよう、ルールづくりをしていただき、管理方法の検討をお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で3番小山久利君の一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位2番清水健一君の質問を許可いたします。

1番清水健一君。

〔1番 清水健一君登壇〕

○1番（清水健一君） 皆さん、おはようございます。

議席番号1番公明党の清水健一でございます。

地域で安心して暮らしていくために、1、高齢化と介護の実態について、2、医療と介護を結ぶ地域包括支援センターの役割と現状について、3、認知症高齢者の生活支援について、以上3つの視点から質問させていただきます。

日本の人口は、近年減少の局面を迎えています。2060年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になることが推計されています。国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住みなれた地域で医療や介護などのサービスを切れ目なく一体的に受けられる地域包括ケアシステムの構築を提案しています。

厚労省の調査によりますと、高齢者の7割が介護を受けながら自宅で暮らしたいと望んでいるそうです。在宅の要介護高齢者が医療、介護、生活支援、介護予防、住まいの各種サービスを一体的に利用できる体制で、おおむね30分以内に必要なサービスが受けられる環境を理想としています。地域包括ケアシステムが実現されれば、高齢者のニーズに応えることができ、介護する家族も遠く離れた施

設まで行く必要がなくなり、負担が軽くなります。

一方、保険者である市町村や都道府県が地域の特性やニーズに応じてシステムをつくり上げていくことが求められ、医師や専門職の連携の強化、介護や住まいのニーズの把握、地域の幅広い支え合いが欠かせません。

以降、自席に戻りまして質問を続けてさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 1番清水君。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） では、通告に従いまして質問を続けさせていただきます。

初めに、高齢化と介護の実態についてお聞きします。

榛東村での高齢化の現状と将来の状況を把握するために、現在の高齢人口と高齢化率、単独高齢世帯と高齢者のみの世帯数、各種計画等での推計値がありましたら、教えてください。

また、要介護高齢者の現状、実情ですけれども、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 青木子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 平成26年4月1日現在における65歳以上の高齢者人口は3,219人で、高齢化率は22%です。単独高齢者世帯は毎年6月1日現在で、民生委員児童委員さんのご協力を得ながら調べておりまして、ひとり暮らし高齢者ということで、昨年25年6月の値で280人でした。また、高齢者のみ世帯につきましては、災害時要支援者システムに登録されている直近の値で27世帯となっております。

推計値につきましては、高齢者人口について平成18年3月発行の第5次榛東村総合計画の21ページに、65歳以上の高齢者人口を推計しております。それが平成27年、来年になりますが、2015年です、20.2%、平成32年、2020年になります、22.1%と予測し、記されております。ゆえに、ことし4月1日現在の高齢化率22%は、平成32年の推計値に6年ほど早く達したことになります。それ以外の数値については推計値がございませんので、ちょっとお答えできません。

以上です。

○議長（高橋 正君） 小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、清水議員の介護保険事業の実態としましてご説明をさせていただきます。

平成26年4月分として国に報告をしました事業状況報告ということで書類がございます。それによってお答えをさせていただきます。

一般状況としまして、村内の第1号被保険者数ですが、65歳以上75歳未満被保険者1,727人、75歳以上被保険者が1,508人、合計で3,235人でございます。

次に、要支援、要介護認定者数でございますが、第1号被保険者では、要支援1が45名、要支援2が60名、要支援保険者は計105名でございます。

次に、要介護でございますが、要介護1、108名、要介護2が125名、要介護3が80名、要介護4、67名、要介護5、83名、要介護認定者合計で568名でございます。

第2号被保険者は、要支援1、1名、要支援2、2名、要支援認定者計3名でございます。

次に、要介護の1が1名、要介護2が8名、要介護3はおりません。要介護4が1名、要介護5が1名、要介護の認定者が14名となっております。

要支援、要介護認定者の総数では582名でございます。この582名の中で介護度別の人数は省略をさせていただきますが、合計ですけれども、居宅介護、在宅で介護予防サービスを受けている方が335名、それから、地域密着型介護予防サービス、これが17名、それから、施設介護サービス、施設の合計になりますけれども、介護老人福祉施設が56名、介護老人保健施設64名、合計120名となっております。介護度別の人数等が必要であれば、後ほど資料で提供させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 本村では、着実に高齢化が進んでいくということが確認できると思っております。

続きまして、昨年7月の総務省の就業構造基本調査によりますと、仕事を持つ6,442万人の4.5%に当たる291万人が介護をしながら働き、男性も131万人いることが報告されています。介護保険が議論された当時の家族介護は圧倒的に女性が多く、8割以上を示しました。ところが、2010年の国民生活基礎調査では男性介護者が3割を超え、主たる介護者が夫から一気に息子へと広がっています。少子高齢化や未婚率の上昇で家族構成が変わる中、働きながら介護を担うケースがふえ、多くの働き手が介護と仕事の両立という大きな課題に直面し、やむなく離職を余儀なくされる方々は、毎年10万人に上っているとみられます。40代から50代の働き盛りの世代がふえているようです。

2010年の育児介護休業法の改正で、要介護の家族1人につき通算93日まで取得できる介護休業に、年間5日の介護休暇取得可能になりました。

ここで参考でございますが、榛東村での介護休暇の規定、また、介護休暇の取得状況がありましたらお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 榛東村職員の介護休暇の規定についてのご質問ですが、本村職員の介護休暇につきましては、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例に定められております。介護休暇は職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負傷、疾病または老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認める場合

における休暇で、特別休暇として年間で介護者1人当たり5日取得できることになっております。また、介護が長期になる場合は介護休暇として180日まで取得できることになっています。

また、取得状況ですが、特別介護両休暇の取得は、ここ3年間のデータでは取得はございません。以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 介護休暇の規定は整備されていますが、介護休暇の取得実績はないということです。職員の全体数がまだ少ないからかもしれませんが、実際のところ、家庭内に介護されている方がいらっしゃるだけでも介護のために休む方が少ないのかもしれませんが。

先ほどもお話しさせていただきましたが、40代から50代の方が介護に当たられるケースが多いと思います。職場でも重要な位置にあり、休暇がとりにくいということもあるかもしれません。必要であれば気遣いなく介護休暇がとれるような職場環境が必要だと考えます。

村長、榛東村はいかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 職員の介護休暇ということでございます。

先ほど課長が述べましたように、職員の規律の中にはちゃんとうたっています。そして、それがとられているかという、今のところ調査をしましたがけれども、とられていないということでございます。そのとられていないのが、どういう原因かという、そういうものに遭遇しなかった人もあるし、それから、職場環境でとれなかったかという質問には、誰もそういうことはないというお話でございまして、一安心はしたんですけれども、これから清水議員が話されますように、そういった社会になるときは、公務員であろうが、それから、一般の職場の人であろうが、やはり在宅介護で末期を迎えたいという人が非常に多くなっているという中では、そういった政策、施策はちゃんと認可をして、そして、使えるような状態でこれからも進めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） ぜひそのような環境をこれからもお願いいたします。

次に、医療と介護を結ぶ地域包括支援センターの役割と現状について伺います。

高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築には、介護、医療、生活支援、介護予防といった地域支援事業の充実が欠かせません。システム構築のための地域のニーズや社会資源を把握し、多職種の連携の鍵を握る地域包括支援センターの役割は大きいと言えます。地域で安心し、暮らし続けるために必要な24時間365日切れ目のない支援を提供していくために、在宅医療と介護サービスの現状と課題を把握する必要があります。

榛東村における在宅医療と介護サービスの現状と課題、システム構築のための地域包括支援センターの役割と課題についてお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、地域包括支援センターの役割と課題ということでございます。お答え申し上げます。

榛東村地域包括支援センターは、村からの委託によりまして社会福祉法人榛永会が運営する、しんとう苑内に設置をしております。地域包括支援センターは、介護保険法第115条の46によりまして、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健、医療、福祉の向上及び増進を包括的に支援する機関として設置をされております。

先ほど清水議員から話のあります地域包括ケアでございますが、国では、今後もさらなる高齢化進行と団塊世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することとしております。

また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要だとしております。

県と市町村が住民の理解と協力をいただきながら、地域の自主性や主体性に基づきまして、地域の特性に応じてつくり上げていく体制づくりだと。その中で、在宅医療、介護連携の推進につきましては、現状では地域包括支援センターや各担当ケアマネジャー等の関係者の連携により、必要に応じて主治医や病院の医療ソーシャルワーカー等と連絡をとりながら、個々の支援計画を立て、対応しているケースもあります。

また、渋川の広域圏内では、渋川地区医師会の主催によります在宅ケアネット渋川が活動しておりまして、医療、保健、福祉、介護等の関係者が年3回程度の研修に参加をしております。村の保健師、ケアマネジャー等も参加をしております。

介護保険制度の見直しがされる中で、在宅医療、介護連携の推進につきまして、国と県の支援のもと、地域の医師会と連携しながら取り組むことが必要と指摘をされています。また、県と医師会が進めています在宅医療人材育成研修が渋川管内でも開催をされたそうです。

今後の地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療、介護の連携に向けて、できることから始めることが重要と考えます。地域包括支援センターは、平成18年度の介護保険制度の改正に合わせて設置をされ、これまで8年にわたりまして経験と実績を積んできたところでございますが、地域包括ケアシステムの構築につきましても、地域包括支援センターを中心に内容の充実を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） 地域包括支援センターの役割は大きいと思います。しかしながら、相談の窓口は充実してきましたが、24時間365日の体制で支援ができる体制は、まだこれからだと思います。このことを解決していくのが地域包括ケアシステムではないかと思っています。

それでは、地域包括ケアシステムの中で一つの柱として取り上げられています、認知症施策について質問させていただきます。

全国的には80代以上の4人に1人が認知症という状況だそうです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けるケアシステムの構築は欠かせない施策だと思います。認知症を完全に治すことはできないことかもしれませんが、初期の段階で集中的な支援を行うことで、現状を維持することは可能なのではないかと思います。認知症初期集中支援チームは、医療、介護、専門医など複数の専門職が、認知症が疑われる人とその家族を訪問し、家族支援などを包括的、集中的に行い、自立生活の支援を行うものだそうです。

そのために、まず、認知症の診断を早期に行う医療機関が大事になってきます。認知症早期診断の専門医療機関はどこですか。また、認知症初期集中支援チームの立ち上げは可能でしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 認知症初期集中支援チームの立ち上げということでございます。

認知症の初期集中支援チームとは、国のモデル事業でございまして、平成25年度に全国で10カ所、平成26年度に全国で20カ所のモデル事業を実施をしておるそうです。27年度以降にモデル事業の実施状況を検証した上で、全国普及のための制度化を検討する状況ということだそうです。群馬県内では、前橋市がモデル事業に取り組んでいると聞いております。

この認知症初期集中支援チームとは、家庭訪問を行い、アセスメントや家族支援等を行うということで、医療系、介護系の専門職と専門の医療機関ということでございますが、認知症疾患医療センターという位置づけによりまして、この医療機関は県内で10カ所しかないということでございます。管内では吉岡町の田中病院が指定を受けているそうです。県内でも10カ所の指定医療機関ということで、個々の受診となりますと、すぐに受診できなかつたり、1カ月待ちという状況もあると聞いております。専門の医療機関の整備が必要とされる場所だと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） ただいま説明がありましたように、県内で10カ所の認知症疾患センターで、個々の診断は1カ月待ちという状況だそうです。認知症初期支援チームには専門医が欠かせないところ



ろでございます。医療機関の不足について、県、医師会等との連携強化をお願いいたします。

認知症対策は、ますます重要性を増してくる問題だと思います。認知症の家族をお持ちで、その対策でお困りの方はたくさんいると思います。いろいろお話を伺う中で、鍋をこがしてしまう等の問題も日常的に起こるようです。意識の中に家事に対する認識が残っていることはよいことですが、火災等、大変心配されます。

村長にお伺いいたします。認知症の方や、そのご家族が真っ先に心配する家族内のこと、また本人や家族から介護の相談を受ける保健師の方などから、こういった実態を直接お聞きになる機会がありましたか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に社会問題として取り上げられているのが認知症でございます。私ごとで恐縮ですけれども、介護保険が始まる前に、私も母親で認知症を11年間見ました。そういった中で、やはりこの施策の重要性というのは自分もよく承知をしているというふうに思います。

その中で、先ほどから申し上げておりますように、認知症の初期集中支援チームというのは、本当にこの目的というのが家族支援を大事にするということでございます。それから、同時に認知症に限らず、介護を受けられている、施設介護を受けられている方たちは家庭介護が一番の良薬だと言われている今、時代になってきております。そんな中では、やはり認知症もそうですけれども、いろいろな介護についても家族介護ができるほうがいいんじゃないかというような、私は思っております。

そんな中で、村でもその対策として23年度からご案内のように、そういった介護をする方の家族介護の慰労金とか、それから、おむつ交換事業とか、いろいろな施策を施してきておりますけれども、もう少し時代に合った施策をみんなして考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

それと同時に、執行だけで考えるのではなくて、皆さん方もこういうやり方がいいんじゃないかというようなご提案がございましたら、ぜひ係にお話をして、それを実行に移していければなというふうに思います。

きのう何ですか、国でも、ちょっとお話は違うんですけれども、一般住民から出た事案が国に取り上げられて、それが安倍政権の何と言ったか、そこのところに取り上げられて閣議決定されたというお話もございます。どうか皆さん方にもいろいろな面で提案をしていただきまして、それを議論し、いい施設介護等が進められるように私からもお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 認知症のご家族の方で家庭内で、まず心配されることは金銭管理、そして、火の始末のことだそうです。中でも近隣にも多大な被害を及ぼす火事は、家族にとって大きな悩みの

種となります。火の元の管理のため、ガスコンロより火事の心配の少ないIHクッキングヒーターに交換を検討する方も少なくないと思います。榛東村では住宅リフォーム補助金の制度があり、補助対象となる工事の中にシステムキッチンの取り換え、その他厨房工事と書いてあり、IHクッキングヒーターの交換は補助対象になっていると思います。制度開始から現在まで、IHクッキングヒーターの交換はどれくらいありましたか、状況をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 実績について申し上げます。

平成25年度の実績でございますけれども、システムキッチンの入れ換え工事でございます。全体で13件申請がございました。そのうちの6件がガスから電気へ移行したオール電化工事で、補助金額は52万円でございます。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 認知症の方たちも地域で安心して暮らし続けていくためには、地域の生活支援が欠かせません。榛東村でも認知症サポーター養成講座を実施したことがあると思います。認知症を理解するための裾野を広げるためのサポーター養成講座等をしっかり開催し、生活支援の担い手養成を積極的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 認知症サポーター養成講座につきまして、榛東村でも開催の実績はございます。平成21年度に初めて開催をしまして、この年に参加者が107名、平成23年度、49名、平成24年度、41名の参加者で実施をしております。平成25年度と本年度開催の予定はございませんが、過去の養成講座の開催によつての課題等もございまして、研究の上、今後また実施をしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 最後になりますが、認知症高齢者のもう一つの心配、家族が心を痛める徘徊の問題です。この対策につきましては、本村では何か対応策はございますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ご質問の該当するものとして、小型GPS機能付きの徘徊感知器がございます。平成16年に創設しました徘徊高齢者家族支援サービスでは、重量50グラム程度、

縦79ミリ、横43ミリ、厚さ20ミリほどのGPS発信機を徘徊高齢者に所持させて、その位置を確認できるサービスがあります。これを導入する際に発生します費用の一部を補助するという制度です。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1番。

〔1番 清水健一君発言〕

○1番（清水健一君） 大きさがたばこほどの大きさで、携帯に不向きで、位置確認も難しいので利用者がいなかったのだと思われます。

現在開発中との情報で、私もしっかり確認しておりませんが、24時間携帯型のGPS仕様の徘徊感知器で2センチ程度のICタグ受信機、管理端末の利用で利用者の位置情報や生活反応を端末を通じて、家族や介護者にメールで知らせるものが開発されるようです。認知症だけでなく高齢独居の見守りや緊急通報に使えるよう、介護保険も適用になるそうです。介護者の負担を減らすことも認知症の生活支援につながります。こういった地域資源を積極的に活用していくことも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） ご質問にありました小型GPS機能付きの徘徊感知器につきましては、ちょっと確認できませんでしたが、高齢者や子供、ペット、物品などの位置情報を把握するために、さまざまな分野でGPSを使った商品が日進月歩で開発されております。GPSにより位置情報を確認する装置につきましては、高齢者自身、高齢者を取り巻く家族らへはわかり知れない安心感を与える道具の1つと考えられます。

平成16年に創設されました徘徊高齢者家族支援サービスで採用されている機材につきましては、今日に至るまで当該制度の利用実績がなかったことを反省しまして、使い勝手のよい機種を採用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 先ほど機器の関係で介護保険の適用になるということもお話をされましたので、私のほうからも回答させていただきます。

認知症老人徘徊感知機器としまして、介護保険の福祉用具の対応となる機器もございますが、この機器につきましては発信場所を通過すること、宅内だと思えますけれども、発信場所を通過することで介護者を呼び出すタイプ、それから、対象者の離床、速やかに検知し、介助者に知らせるタイプ、ベッドに敷いておいて、ベッドから起き上がったときに介助者に報告が来るタイプ、それから、携帯型の受信機を用いて屋外などで介助者が受診できるタイプということで、これも清水議員のお話のよ

うな高性能の機能機器については、介護での対象機器にはなっておりません。リース料金が高いということかもしれませんが、現時点では介護保険適用の機器については、今お話ししましたような簡単な機器でございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 1 番。

〔1 番 清水健一君発言〕

○1 番（清水健一君） IT の利用で地域支援を行っていただける時代でございます。積極的な利活用を検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（高橋 正君） 以上で1 番清水健一君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。25分から開会いたします。

午前1 0時1 2分休憩

---

午前1 0時2 5分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質問順位3 番 杉井保夫君の質問を許可いたします。

2 番 杉井保夫君。

〔2 番 杉井保夫君登壇〕

○2 番（杉井保夫君） 皆様、改めまして、おはようございます。

自衛隊出身議員の杉井でございます。

まずは、先ほどもありましたけれども、榛東村、そして、吉岡町に多大なご尽力をされました大林県議の突然のご逝去ということで、心からお悔やみを申し上げるところでございます。

さて、2月の雪害において榛東村でも相当の被害をこうむった方がいらっしゃると思うんですけれども、順調にいかない、この復興・復旧、このジレンマについては私も涙するところでございます。

本日は、本村の雪害における復興状況、2点目が危機管理、危機管理については幅が広がりますので、私のほうの危機管理に関する説明、そして、4点に区切って質問をしたいと思います。最後に、地域の活性化ということで、これも榛東村の全ての地域でございますけれども、ふるさと公園と、そして、ソフトバンクソーラーポート、この地域のこの2点に限定をして質問したいと思います。

事後、自席に戻って質問を継続させていただきます。

○議長（高橋 正君） 2 番 杉井君。

〔2 番 杉井保夫君発言〕

○2 番（杉井保夫君） まず、雪害における我が村の復興状況ということで、まず、3・11の東日本大震災もそうであったとおり、国が絡むと、この復興というのは非常に遅くなるというのが、皆さん

承知のとおりだと思うんですけども、いろいろこの復興についてお伺いしたいと思います。

まず、雪害における本村の農業用施設被害の状況について、課長、お願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、杉井議員さんのご質問にお答えします。

既にご存じのように、26年の2月14日、15日にかけて、百数十年に一度という歴史的な大雪に見舞われました。本村においても過去に例のない甚大な被害をこうむったわけでございます。

2月19日、本村はJ Aと連携して初動調査を実施し、その結果を2月20日に県に報告いたしました。最初の調査結果につきましては、農作物の被害額は3,128万9,000円、家畜関係の被害額1,493万8,000円、農業関係施設被害額1億6,780万6,000円、総額で2億1,403万3,000円でございます。

2月28日に入りまして、県はこれを受けて群馬県農業災害対策特別条例を適用し、県下全域を災害指定したものでございます。これを受けまして、村は3月3日付で榛東村農漁業災害対策特別措置条例に基づきまして、災害指定を引き続き行ったわけでございます。これによりまして、条例適用となります農業者への支援措置といたしまして、農業災害見舞金63万円、農業災害対策事業費補助金310万3,000円、農業用廃ビニールの処理費補助金ということで110万円、締めて3月補正に予算計上したものでございます。

その後、調査を進め、3月5日、県に対して被害額を報告いたしました。内訳は農作物の被害が4,098万8,000円、家畜関係の被害1億3,943万4,000円、農業関係の施設被害1,442万4,000円、総額で1億9,484万6,000円でございます。最終的には国の補助金の要望件数は63名、6億1,006万4,460円でございます。このうち県・国・村の補助金の合計額は4億4,849万9,000円を6月の補正予算に計上した次第でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 補正云々というのはわかるんですけども、本村で基本的には何件の被害を受けて、そして、申請については何件したか、お答えください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） お答えの中で、杉井議員もご存じのように災害の救援、支援ということで、3つの段階で支援策というんですかね、見舞金等の施策がございます。

1つ、経営体の育成支援ということで、最も大きな補助の関係につきましては63件、それから、災害条例に基づくものにつきましては29件、それから、一番下、1万円の見舞金ということで59件ということで、この三者を足し上げたものでございますけれども、151件でございます。

なお、この件数につきましては、現在も多々動いているところがありますけれども、およそこちらで押さえた数につきましては151件ということで認識しております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） それでは、本村の被害、これについては約151件、それに基づいて補助金申請、これについては課長もう一度、補助金申請されたところは何人か、お答えください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 繰り返しになるかと思いますが、対象人員でございます。

先ほど申し上げました数でございますけれども、補助金の最終の確定人数でございます。先ほど言いました、経営体育成支援策の事業につきましては、先ほど言いました63名が最終人数ですね。それから、災害条例については、先ほど言いました29名、見舞金についても59名ということで、これが確定の人数ということで把握した人数でございます。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 151件の被害があつて、今回については63件の補助金申請があつた、こういうふうな報告、今、受けているんですけども、要は農家の家庭の事情により継続はできなくなったとか、あと、俺んちはもう俺の代で、これで終わるから縮小するよいうとか、いろいろあろうかと思うんですね、理由は、そういう中で私が一番心配しているのは、手続とかいろいろな面で、俺はもういいよと、こんな手続がかかるんなら、ここを私が心配しています。村として、やはりこの3・11とかの経験を踏むと、やはりアフターケア、精神的なケアがやはり必要だと思うんですよ。こういうものについて課長、何かされましたか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） お答えします。

村としての、恐らく初動の対策ということで申し上げたいと思います。

まず、第1に、村として第1に行ったことが、2月21日に区長経由で大雪被害相談窓口を開設しております。これを開設し、回覧するとともに、村のホームページに掲載し、被害状況の記録について周知を行いました。

2つ目といたしまして、雪害に伴う雑損控除、これは税の関係でございますけれども、高崎税務署に確認するとともに、農業施設の修繕にかかる領収書の保存や罹災証明の取得などについて農業者への周知を行いました。

そして、3点目といたしまして、パイプハウスの配備についてJAに無償収集を依頼し、実施いた

しました。

また、3月26日には事業の確定に向けて、国の支援の骨格が固まりつつある中、農業者に対して要望書の作成をお願いを、他市町村に先駆けていち早く実施いたしました。これによりまして早い段階で農業の業者の見積もりも依頼でき、パイプメーカーとしての他市町村との重複することなくスムーズに作成でき、事業の確定に向けて迅速に対応できたということでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 一番悲しいことは、この国の補助金とか県の補助金とか、村の補助金とかを要は目的は今まで農業をされていた人が、この雪によって、もうやれないんじゃない、しょうがないと。もとに戻してやりたいんだという、ここに目的があるわけですよ。そういうところで、例えば手続が面倒くさいからいいやとかいう方が、この151名中ですよ63件申請上げているんですけども、それ以外の方でいらっしゃるなら、非常に寂しいことだと私は思っています。

村からは、確かにいろいろな申請書云々、こう出すんだよと言われると、私も説明をいただきましたし、何回も課長、係長、いろいろ説明をいただきました。ただし、精神的なものというのは目に見えないんです。この辺も含めて村として、やはりケアをしていく必要があるのかなと、こういう気がしますけれども、村長いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 本当に災害に対しては、災害に遭われた方には心からお見舞いを申し上げたいと、このように思っております。

松井議員のご質問でございますけれども、災害に対しての農家の支援策はどうだったかと、その中でまだまだ災害に遭っているけれども、いろいろな手続等が面倒くさいというようなことでまだ、その数字にあらわれていないんじゃないかというようなご質問だというふうに思っております。

第1に、村では災害がありました後、県や国にいろいろな災害条例に適合した補助制度を検索させていただきました。その中で、国がまとめた災害、最後の補助、それから、国・県・村の支援というのをまとめた中で、第1回の村民対象説明会を村民ホールで行いました。そのときにはたくさんの、人数はちょっと覚えていないんですけども、たくさんの方が見えられました。

そのときの説明会は、今、国と県・村は再開に向けてやろうとするものについては、こういう対策、補助、助成、支援がありますよという大まかな説明をさせていただきました。その後、私は個々に経営状態が違うのであるから、個々に係に来て、いろいろ説明を受けたりお話をして、個々にいろいろな事案を、対策を考えてくださいということでお話をさせていただきました。その中で、個々に来た人も大勢おられます。そして、今回の補正を出させていただいている63人の経営の補助ということは、

そういった選択の中で、今まで以上の経営確立を目指す人たちが申し込みをしておられます。

それから、その下の、下というか、それ現状維持じゃなくて半分ぐらい、ハーフにするぐらいの人たちについては、これからその事案が出てきます。ですから、今回出ているのはこの国・県・村が90%補助し、10%設置者がやるという案件の中での補正でございます。

その後、先ほど申し上げましたように、今までの経営状態を縮小しながら、露地のほうも向けていきたいというような方の、また施策も出てきます。そういった人たちはこれからやります。それから、全然もう嫌だよという人については、その次の対策として、課長が話されまたように3段階で政策を提案して、その中から選んでいただくということでございます。それと同時に、その補助申請を5月31日で締め切りということでございましたけれども、まだまだ後々出てくるおそれがあるし、それから、5月の末には非常にその申請がふえてきたというようなことから、1年間延ばすということで周知徹底を図っているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） わかりました。行政としても補正組まれて補助金出るという形になるんですけども、アフターケアのほう、最後の最後までよろしくお願いをしたいと、このように思います。

続きまして、危機管理について質問をいたします。

危機管理というのは、非常に幅が広くて、国を守るところから始まる話でございます。そういう中で限定的に質問させていただく前に、例えばこの危機管理の中で群馬県の教育委員会は、今まで地震災害、これのマニュアルはつくっておったんですけども、5月23日に上毛新聞に載っておりましたけれども、地震以外にも竜巻、そして、落雷、こういうもののマニュアルを教育委員会はつくっています。それで、各学校等に徹底をする。これだけやはり落雷とか突風吹くと、当然の話で私はあると。そういう中で行政はこれを徹底、マニュアルを徹底させればいいという、そういう物の考え方もあるんですけども、実は私、榛東村は落雷が多いんで、いろいろインターネットで調べたら、こういう避雷針がある。これは500メートル地域には落雷はしません。だから、中学校なんかでグラウンドでスポーツをしている生徒たちが、いざ校舎のほうに戻るときに落雷落ちても、この避雷針が立っていれば、要は雷は落ちないんです。だから、いろいろそういうふうなことも考えていかないと、子供たちを守るわけにはいかないというような気がします。

それとか、警察庁が調べる小学校1年生が交通事故に遭う月数はいつだ、5月、6月、7月だそうですね。なぜかといいますと、4月は家庭も先生も一生懸命交通事故を教育するわけですよ。しかし、5、6、7になると、それが薄れてくるんですね。だから、ここで一番交通事故が小学1年生起きるそうですね。これがわかりさえすれば、交通事故減ってくるんですね。これが危機管理の一步だと私は思っている。



先日、ここの村の皆が走っている道路を、総合グラウンドで運動した中学生が暴走族のように何人も自転車で下っていく。私は注意しました。「危ないよ」。ところが、教育長にそれをお話ししたら、今、全然そういう中学生いらない。これだけでやはり危機管理になるわけです。私は危機管理というのは、そういうものだと思っております。

そういう中で、まず、消火栓の関係を質問します。

ある区で火事が起きて、いざ消火栓を使ってホース延ばして出そうと思ったら、水漏れしたそうです、ホースが。これは点検不足という一つに終わらせることできないんですね。火事になっちゃうんですから、人命、生命脅かす。ですんで、私は消火栓の点検については、ある区では春の道路愛護のときに点検をしている区があります、実際に。そういう中で、私の記憶では163カ所か何か消火栓あるそうです。これを1年に点検しろと言っても、これは無理な話なんですね。だから、2年とかかけて、そういう機会を利用して、消火栓等を点検する、行政として点検する意思はございますか、課長。  
○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 消防水利の点検ということでの質問だと思います。

平成25年4月1日現在の村内の防火水槽は209基ございます。消火栓は174基となっております。ご質問の点検ということですが、南分署では備えつけの消防水利台帳に基づき、年1回の点検を行っております。また、点検内容ですが、防火水槽においては水張り状況、水漏れ、補給水バルブ等の開閉状況などの点検を、消火栓においては制水弁の開閉状況や水圧などの点検を行っております。

また、各分団におきましては、防火水槽については水張り状況、水漏れ、補給水バルブのマーキングや消火栓につきましては、位置の確認やマーキングなどの定期検などの補修を行っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 消防の各分団に任せることなく、やはり行政として2年に一度ぐらい、みんな点検が終わるぐらいのこの消火栓の点検は必要だと思いますけれども、村長いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この消火栓ができたゆえん、それから、格納ボックスができたゆえんというのを、これをちょっとお話ししたいと思います。

消火栓は、水道行政が始まったときに整備をしましょうということで、今現在174基仕上げてあります。そして、その中で格納ボックスが設置されているのが93カ所でございます。どうして全部ないかということでございます。というのは、この始まりは、そもそも地域防災とは関係なく、その消火栓ができたところへ格納ボックスをつくるということは、時の消防団の発想だったんです。というの

は、消防団がいろいろ協議をする中でホースを変え、どんどんと補給していただきますんで、消防団自体のホースが余ってきたんです。そのホースを使い古したとは言いませんけれども、古くなったやつを、じゃ、その消火栓ボックスをつくって、そこに設置をし、そして、そのホースは地域住民がもし有事のときに早くには消火栓につないで置いていただければ、消防士が駆けつけて、すぐ管そうをつけて消火ができるだろうということになされました。ですから、今の格納ボックスには調べましたら、幾つかはあるんですけども、管そうはございません。ですから、地域でやろうとしても、それは地域で買ってあれば、管そうが買ってあれば別ですけども、村としては買い与えてありませんから、それを消火栓につないで、すぐに初期消火といってもなかなかできるものではないんです。今の状態はそういう状態に来ているんです。

ですから、これから杢井議員が話されるのは、そういうのを有効活用したほうがいいですよということだと思っんで、それにはいろいろと財政の問題もございまして、そこいらは今後慎重に考えながら進めさせていただくと、それと同時に、その管理方面については、今まで村では文言がございません。ですから、これから議会、それから、区長会、それから、地域住民、消防士等々で話をし、その運用マニュアルをつくって、有効活用というか有事のときには有効活用ができるような体制を試みてみたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杢井保夫君発言〕

○2番（杢井保夫君） 普通の人間は、格納庫、ホースを格納してあるところがあって、ここに消火栓の引き込み口があったら、火事が起きたら、絶対それを当てにしますよ、今の村長の説明もわかりますけれども。ただ、私が言いたいのは、やはりあるものは使わなきゃいけないと。それで、使うんだったら、本当に使用できる、活用できるものでなくちゃいけない。

今ホースの中に、また後に松岡稔議員も質問されると思うんですけども、要は格納庫がさびついていて、ホースが中に入っても、このさびがいつ穴があく、あいている、穴があく可能性が高い。こういうのが多いんですよ。だから、金をかけないで格納庫を、あの赤の格納庫を塗装すればいいじゃないですか。そうすれば耐用年数もっと延びる、こう私は思っておりますんで、どうか、ここら辺についても行政として主導権を握ってやっていただきたいと、このように思います。

2点目の本村の災害対策本部の機能整備、これについては1つしかありません。

雪害で、役場のほうに何回も足を運んだんですけども、災害対策本部に、要は、どこの道路を除雪してある、どこは全然していない、地図上にプロットしていないんですね。災害対策、いくら村長が切れる方でも、やはり見て、あそこが除雪していない、ここはまだだめだ。やはり雪害だけじゃなくて、村長が見て、対策本部長が見て、判断できるものは地図上だと思うんですね。その辺をやはり対策本部には地図を、榛東村の地図をプロットするなり、プロジェクターで見えるようにするなり、こういう整備は絶対必要だと思うんですけども、村長いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） さすが自衛隊出身の議員であって、いろいろ自衛隊の行事を見させていただけますと、本当にそういうマニュアルを前々からつくって、しかも、それを図面に出して指示したり、それから、その解決策をつくっているというのは何度か見させていただきまして、自分でもためになっているなというふうに思います。

そのために、今回、雪害があったのは初めての経験でございましたので、議員の皆さんには申し上げたと思うんですけども、各課長にそれぞれの課で、今回の雪の被害でどういう対策を講じたか、どういう考えのもとに職員が動いたかというのを、このマニュアルを全部まとめました。その中で、これから今、柘井議員が話されますように、そういったこれを全部精査しまして、今度榛東村で起こった場合には、こういう場合にはこうだよ、こういう場合にはこうだよというものをちゃんとした図面なり書類なりで残して、そのマニュアルにのっとった中での行動をこれから起こしていきたいと、こんなふうに思っていますので、これがまた仕上がりましたら、皆さん方に精査をしていただいて、それで仕上げ実行に移していきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 柘井保夫君発言〕

○2番（柘井保夫君） よろしく願いをいたします。

続きまして、防災無線の役割について、先ほど、小山議員のほうからありましたんで、私は以下のことについて確認をしたいと思います。

防災無線というのは、行政の情報伝達、こういうふうに考えております。先ほど来、聞こえない、聞こえる、こういう話があるんですけども、大変なときに、大変な情報を伝達するときに、聞こえなかった人に対する伝達方法、どのようなものがあるか、課長、お答えください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 伝達方法ということでございます。

村では幾つかの伝達方法がございます。この後、南議員からもご質問が出ているんですけども、まず、防災という関係でございますから、まずは防災行政無線がございます。それを補完するものとして防災ラジオ、それから、最近、情報、メール発信を行っております。村では榛東安全・安心メール、こういうものがございます。それと、ホームページ、ホームページにアップして、その辺の情報を伝達する。それ以外には、先ほど申し上げましたように車載用の防災無線があります。これで村内を広報するというような方法があるかなと思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） というふうに、よくまとめて村民の安全・安心、命を守ることも必要なときがあるわけですから、それを確実にまとめて防災計画の中に入れてほしいなど、このように思います。蛇足になりますけれども、この防災無線について、1つお願いがあります。

先日、桐生の山火事があったんですけれども、朝4時半から自衛隊のヘリが消火活動のために飛び立っています。村民の何人かは、この朝からうるさい、本当になって、こういう方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。それで、元自衛隊の議員ですから、私は、相当言われます。ですけれども、こういうときこそ防災無線なりを使って、自衛隊、朝4時半から桐生云々というときは、朝4時半にやれという話じゃないですよ。この辺を活用していただければ幸いだなど、こういうふうに思います。

続きまして、避難所の見直しについて、榛東村の、いざというときにという、こういう避難所のあれを私ずっと持っています。昨年ずっと避難所を見て歩きました。それで、ここに載っているだけで29ある。これプラス各コミュニティセンター、莫大な量の避難所ということなんですね。多ければいいという話じゃ、これないんですね、要は分散していますから、行政を分散させるんですね、避難所が多いということは、少ないということは、そこに集中的にできるということなんですね、支援が。

先日、5月18日だと思うんですけれども、富岡市で防災訓練がありました。この富岡市は25カ所の避難所に、富岡の人口は約5万4,000ぐらいですから、1万3,000の人員を使って防災訓練をやったそうです。約二十四、五％、4分の1ですね、人口の。そういう中で25カ所なんですね、富岡市でさえ。そういう中で私は昨年ずっと避難所を見て歩いて、高台にある避難所、脇の小山が崩れそうな避難所、上がっていくときに道路が分断されそうな避難所、橋がある避難所、近くに電線がある避難所、やはりこれは避難所として好ましくないんですよ、いずれにしろ、竜巻が起きようと地震が起きようと。だから、この避難所についてはグループを組んで、もう一度見直しする必要があるかと思うんですけれども、総務課長いかがですか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 避難所の見直しということでございますが、避難所の指定につきましては村の防災計画に基づきまして避難所を指定しております。現在、指定避難所は44カ所が指定されております。また、それ以外では一時避難所として4カ所、福祉避難所として3カ所がそれぞれ指定されております。災害が起きたときに避難所を利用することになっております。

ご質問の避難所の見直しができないかということですが、指定避難所につきましては公共施設で地域の実情、避難距離が原則2キロ以内、1人当たり2平方メートルや収容人員、防災無線の設置等を完備して指定しております。現在、防災計画の見直しを行っておりますので、ご質問の内容も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 避難所については、昨年も私、質問しておるんですよ。理由は、避難所、避難所といっぱいあるんですけども、見えない、避難所って見えないところがあります、かなり榛東村の中に。それともう一つは、ほかから来た人も急遽避難しなきゃいけないときだって出てくるわけです。私は何区ですから何区の避難所と、こんなことできないときがある。そういうときには公に見えるところに避難所が、わかるところに標示、これが私は必要かと思うんですけども、それも含めて避難所については考えていただきたいと、このように思います。

それと、蛇足になりますけれども、ご近所と相談しながら避難所に避難するという、これが一番必要だそうです。そういう面も含めて、避難所訓練とか防災訓練にすると大きくなりますから、避難所訓練とかいう訓練をするつもりがございませうか、課長。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） いろいろ地域の実情があると思います。それから、各区の自主防災組織が各区で発足しております。そちらのほうの考えもあると思います。区長さんが大体、自主防災組織の会長になっていると思いますので、また、区長会等を通じてその辺は検討していきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 大事なことだと思います。先ほど課長が話されましたように、県から6月いっぱいぐらいまでには、その防災計画は出てきます。そして、村でもそれにのっかって、これから村に合った防災計画を立てるということでございませうので、その中にそういったものが含まれるような体制でやると。それには各地域の代表者のご意見も聞きながら施していきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） よろしくお願ひいたします。

異常気象が続いておる中で、もう何が起きるかかわからない世の中になっておりますんで、その辺も含めて、まず、村民の命を助けなきゃいけない。これがやはり危機管理だと思いますので、その辺をよろしくお願ひをいたします。

それでは、最後になりますけれども、地域の活性化について質問をいたします。

ふるさと公園の地域の活性化について、課長はどのように思っていますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） お答えいたします。

ふるさと公園でございますけれども、小山議員さんの答弁と重複する部分がございますけれども、ご了解願いたいと思います。

ふるさと公園をやはり考えると、どうしても避けて通れない2つの要件があります。1つは、経年劣化ですね。26年間たちまして、相当施設が傷んでおります。そんな中で、これから補修の問題等も含めて考えなくてはならないと。それから、もう一つは地形的な制約ですね、道路で公園が2つに分断されていると。それと、水道のタンクがあるということ。この2つが大きく、このふるさと公園の活用を拒んでいるというんですかね、足かせになっているということです。こういったことも前提に、実は3つの要素について考えていかななくてはならないと思っております。

1つにつきましては、公園自体が元来保有する機能であります、休憩、散策、遊具、運動などのレクリエーション施設の機能ですね、現在持っている機能を高めていくと、これをいかにしていくか、これが1つあるわけがございます。

それから、2つ目については、ふるさと公園のふるさと館の活用でございます。これにつきましては、杢井議員にもご協力いただきまして、春まつりについては非常に盛大でして、自衛隊の理解、あるいは村の理解、伊香保の観光協会の理解等、ビジターセンター的な機能を持ちながら情報が発信できたんじゃないかというふうに理解しております。

そして、もう一つは、公園内のレストガーデンでございます。これについては、出発当初、焼肉等、アルコール等を販売しないでやってきたんですけれども、これについては、ご存じのようフレッセイの進出だとか、あるいは農産物直売所の閉鎖の計画等も今、取り沙汰されております。それから、Aコープの移転、水道施設の移転等、周辺の環境が非常に不透明な時期に来ております。こういった状況が、流動的なものは固定的に固まってきませんと、ふるさと公園の本当の真の活用というか将来構想というのは議論できないのかなと思っております。とは言っても、現状施設がございますので、これをどういう形で活用していくか。小山議員のご質問にありましたけれども、現在民間の方2名が、これに参入したいということでお話来ておりますので、こういった前提要件を含めまして、ふるさと公園活性化委員会を中心に将来構想を模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杢井保夫君発言〕

○2番（杢井保夫君） 私もふるさと公園の活性委員なんですね。そういう中で、やはりこの平成元年に、このふるさと公園が3億8,000万もかけて、総経費ですね、かけて、それでその目的といったら何かという中で、家族で楽しめる憩いの場の創出、村民と福祉の増進、こういうふうにかかれていまして、ですんで、これをずっと続けていくのか、それともやはり外の企業を入れてやっていくのか。やはり今が時期なんですね、その、もう平成元年ですから、これ、26年もたっているわけですから、今がその時期なんですね。そういう中で、やはり我々も考えますし、行政も考えていかなきゃ

いけない、こういうふうに思っています。

私はJAの野菜販売所、これについては毎土日ずっと行っているんです。ところが、ほとんど私が行ったときには人がいません。これを考えたときに、JAにお任せじゃないんですね、これはやはり。これはやはり村でいろいろ考えていかなきゃいけない。あそこに姉妹都市の大洗から1カ月のどこかの土日に魚を持ってきます。宣伝するんです。そういうとか、いろいろな榛東村にはケーキの、チーズケーキがおいしくて、前橋で言われる方もいます。そういうものをPRして、あそこで売るなり、やはり何かを考えないといけない。こういうふうには私は思います。だから、お任せじゃなくていろいろ話し合いながら、やはりやっていく必要があるかと思えます。

そういう中で、やはり人を呼ぶためには、おもてなしも必要なんで、余りみじめな施設ではだめなところもあるんで、これはまた村とよく調整をしながら、整備するところはしないと、一切金をかけないんじゃないなくて、出資しなければならないところはするという形でやっていってもらいたいと思いますけれども、課長どうですか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 先ほどお答えしたんですけれども、非常にこれはふるさと公園も岐路に来ているということですね。ふるさと公園の活性化委員会でも議論されましたけれども、地球屋さんですか、非常にあの周辺の環境で成功している企業もございます。そういった方の議論と活性化の委員の方がちょっとかみ合わない部分というのは、やはり村の整備がその民間まで追いついてないというところもございますので、やはり今、言った民間活力だとか、そういうもの含めて積極的にいろいろな意見を取り入れながら議論して、行政で欠けているもの、あるいは行政でできるもの、民間でたけているもの等を精査しながら、やはり柏井議員おっしゃるように、せつかくつくった公園ですから、やはり将来を検証していくということが一番重要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常に公園の問題についてご心配していただいております。平成元年につくられて、はや26年たっているわけですけれども、そのときの目的というのが、先ほど議員のほうから話された憩いというのが主眼でございました。しかし、ここ26年たってみますと、その施設も劣化、いくらか傷んできたり、いろいろな面で不都合が出てきておりますけれども、私としては先人が残してくれた、そういった施設を有効活用しながら、これから観光と経済の振興に絡めていきたいと、こんな思いで今その公園の整備とか、それから、創造の森の整備とかに今、取り組んでいるところでございます。

ご案内のように、2年前からその構想をまとめまして、その構想を軸に実施計画も立てました。そ

の中で公園整備や、それから、創造の森整備等々の計画を、初期、中期、後期というような仕分けをした中で、皆さん方とともに進めていこうということで決定はされております。しかしながら、先ほど課長が話されましたように、ふるさと公園に手をつけるという中で、いろいろとその前に施さなきゃならない問題点が多々あるわけです。それらを解決した中で、ふるさと公園の整備をしながら活性化に向けていきたいと、こんなふうな計画でおりますので、またいろいろと知恵をおかしてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） 中之条町は、全員町民が全員が観光大使、こういう話で先日、新聞をにぎわしていましたけれども、やはり人を集めてにぎわわせるためには、いろいろ工夫しなきゃいけない、こう思いますんで、私も含めて頑張りたいと、このように思います。

最後になりましたけれども、ソフトバンクのソーラーポットのあの地域の活性化について伺いたいと思います。

実は、私は議員になる前に議員決議でソフトバンクとのこのメガソーラーのいろいろな協定があるんですけれども、そういう中で要は自然エネルギー推進、こういう言葉がいっぱい載ってきているんですね。あそこのソフトバンクソーラーポットについては、単なる3%の利益、固定資産税云々じゃないよと、要はメガソーラー云々、これを推進しなきゃいけないと、こういう中身も入っている。そういう中で、今回も年数がたって、榛東村にも白子の海ソーラーパーク、村内にも相当な太陽光発電ありますよね。群馬県の中にも相当できています。そういう中で、推進についてはもう終わったんじゃないかという私は自分では思っています。そういう中で、あそこをそれ以外の形で活性化するためにはどうしたらいいのか、これを課長に聞きたいです、総務課長。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 端的に今お話を聞いている中で、ソーラーパークの事業は終わったんだからというようなお話でございますけれども、私はそうは受けとめておりません。というのは、ソフトバンク榛東ソーラーパークは東日本大震災を受けて、榛東村の復興支援とあわせて遊休山林活用を目的に取り組んできました。原発代替エネルギーである太陽光発電所の用地を探していたソフトバンク株式会社には、23年6月21日に全議員の皆様のご理解をいただいて誘致決議をされたところであります。その過程においては、本村には企業誘致推進費など、予算は全くない中で議員皆様のお力添えがあつてこそ誘致ができたものと思っております。

ご指摘の推進は終わったのではということで、今後は借地料や固定資産税だけの事業でよいのではないかというご質問でございますけれども、1つとして、当然借地料、固定資産税の事務手続は少なくとも20年間を行わなければなりません。2つ目として、榛東村自然エネルギーの推進等にかかわる



条例の中で関連産業の振興、これは第5条です。榛東村は自然エネルギーに関する産業の振興のために事業者が行う活動について、必要な支援を行うよう努めるものとする明記されております。それから、榛東議会の誘致に関する決議文には、そのメガソーラー誘致が実現することにより、本村のみならず県全体の産業振興分野などへの波及効果も期待すると明記されております。

以上の環境の中、村としては借地料、固定資産税の確保はもとより、観光経済の振興推進を図るべく、白子の海ソーラーポート事業や榛東村エネルギー地域力循環創造事業、ふるさと公園周辺活性化事業等の共同開催等で自然エネルギーの啓発活動、それから、村内周遊観光のスポットとして、これからも取り組んでいきたいと思っております。

また、この施設ができたことによって、民間による小規模発電事業推進支援等を行っているところでもありますけれども、いずれにしましても、今回誘致した自然エネルギー太陽光発電事業の相乗効果を生み出すためにも、引き続き努力をしていかねばというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 2番。

〔2番 杉井保夫君発言〕

○2番（杉井保夫君） わかりました。

いろいろな活用方法はあろうかと思うんですね。あそこは周りがコンクリートになっているから、高地トレーニング用に、どこかの高校に貸し出すとか、いろいろなことも考えていってやっていただきたいなど、このように思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（高橋 正君） 以上で2番杉井保夫君の一般質問が終了いたしました。

続きまして、質問順位4番南千晴さんの質問を許可いたします。

7番南千晴さん。

〔7番 南 千晴君登壇〕

○7番（南 千晴君） 皆さん、こんにちは。

本年5月8日、有識者でつくる民間研究機関日本創成会議は、2040年までに全国の計896の自治体で20歳から39歳の女性が半減するとした独自の試算をまとめ、発表しました。

全国市区町村別20歳から39歳女性の将来推計人口の本村の状況は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提とした場合、2010年、1,720人に対し2040年には1,124人でマイナス34.7%となり、人口移動が今よりも終息しない場合は、2040年には1,019人のマイナス40.7%になると発表されています。人口減少は待ったなしの状況と言えらると思っております。

また、群馬県の統計データや群馬県健康福祉統計年報によりますと、本村では平成20年以降、出生数は右肩下がりとなっており、合計特殊出生率も平成21年は1.17、22年は1.23、23年は1.24であり、全国、そして群馬県が1.4前後を推移しているのに対して、本村はそれを下回っている状況がわかり

ます。

地方で子供を育てるには、出産や育児はもちろんのこと、若者や子育て世代が働くための雇用や住宅、生活インフラの整備や維持も課題であると考えます。将来推計は2040年に向けて、私たちが何を考えなければならないのかを示しており、それに答えを出していくことが私たちの役割だと思います。

今回は、村の雇用や就業支援について、また、2月の大雪の教訓からの村民への情報発信や情報提供についての村の取り組みや考えをお聞かせいただきたく、登壇させていただきました。

以下、自席に戻りまして質問を続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 7番南さん。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） まず最初に、村民への情報の発信、情報提供についてお伺いしていきたいと思えます。

先ほど小山議員、栢井議員と防災無線の関係でいろいろ関連な質問があったわけですが、村民に対する情報発信や情報提供について、現状では防災無線、防災ラジオ、安心・安全メール、広報の車両、広報、ホームページまたは区長便、回覧板も含めて、そういったものが考えられると思えますが、これらの手段を使いまして、緊急時、また、災害時の情報発信や情報提供に関してマニュアルや決まりが存在しているのか、まず最初にお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 情報伝達の関係については、先ほど栢井議員さんのときもお話ししたんですけれども、しんとう広報とか、メール、防災無線とかあるというお話でございます。

マニュアルということですが、防災無線につきましては、村の条例がございまして、条例の中でこういうものを流すというような決まりがございまして、この間の大雪につきましては、村としても、その防災無線を活用して幾つかの放送をしたわけでございます。

ご質問のマニュアルということですが、防災計画では災害の予防のために災害情報、防災対策、村民及び関係団体に対する協力依頼、避難場所、方法、その他必要な事項を広報することとなっております。また、火災警報や異常気象時の警報の発令などがございまして、村としては災害の状況によって対応していきたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 2月の大雪の際に関しまして、村の情報発信、情報提供が村民の方からお伺いしたところ、やはりちょっと十分でなかった点が多々あったのかなと考えております。

私自身が認識しました村からの情報を振り返ってみますと、14日の5時前ですかね、こちらに大雪警戒対策本部を設置したということが防災無線で放送がありました。15日に関しましては、多くの村

民の皆様がどういった状況かを把握したくて村のほうに電話したところ、宿直というんですか、その職員が電話で対応しているのみで、警戒対策本部にはつながらなかったということを聞いています。

また、防災無線でこの日は緊急搬送についての放送がされたのみで、村民安心・安全メールも配信はありませんでした。

そして、16日に防災無線にて、村民への雪かきの協力の呼びかけがありましたが、こちらもメールの配信はされないままでありました。その後もごみの収集に関する放送など、防災無線を使って行われましたが、メールやホームページには一切情報が載らない状況でありまして、村民からも放送が雪で吸収されるせいなのか、ちょっと聞こえづらく、何を言っているのかわからないといったようなお話も聞き、メールでも配信するようにということで村へ要望させていただき、これはすぐに対応していただきました。

一方、他市町村のホームページには大雪関連情報ということで、除雪の状況、ごみ関係の収集の予定、公共交通、バスなどの運行情報、そういったものも吉岡町、渋川市等では見ることができたんですが、村のほうを見たところ、その関係の情報は一切ありませんでした。なぜ村は何も掲載していないのかと村民より指摘を受けまして、2月22日土曜日に、ちょうど担当課長で村にいました山本課長に、その旨を伝えたところ、翌週やっとホームページに情報をアップしていただいたという状況であります。

これらを踏まえまして、村としても先ほど村長がいろいろな課より出た課題というか、そういうものをまとめているという話も聞きましたが、今後に生かすために反省、また改善すべき点があると思いますが、今後緊急時、災害時における情報発信や情報提供の仕方をいま一度考える必要があると思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご指摘の件は先ほども申し上げましたように、至らなかつたところは、これは反省をしなきゃならないと真摯に受けとめております。そして、その上で、先ほど申し上げましたように2月14日、15日の大雪に対する対策等の報告ということをおげさせていただきましたので、それをもとに今、南議員から言われるもの、それから、それ以外のものでもこれに組み込まなきゃならないもの等については早急に対応させていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 早急に対応してくださるということでもあります。今回2月の場合は大雪ということで、またその災害の状況によっても情報の発信や、また提供に関しては優先順位等も出てくると思いますので、その辺も含めてきっちり村のほうで対応していただければと思います。

最近では、インターネットの大手検索サイトのヤフージャパン、こちらが地方自治体と災害協定締

結を今、進めておりました、ヤフージャパンのサイトを見ますと、災害時の被害状況は各地域によって全く違うことがあります。この協定は各自治体と当社で連携してインターネットの特性を活用し、きめ細かでタイムリーな災害情報を住民の方にお伝えすることを目指していくためのものということです。自治体から発せられる避難勧告、避難指示や自治体によって指定される避難所情報、その他さまざまな災害に関する情報に住民の方が、いつでも、どこでもアクセスできるよう、ヤフージャパンにて集約整理して提供するとともに、災害時に自治体の運営するウェブサイトがアクセスの集中により閲覧しづらい状況になることを防止することを目的としております。この協定締結に関しての費用は一切かからないということであります。

全国でも多くの自治体が既に締結を結んでおり、群馬県でも11の市町が既に協定を結んでいます。インターネットの特性を活用し、きめ細かでタイムリーな災害情報を住民の方にお伝えすることを目指していくため、多くの自治体が協定を結んでいる中、本村において、これらの協定を結ぶ考えはないでしょうか、村長いかがでしょう。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 南議員のご質問のヤフーを使った災害情報の提供ということでございます。

村でもこの関係については、ある程度最近検討しております。協定の内容等、今、検討しているところでございます。また、他市町村の例もございますので、その辺をもう少し調べさせていただいて、無料ということなんですけれども、情報のサイトということでございますから、いろいろな情報を流す場合にも、個人情報とかそういうものも含まれることも懸念されます。その辺も検討しながら、この辺について、協定について検討していければと考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 検討していただけるということで、こういう活用できるものがあれば、ぜひ活用していただきたいと思いますんですけれども、やはり東日本大震災のとき、電話、メールが非常につながりづらく、また、その自治体のウェブサイトにもアクセスしてもアクセスが集中しているため閲覧できない状況というのがありました。また、避難所に関するこの名簿だったり、そういった状況の整理も自治体によってフォーマットが違っていたりして、その辺も検索したけれども、なかなか名前が検索できない状況だったりとか、そういったことも踏まえて、今回このヤフージャパンがそれらの課題というか、そういうのを克服されたために、今、協定に関していろいろ取り組んでいるところでありますので、利点も多くあると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

今回の大雪の連絡体制において、保育園の保護者の方より連絡網で保育園の休みだったり、また、きょうは開催するよという連絡だったりをしたという中で、ちょっと子育て世代で、さらに共働きと

ということがあり、連絡網でとても時間がかかってしまい、大変だったというようなお話をお聞きしております。

小学校、中学校においては保護者へ一斉メール配信ということで、そのあたりの連絡をしており、スムーズに今回もいったというようなお話がありますが、この一斉メール配信についてどのくらい費用が今、小学校、中学校等でかかっているのか、まずお聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 清水誠治学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 保護者のメール配信システムにつきましては、村内小中学校3校に平成25年度に導入をいたしました。導入経費でございますが、1校当たり税別で4万7,500円、それと1校当たりの月額の使用料が5,000円となっております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、経費のほうがわかりました。保育園に預けている方は、もう基本的に共働きということもあり、本当に連絡網を回す場合、留守も多かったりして大変だったと、先ほどもお話しさせていただきましたが、このような現状を踏まえて、保育園においても保護者へのメール配信を導入していただけないかお聞かせ願います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 小中学校で採用しているメールの一斉送信システムは、連絡がとれずに連絡網が途切れるという心配はなく、携帯電話のリストも要らないというメリットがありますが、導入費用や月額費用が発生します。そのシステムにつきましては、小中学校で採用されているものを参考に、各保育園の現状を把握しながら検討していきたいとか考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 特に保護者の方が直接連絡網の場合、回すわけでありまして、その辺踏まえて実態といたしますか、要望等を検討していただければと思います。

現状の村の情報発信や情報提供のツール以外に、最近では、フェイスブックやツイッターなどのSNSを利用している自治体も多くあります。例えば、西上州観光連盟、これは高崎、榛東村も含めてであります。こちらの西上州の観光スポット、歴史文化、自然、グルメ、イベント等の情報を案内するページというフェイスブックがありまして、こちらのほう、運用方針を設けて情報発信等を行っているわけでありまして、榛東村でも、榛東村のホームページよりリンクが張っております。榛東村自然エネというフェイスブックが存在しているんですけども、こちらはどのような目的で、どこが運

営や管理を行っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） まず、ホームページのアップということでございます。

ホームページの管理については総務課のほうで行っております。それにアップしている自然エネルギーということでございますので、ホームページを通じて自然エネルギーので運用しております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） こちらのフェイスブックページは運用方針と、ほかの自治体を見ますと、きちんとそのページを最初開きますと、そこにきちんと、こういう目的で設置されて、こういうことを載せていきますというものが載っているんですけども、この榛東村自然エネに関しては、開いた状況でそれが見れないということと、アカウントがある人、ログインした人しか見れない状況になっていると思うんですが、そのあたりはどのような管理をしているのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 非常に、簡単に言うと、ソーシャルネットワークサービスということで、インターネット上のサービスという一つの中の先ほど言った、特定の人がパスワードを持ってないと入れないという情報ということだと思います。村として、この辺のインターネット上のマニュアル規定が現在ございません。ですから、この辺についての決まりというのがございませんので、ただ、自由ということではございません。村の公式なホームページということでございますので、取り扱いについては村の行政の案内、また、個人情報等も管理しながらアップしているということで考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 榛東村という村というものが題といいますか、ページのタイトルにあるということは、やはり村の公式なものであると誰もが思うと思います。また、ページを見る限り、その運営とか、その辺に関しても載っていないということと、もし、アカウントを持っている人しかその情報を閲覧できないようなものを村がちょっと公式なものとして扱うのは、ちょっと違うのかなと思っておりますので、そのあたり含めて、例えば渋川地区観光特別宣伝協議会の渋伊榛吉の風というフェイスブックがあるんですが、こちらもちろんと運用方針が示されて、どの人がアクセスしても全ての情報を見れるようになっておりますので、そのあたりの運営方針をきちんと定めるべきだと思います。ただ、フェイスブックはホームページに比べて無料で利用ができるということ、また、アップしやすく利用しやすいメリットも見られて、村のイベント情報だったり観光関係の情報を載せるには、ホー

ムページでホームページの担当の人に依頼をして載せてもらうよりは直接アップができるということで、早い情報を伝えられることもできますので、そのあたりも含めて、やはり今後村として、この運用方法等も含めて、きっちり検討して書面なり、そういったもので残すべきだと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） IT産業には、本当に弱いんで、なかなかいい回答ができないと思うんですけれども、私なりに考えてみました。

議員が指摘しておりますソーシャルネットワークサービスというものについては、使用される年代層というのが、これは限られているような気がするんです。というのは、ここにいます皆さん方もそうだと思います。私もそうです。こういうものが使いこなせるかどうかというときになると、この災害情報というものは全国民、全村民が一律に吸収しなきゃならないという手だてで1つあるというふうに私は認識しているんです。そんな中で村としては、このソーシャルネットワーキングサービスも必要だと思いますけれども、一つの例として、安心メール配信システムの運用要綱、それから、ホームページリンク設定事務等取り扱い要綱などを、こちらを整理した中で、またその今、南議員が提案されておりますソーシャルネットワークサービスの運用についても研究をしていかなければならないかなというふうに思っております。まず最初に考えられるのが、誰しものがリンクして、誰しものがその情報を得られるというシステムづくりのほうが、やはり私は重要じゃないかというふうに思っております。そうかといって、今、言われますソーシャルネットワークサービスが悪いというわけではございませんので、そこはご理解をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） このSNSって、先ほど言っていた、私が言っていたフェイスブックは、アカウントがログインをした人しか見れない設定もあるんですけれども、常にホームページ上で誰が来てもオープンというか公になるというか、全てが見られるというような設定も、その設定の仕方のできることになっているので、必ずしもそれを使っているから、しかアクセスができないということではなくて、インターネットにつながれば基本的には見れるページとなっています。このSNSを使って災害情報を発信するということではなくて、先ほど災害情報に関しては、優先順位は防災無線ということもありましたけれども、その他、それだけではない情報の一つの手段として、ヤフージャパンとの提携ということで提案といたしますか、させていただいたということで、そこはご理解、そのようにご理解いただければと思いますが、村のほうでさまざまな部分に関して、まだ決まりがないところがありますので、その点に関してきちとした決まり等をつくって、有効利用していただければと思います。

次に、雇用、就業支援について伺います。

現在、村長も雇用確保のために企業誘致等に取り組んでおられることは私も認識しております。そのほか現状において、雇用や就業支援について何か村のほうで行っている事業等があるのか、まずお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 雇用と就業支援ということでございますけれども、現状についてということで、3点に集約してご報告とご説明申し上げます。

まず、1点でございますけれども、本村の雇用、就業支援の現状でございますけれども、本村においては職業能力の開発向上並びに就業支援を図るために、広域で運営しております渋川地区広域職業訓練センターの運営費を負担しております。運営費を負担するということは、こちらのほうに支援の事業を委託しているというか、お願いをしているということでございます。これが1点でございます。

それから、2点目といたしまして、渋川地区の職業安定協会、これについても事業費の負担を行っているわけでありまして、本協会の事業内容につきましては、渋川管内の雇用情報の収集や提供、その他雇用労働問題に対する講演や研修、新規就職者激励大会などを行っております。

そして、3つ目でございますけれども、広報活動でございます。群馬県立の前橋産業技術センターにおいて行いますスキルアップセミナーだとか、それから、職業訓練の開催通知、群馬職業能力開発促進センター等々、連携しながら雇用、あるいは就業支援を行っているというものでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 今、課長のほうからお話いただきまして、村でも広域や県等と協力しながら、いろいろな活動をやっているということがわかったんですが、このあたりセミナーだったり、その辺の周知はちょっと村民のほうに、まだ徹底されていないように思うんで、そのあたりはきちんとしていただきたいと思います。

少子化問題を考え、少子高齢化ですね、日本において女性の年齢別の就業を見てみますと、いまだにM字カーブを描いているのが日本の状況であります。先進国を見ますと、働く女性が多い、働きやすい国ほど出生率も高くなっているということが現状データで出てきております。また、日本においては高齢化ということで、介護現場の人材不足等も見られています。本村においても女性の働く場所が少ないといったようなお話も、村民の方からお聞きします。雇用がなければ雇用のある地域への人口流出にもつながります。現状からさまざまな課題が見えてきておりますが、村として、この雇用、就業支援についてどのような問題意識を持っておられるのか、簡潔に担当課長お答えください。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。



[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長（新藤 彰君） お答えします。

まず、基本的な考え方は、これは国にも通ずることだと思いますけれども、自治体において雇用創出が進まない最大の要因は、雇用政策は国が行うものであると認識が各市町村の自治体であるんじゃないかと、これが大きな問題です。そのために雇用問題への取り組み体制が整っていないのが、本村においても言えるのではないかと思います。こうした状況を、どのような施策で埋め込むのか、課題が山積しているわけでございます。

具体的に、こちらの榛東村について問題を申し上げますと、本村は渋川市、高崎市、前橋市、吉岡町と雇用が盛んな中心都市に隣接しているため、ベッドタウン化しております。居住は村内でも就業先は村外というケースが多く見られます。少子高齢化が進んでおります農山村の過疎化が問題視されている昨今でございますけれども、近隣市町村の雇用の受け皿に頼るのではなく、村独自で創業支援、それから、雇用の創出、就業支援対策を検討していく必要があるんじゃないかと、そういった問題点が浮き彫りになっているんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

[7番 南 千晴君発言]

○7番（南 千晴君） 村独自の支援が必要だということで課長よりお答えいただきましたが、先ほど最初に、雇用政策は国でというようなお話で、国のほうでは以前より緊急雇用事業等を行っておりまして、村でも草刈りや除草において臨時職員を採用して、この緊急雇用事業等を実施していたことは認識しております。

しかし、昨年、本年度は県のこの緊急雇用創出基金事業が国の交付金を活用して基金を創設しまして、これを財源に県及び市町村が雇用、就業機会の創出や処遇の改善を実施する事業を行っております。現在では地域人づくり事業という、県や市町村が雇用の拡大や処遇改善に関する取り組みを地域の企業や団体などに委託する事業を行っております。今までは自治体で雇う職員に対しての緊急雇用というお金で出たんですけれども、去年からは自治体ではなくて企業が新たに雇う人に対する人件費1年分とか、そのいろいろな規制があるんですけれども、それを県、市町村等を通して企業等に支援する。それで、その後の雇用につながっていければというような事業ということで実施をしておりますが、県のホームページを見ますと、県内の市町村において、この事業を活用しているところがあるんですけれども、本村においてはこの事業を利用する考えがなかったのか、お聞きいたします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

[産業振興課長 新藤 彰君発言]

○産業振興課長（新藤 彰君） これを活用していなかったとのご質問でございますけれども、経過をちょっと申し上げますと、本村の人づくり事業につきましては、平成26年1月に県から事業の照会

がございました。その中で、早速担当のほうから商工会等に問い合わせたところ、事業の対象となる企業は見当たらないというようなご回答をいただきましたものですから、その時点の回答につきましては予定なしと報告をさせていただきました。その後、南議員ご指摘のように、これでいいのかなということで再検証してみたところ、やはり再度もう一度、雇用について検証する必要があるということで、庁内の各課に対して人づくりの事業について、あるなしについて再度照会を、この後かけたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 再度照会をかけていただけるということで、確かに商工会だけで把握できていない、例えば福祉分野、介護分野のそういった部分の人手不足というものは、産業振興課だけでは把握していない部分があるかなと思いますし、そのあたりは再度検討していただけるということですが、子育て・長寿支援課長なり、その分野、分野でかかわっている企業や団体があると思うので、そのあたりも含めて、ぜひ一度検討していただければと思います。

村では、就業、雇用ではなくてさまざまな趣味の教室等、そういったものに関しては徐々に充実してきて、いろいろなところで実施されているところではありますが、働くことや例えば新たに起業したいとか考えている人に対して、この学ぶ場所だったり講演会だったり講座だったり、そういったものが見当たらないなと思っております。今後、村としても雇用や就業支援を含めた講座など、新たな事業を行っていくこと、先ほど独自の事業が必要ではないかということで、課長のほうも問題意識を持っていただいたわけではありますが、このあたり、例えば県の出前講座等を利用して行うことができるのではないかと思います。そのあたりはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 出前講座等ございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、まだまだ雇用の取り組みというか、榛東村について非常に腰が弱いというんですかね、ところが多くあります。その前に、まず村の中、例えば企業だとすれば企業のニーズだとか、あるいは商工会等、あるいは関連する施設等がどういう要望をして、どのようなところが弱いのか、行政でできるのかというのを、やはり把握をまずする必要があります。その上に立った中で、どのような講師を呼ぶとか、どのような形で能力を高めていくかといったことが、第1番にそれを必要じゃないかというような形で考えております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 企業誘致に村長は力を入れて取り組んでいらっしゃいますが、企業誘致以外

の今の話に出てきた部分に関して、村長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 非常にやらなくちゃならないものであるけれども、なかなか問題が大き過ぎるというか複雑なものと、それと同時に、対象者がその気持ちになってくれないと、なかなか進まないというのがこの事業でございます。

それで、一つの例を挙げますと、中之条町では空き店舗を使った中での雇用創出をしていると、しかし、それが事業者のほうで負担ができるかという、それにはやはり行政がその負担として支援をしなきゃならないというようなことでございます。中之条町でも、すごい予算をとって、それに充てているというのが現実でございます。そういったこともあります。

それから、先ほど課長のほうから話されましたように、何しろ商工会を通じて、そういった雇用創出の関係で、その事業を取り入れられる事業があるかどうかということを1回かけましたけれども、なかなか出てこなかったというような事例もございます。

それと同時に、南議員も先ほど申し上げましたように、村でもその雇用創出のために1年間県の予算を使って頼みました。その事業というのは、ただ、働いて給料を得るのが目的じゃなくて、その創出事業をする過程において自分で職業を見つけることが大事なことであって、そういったものがつなげなければ、そういうものを施しても何もならない、何もならないという言い草はないですけども、目的が達成できないんだという思いがあります。榛東村でも何人かそういう形で県のほうにお願いしまして、1年間やってみましたが、その人たちが新たな雇用創出の中での職業が得られたかという、一人もいなかったんです。そういう面を考えると、じゃ、大きくした中で、今度団体に、そういうものを企業に提案したらどうだというお話ですけども、企業もやはりそういったところが懸念される材料かなというふうにも今、思っているんですけども、いずれにしても、働く場所がなければ経済力もなくなり、そしてまた、少子化にも響くというような連鎖反応がございますので、南議員が言われるようなものも含めた中で、これからも検討していきたいと、こんなふうに思います。

それと、もう一つは、私も先日SBエナジーの今度会長がかわりまして、今度は青木さんという方がおられるんですけども、その方にもお願いをしておきました。せっかく榛東村とSBエナジー、そしてソフトバンクとの関係が良好な中で、今、若い人たちが関心のあるIT産業の危機管理機能を榛東村に持ってきてくれないかというようなお話も投げかけておきました。そしたら、非常に関心を持たれて、よく社長にお話を申し上げますということで帰られたんですけども、一抹の期待もしているところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 雇用創出といいますか雇用の拡大というのは、本当に難しいといいますか、

なかなか簡単にいくことではないですし、経済と申しますか世の中の流れもありますので、簡単ではないんですけども、いろいろな自治体でさまざまな取り組みを行ってございまして、例えばひきこもりの方を対象にヘルパーの資格を取られる、仕事についていない人を対象に、ヘルパーの資格を取れるような講座を自治体が実施したりだとか、そういったことで介護の人材不足に少しでもそういったことにつながれるようにというように、さまざまな取り組みをしているところがありますので、そういったことを研究しながら村でも独自の就業、雇用支援を行っていただきたいと思います。

最後に、任意接種ワクチンについてお伺いします。

以前より任意接種ワクチンについては、議会のほうで、みずぼうそう、おたふく、ロタ等のワクチンの助成をしていただけないかということで質問させていただきましたが、報道等でみずぼうそうのワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンが定期接種になりそうだというようなことを伺ったんですが、現状村として、このあたりどのような把握を行っているのか、担当課長、説明をお願いします。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 水痘、みずぼうそうですね、それから、成人用肺炎球菌の接種につきましては、平成26年6月20日に予防接種に関する都道府県担当者会議というのが予定をされているそうです。それによりまして、26年6月26日に群馬県が市町村を対象としまして、予防接種担当者会議ということで開催を予定していると。その中で平成26年10月を施行予定として、みずぼうそう、成人用肺炎球菌の定期接種化についての説明がされるという情報でございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 10月から、もしその予防接種の担当者会議のほうで10月から実施ということであれば、補正予算が組まれて、村のほうでも実施されるということになるかと思いますが、それ以外の任意接種、おたふく、ロタ、A型、B型の肝炎ですかね、そちらの接種等に関して、県内の自治体では助成を行っているところが幾つかあるのは私も認識しているんですけども、その県内の助成の状況をわかる範囲でお答えください。

○議長（高橋 正君） 健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） 任意接種のワクチンで県内で補助金を交付しているという市町村でございますけれども、ロタワクチンが一番費用もかかるというようなことで、今、任意接種の中で補助を実施している、していないということになりますと、ロタが一番関係してくるのかなと思います。実際、ロタワクチンにつきましては、この質問の通告の後で調べさせていただきまして、公式な調査結果等、公表されているものがございませんので、榛東村での調査ということでございますが、ロタにつきましては東吾妻町が1町村、昨年4月から補助対象としているということでございます。

その内容につきましては、接種費のおおむね2分の1、1万5,000円を補助している。ワクチンの種類としては2種類あるわけですが、1回1万5,000円の接種を2回するものと、1万円のワクチンを3回接種するものがあります。それぞれ半額ずつの補助で、最終的には3万円の実施費用に対して1万5,000円の補助ということでございます。

それから、おたふくかぜ、これにつきまして前橋市、高崎市、富岡市、甘楽町、下仁田町、板倉町の3市3町。内容につきましては、前橋、高崎市、板倉町はそれぞれ3,000円を補助しまして、富岡市、甘楽町、下仁田町は管内の医師会で接種費用が4,800円で統一をされているそうです。これにつきまして、全額補助をしていると。

それから、みずぼうそうについて、前橋市、安中市、富岡市、甘楽町、下仁田町、中之条町、板倉町の3市4町。この内容につきましては、前橋市、安中市、中之条町、板倉町はそれぞれ3,000円を補助し、富岡、甘楽、下仁田は、おたふくかぜと同様に管内医師会の接種費用が6,400円で統一をされ、全額の補助で個人負担はないと、こういう状況だそうです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） ロタに関しては、任意接種となったのも最近といいますか、2年前くらいでありますので、実施している町村が少ない、東吾妻町のみということではありますが、実際ロタワクチン、先ほど課長がおっしゃいましたように、1回接種するのが高いということがあります。特に保育園に通わせている保護者の方より、ことし子供がロタということで、ロタにかかりまして、看病している母親や家族にもうつってしまい、本当に仕事も休まなければならず、とても大変だったといったようなお話をお聞きしました。特に保育園、幼稚園、おたふくもそうなんですけれども、誰かが感染していれば、どうしても一緒に保育、集団保育しているわけですから、うつってしまう状況。ましてや保育園は共働き世帯が預けている中で、仕事をそのために休むというのも非常にその辺、社会が理解があればいいんですけれども、必ずしも休みにくい状況だったり、本当にどうしていいのかというようなお話をよくお聞きいたします。

接種に関しては任意ワクチンということで、個々の個人の判断ということになりますが、幾つかの自治体で助成も行っていきます。村として、このあたり行っていく考えがないのか、村長にお伺いします。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この問題については、たしか25年の第3回の定例会で質問されたというふうに記憶しております。

先ほど課長のほうからも説明がありましたように、厚生労働省の中での作業班の中間報告のまとめ

の中では、初回感染時の胃腸炎の重症化防止効果や間接効果の可能性が考えられており、有効性の観点からは接種の必要性が認識されておりますけれども、作業班においては我が国の定期接種化に当たっては、ロタウイルスの副反応発生状況の分析評価や、それから、医療経済学的な価値については、まだ課題があるということで一致しているというような学会の発表がございます。そんな中で、定期接種化までには、もう少し研究成果を見据えなければならない状況かというふうに思っておりますので、もう少し推移を見てみたいというふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 国の推移をということで、副作用に関してだったり、そういった部分に関して研究されていると思うんですけれども、必ずしも助成を行っているからといって、絶対に接種しなさいよということでは、またないと思っておりますし、また、それはちょっと違う問題であるなど私も思っているんですけれども、接種や副作用も含めた定期接種、現在しているワクチンに関しても、国がいろいろ調査して、新たな情報等があると思いますが、そのあたりに関して今後もしっかりと村民のほうに周知といいますか、情報提供を引き続き行っていただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） いろいろな提言ありがとうございます。ご案内のように、村でもアベノミクスの経済効果で、非常に税収もうんとは言わないけれども、徐々にふえてきております。そういった財源も確保できるというような見通しがありますので、来年度予算にはそういったものを検討させながら、逐次必要なものについては入れていきたいと、こんなふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 7番。

〔7番 南 千晴君発言〕

○7番（南 千晴君） 先ほど保育園のほうでやはり感染症というものがうつるということで、それは保育園、幼稚園に関しては切っても切れない問題であると思います。保育をしている子供は、やはりそういった感染症にかかってしまう確率も高く、元気な子供だけが保育園に預かっていればいいというのではない、決してそういった状況ではなくて、鼻水が出ていたり、せきが出ていたり、そういった状況を把握しながら保育士の皆さんが全体を見ていきながら今、保育してくださっている状況であります。ワクチンに関しても、それだけで十分というわけではありませんし、何回かに分けて初めて効果が出るものもありますし、また、副作用等を心配する親御さんもいらっしゃいます。そういったことも踏まえると、ワクチンだけの問題ではなくて、例えば病児・病後児保育だったり、そういった部分にも深く関係してくることもあるなどと思ひまして、これは今回質問の提出しておりませんので、

今後の検討課題といたしますか、問題提起とさせていただきます、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋 正君） 以上で7番南千晴さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時から行います。

午後0時1分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番柳田キミ子さんの質問を許可いたします。

10番柳田キミ子さん。

〔10番 柳田キミ子君登壇〕

○10番（柳田キミ子君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党の柳田キミ子です。

安倍晋三政権が4月1日から消費税率を8%に引き上げ、今日で2カ月と10日になります。生きることに税金を課す消費税の増税で、人々の生活は縮小したり商店街や中小企業には深刻な影響を与えています。しかし、その一方で、大企業のトヨタ自動車などは法人税ゼロ円など、優遇税制の恩恵をふんだんに使える体制をつくっています。

さて、本日の私の一般質問は、就学援助制度の充実と急速に社会問題化している認知症対策について、本村の施策をただしてまいります。

以下、自席に戻って続けさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） まず最初に、就学援助制度の充実ということで質問をさせていただきます。

この問題に関しましては、何度か質問をさせていただき、内容を充実をさせていただいております。

まず、きょうは、就学援助制度、これは日本国憲法第26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」そして、2つ目に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めております。

しかし、義務教育、小学校、中学校9年間の間にもいろいろやはり経費がかかり、父母負担というのはかなり負担が大きくなっていると思います。

この就学援助制度、どういう人が受けることができるのか、その周知の方法につきましては、これまでも質問の中で、新しく入学する1年生を対象にした父兄の方を対象にした説明会の場所でだとか、あるいは教室の中で先生が児童の生活の様子を見ながら教育就学援助制度、活用したほうがいいんじゃないかというふうなことでお話しをしていくというふうなことがあるそうなんです、この周知の方法につきましては、例えば今現在では、どのような形で行われているのか、まずそこからお話を伺いたいと思います。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助制度の内容周知の方法でございますが、小学校、中学校の入学説明会で制度の周知説明を行っております。また、家庭訪問時の相談や学級懇談会等で制度の周知や相談を行っております。また、学校の納付金が滞りがちな家庭につきましては、直接保護者の方に各学校のほうから制度の説明や案内をさせていただいております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） やはり義務教育とはいっても、それなりの負担がかかるということで、小中学校の入学時の説明とか家庭訪問のときとか、あるいは生活納入金などの納めぐあいとか、そういうのを先生が見ていただいた中で話をしてくださっているというふうな形でありまして、このような形で就学援助制度、必要な家庭にはこういうふうな義務教育の中でお金の心配をする、完全に心配することはないとは言えないんですけれども、なるべく家計の負担を心配することなく学業に励めるような環境をつくるということでの親にとっても助かる制度ですし、子供も助かるということでありまして、今まで就学援助制度、毎年実施といいますか説明をしてやっているわけなんですけれども、その支給の方法などについては、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけれども、どのような形で就学援助費が家庭に届くようになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の申請の関係でございますけれども、まず、学校を通じて対象者の方に説明をさせていただいて、継続になる方等につきましては、学校のほうから申請書を、まず送付させていただいております。就学援助費の申請につきましては、各学校のほうで提出を受けまして、学校長の意見を付して教育委員会へ提出をさせていただいております。教育委員会では、交付規則に基づいて所得課税状況の調査を行い、確認整理をしまして定例教育委員会に議案提出を行い、承認後に交付決定通知を交付しているということでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕



○10番（柳田キミ子君） そのまず申請の時期は、小中学校の入学説明会のときに説明をしてというふうなこととか、やはり新学期の家庭訪問のときとかというふうなことですので、一応学期の始まりの時期には、その就学援助の手続が始まっているというふうなことでありますけれども、それから、実際に援助費が支払われるまでの動きを、また少し説明をお願いしたいんですが。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 交付申請の関係書類等につきましては、3月、あるいは4月に学校のほうから対象者のほうに申請書を送付して、4月中もしくは5月に申請書を学校を通じて教育委員会のほうへ提出をしていただいております。

対象者の確認でございますが、税の確定が確定申告後、6月に住民税等の確定がされるということございまして、その後に課税状況等の調査を行って、例年ですと6月の定例教育委員会、こちらのほうに議案提出を行って承認を受けて、6月下旬、あるいは7月上旬に交付手続を出させていただいております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） いろいろ新学期の時期には、例えば初めて入学をする小学校1年生、それから、中学1年生のご家庭などについては、いろいろと入学準備、学用品などをそろえたりする準備とかで、その時期に本当でしたら必要、お金が使えたらというふうにご父兄の方たちは思うと思うんですけれども、そのような年4回、3回の支給だったでしょうか、4回の支給だったでしょうか、そういう出費が多くなるであろう、家庭に負担がかかるであろう時期が予測されるような、そういう時期に合わせて交付をする、支給をするというふうな計らいというのはできないものなんでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の支給開始時期を早くできないかということでございますが、支給要件といたしまして、住民税非課税世帯であることや一定の所得水準以下であることなどから、課税状況を調査確認する必要がございます。確定申告後の6月に税の確定がされることから、その後でないと審査決定ができません。現状の支給時期を早めることができませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 本当に繰り返になってしまうようで申しわけないんですけれども、回数は年4回だったでしょうか、3回だったでしょうか、一番最後の支給の時期を少しおくらせて入学時期のほうにずらすというふうな、そういうこともやはり無理でしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 支払い回数でございますが、年3回でございます。

支払い手続等につきましては、各小中学校のほうでしていただいておりますが、7月、12月、3月となっております。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 今お話がありました、その最後の3月という時期が、4月と近いんで、その3月を、もし要望が出てくるようなことであれば、もうちょっと4月近い時期にみたいな、もう3月だから、あの3月下旬くらいだったら十分4月の準備にいろいろ学用品とかの買い出しだとか、そういうのが間に合うのかとは思いますが、でも、3月ですので、何とか新学期のほうの必要なものをこのところで使うというふうな形になるかと思っておりますので、それはわかりました。

それで、支給方法は口座振込だったのでしょうか、すみません、支給方法についてお答えをお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 支払いの方法につきましては、これは口座振込とさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） わかりました。

その口座振込の中で何か問題点があるとか、これはこれから検討していかなければいけない課題だというふうなことを感じているような問題点は、特になのでしょうか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この就学援助費の中には、給食費も含んでおりますが、就学援助費を支払いをされているにもかかわらず、中には給食費を納めていない家庭がございますが、そういった場合につきましては、学校のほうからその支給月に給食費の納付等をお願いしているという状況でございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） わかりました。

その就学援助費の中から賄っていかなければいけない、父母の方の立場からして、学校給食費の納

入というふうな、そこもやらなければいけないんでしょうけれども、なかなかそのところが滞納しているという状況も給食センターなどの会議の中でも明らかにされておまして、給食センターのほうでは、そこはそこでまた大変な問題を抱えて、頭を悩ませているところなんだとは思いますが、できれば家庭の親御さんの子供の教育費の中に給食費が含まれているということは承知はしておりますけれども、給食費の未納があるからということで、そこで父兄、父母の方に渡す前に天引きをするというふうなことに關しましては、私としてはちょっと賛成しかねないところもあるんですけども、現状としてはそういうことはやられてはいないわけですね。すみません、確認させてください。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） この就学援助費から、例えば未納があつて、給食費を天引きさせていただいているということはございませんで、あくまで口座振込等を行つて、その支給月に学校のほうから未納がある場合等については納付のお願いをして、いただいているということでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

その就学援助費のどういうところに支給項目としてあるかといいますと、クラブ活動費と、それから、生徒会費、PTA会費、そして修学旅行費ということであるんですけども、この項目以外にも就学援助費の対象となっている項目というのはございますか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 就学援助費の先ほど議員さんが申されました支給項目も含めまして、内容を説明させていただきます。

本村における要保護、準要保護児童生徒就学援助費の支給項目でございますが、各学年に共通する項目といたしまして、学用品費、通学用品費、郊外活動費、給食費、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費がございます。そのほかに小学校1年生及び中学校1年生には、進入学児童生徒学用品費、小学校6年生及び中学3年生には修学旅行費が加算されております。

○議長（高橋 正君） 阿佐見教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） つけ足しですけれども、支給という形をとらないで、例えば準要保護家庭については免除というような形の場合がございます。それは、内容については、この間ありましたけれども、例えば群馬交響楽団をお呼びして小中学生が聞く場合においては免除、それから、例えば演劇教室だとか、そういうことを学校で組んだときも免除という形をとっておりますが、子供の手前、

一応お金は集めて、わからないようにお返しすると、そういう免除制度もございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） この就学援助は今までは国からその費用の半額が補助、助成されるというふうな形になっていたんですけれども、小泉首相の平成16年以降では、それまではこれが就学援助制度の費用みたいな形できちっと来ていたものが、全部交付税化というふうな形になって、ひっくりめた形で村のほうに入ってくるというふうな形に変わってきていると思うんですけれども、例えばいろいろほかにも就学援助費に影響する形としては、昨年8月から生活保護の基準が引き下げになったことに伴いまして、就学援助費も影響が出てくるというふうな可能性もあるんですけれども、今のところはそういうふうなものは出ていないということによろしいのでしょうか。きちっとその就学援助費用に100%使えるという状況で国のほうから来ているというふうなことで考えてよろしいですか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 生活保護基準の見直し等によりまして、就学援助費のほうにそういった影響が出ないように、国のほうからも通達が来ておりまして、教育委員会としても、例えば前年度の該当者が今年度同様の所得であって、今年度対象外としないようなふうな形で十分その辺は精査をして決定をさせていただいているところでございます。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 本村では、そのような形できちっと就学援助費として就学をするための費用のために使えるようにというふうなことでやっていただいているというふうな、行政のほうの努力をしていただいているんだろうと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、その就学援助を今、言いました、例えば支給項目ですけれども、クラブ活動費とか生徒会費とか、PTA会費とかというふうなことがあるんですけれども、そのほかに例えば村独自で就学援助費のほうから支給をできる、すると、これについても就学援助のほうからできるというふうなことの考えとかはありますか。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） 本村では、平成25年度から就学援助費の支給項目に、クラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を加えて支給しているところでございます。この3項目を支給している県内市町村につきましては、平成24年度の支給状況で5市町村であったということでございます。本村は県内で見ますと、支給項目が多いほうとなっております。今のところ、ほかに村独自の項目

を追加して実施する考えはございませんが、今後、他市町村の動向を見ながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋 正君） 教育長。

〔教育長 阿佐見 純君発言〕

○教育長（阿佐見 純君） ほかに何かないかということでございますけれども、先ほど柳田議員さんのほうから憲法で義務教育を受けさせる義務と責任あるわけで、これは学校教育法でも生活が困難な保護者に対しては、しっかり援助しなさいと、きちっとした条文がございます。できるだけの子供を、子供たちは皆、平等ということで、できるだけのことをしてあげたいなというふうには考えておりますが、先ほど課長からありましたように、他市町村の様子であるとか申請数であるとか、その辺を総合的に考えて進めていきたいというふうに考えています。

ただ、一例を挙げますと、榛東村のほうでは、例えば小学校、中学校の児童・生徒に文集の補助を与えてやっていますね。私もこの本村に来てから、そういう理解のある市町村というのはなかった。実際には子供たちのものになるんですけども、そこに対しても補助を与えてくださるということも一例としてありますので、そういう部分でも、また考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） ありがとうございます。

国から就学援助費として来るお金なども、いろいろきちっとすんなり来ないというふうな状況なども今までもありましたけれども、ぜひこれからもきちっと子供たちが就学をできるような形で、教育を受ける憲法で保障された、その権利を村としても補助するというふうな気持ちで取り組んでいただければ幸いかと考えております。

次に、移りたいと思います。認知症対策についてであります。

高齢者が安心して暮らせる社会を地域の中で、どう築いていくかというふうな観点で、この認知症に関しましては、これまでも、最近でも、村内でも、1日中見つからなかったというふうな方たちなども防災無線などでお尋ねといいますか協力をしてくださいというような放送も流れたりとかしたりしておりまして、ちょっとその後の放送を聞き逃したりして、その方はきちっと保護されたのかどうかということがちょっとあれだったんですけども、本当に認知症の方たちの悲劇といいますか、そういうのは本当に悲惨といいますか、なってきた状況なんですけれども、榛東村として認知症に対する対策といいますか、どのようなふうを考えていらっしゃるか、課長、あるいは村長にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 子育て・長寿支援課では、徘徊高齢者へGPS発信機を所持させて、行方を確認できるシステムを利用する方に導入する際の経費に対して、上限7,560円を補助する徘徊高齢者家族支援サービスがあります。

また、健康・保険課では、認知症高齢者の家族らに認知症に対する理解を深めることを目的に、介護予防事業の一環として認知症サポーター養成研修を開催しています。

これらのサービスにつきましては、対象者を認定高齢者に限定したものとなりますが、認知症及び寝たきりの方などを対象にしている制度としましては、家族介護慰労金制度、紙おむつの給付事業、在宅寝たきり高齢者利用サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービス、福祉車両貸付事業、介護保険事業などがあり、村及び社会福祉協議会が一緒になって取り組んでおります。

また、社会福祉協議会では、独自に在宅介護者教室、介護者リフレッシュ事業を実施しており、参加者には認知症高齢者の面倒を見ている家族もいると伺っております。

このように、認知症高齢者やその家族に特定したサービスは少ないかもしれませんが、認知症を含むサービスは数多くあると考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 課長の回答の中に榛東村としての社会福祉協議会が中心になるような形での取り組みを話をいただきました。

私がちょっと調べたところによりますと、高崎市群馬町の棟高というんでしょうか、あのところにNPO法人のじゃんけんぽんというところが運営する、交流スペースというふうなことで、「近隣大家族」というふうな名前をつけているそうなんですけれども、そこは毎週月曜日の午前中に「認知症カフェの日」として、認知症の人と地域の住民をつなぐというふうなことで、認知症の人と、それから、家族の方とか、あるいは興味を持って協力できるような方とかというふうな方が集まって、そういうふうな場所、居場所っていうんでしょうかね、もちろんそこでは家族の人が来て、認知症の人とその家族の方と交流もするとか、いろいろな形でその認知症カフェというスペースのところで過ごし方をするそうなんですけれども、高齢者を見守る、その組織づくりといいますか、榛東村、村として、行政としても最終的にはそういうことにもなるのかもしれないんですけれども、NPO法人も含めて榛東村で、そのようなスペースをつくるか認知症に対する何らかの取り組みというふうなことが考えられるかどうか、可能性も含めてお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 柳田議員さんの質問にありました、認知症カフェにつきましては、私のほうからちょっと問い合わせしまして、どういうプロセスになったかというのをお聞き

しました。お話によりますと、その認知症高齢者グループホームの利用者や家族、スタッフらの意見から独自に開設したとのこと。行政の関与はしていないそうです。また、介護保険事業の対象外のサービスと伺っております。

ご質問にありました榛東村として、その認知症に対してどのようにということなんですが、介護保険事業で実施しております介護予防教室の月曜はつらつ教室は、要介護状態、要支援状態となることを予防するために開かれており、また、榛東村社会福祉協議会で実施しております、ふれあい・いきいきサロンは地域の中で孤独となる高齢者をつくらぬよう、交流活動を支援することを目的としておりますが、多くの高齢者が集いまして、一緒に勉強したり語り合いながら過ごすことは認知症予防の効果も期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 今、議論されているのが認知症になったら、いろいろな対策があるかということでございますけれども、なったことも考えなくちゃならないですけれども、その前に予防するというのを村でも取り組んでいるところでございます。といいますのは、高齢者のいきいきサロンもそうですけれども、文化協会を通じた中での文化教育、そこへ参加してもらって、頭や手や足を動かしてもらい、話をしてもらい、それから、もう一つは、グラウンドゴルフの充実を図って、みんなして勝負をするような楽しみを味わうとか、それから、お互いに同じ施策をする中で、お互いのきずなをつくるかというような行事を今、随所に盛り込んでおるわけでございますけれども、そういったことによって認知症にならないような防ぎ方というのが今、求められている、村に求められていることでございますので、そういったことも充実しながら、しかも、どうしても認知症になっちゃったというものについては、今まで言われた施策を施していかなきゃというふうに思っております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 村長の回答の中にも、はい、これからのこのような形で進めていくというふうな方向が含まれていると思います。本当に高齢者社会と言われている中で、元気で高齢化社会を過ごせるのが本当の幸せなんだろうと思うんですけれども、高齢化をして、認知症になってしまっというふうな形にならない、そうですね、その予防と、それから、認知症の方たちの、なった方たちの対応の両方も含めて、これから村としてできること、村としてといいますか、社会福祉協議会などの力もかりながら、そういうふうな高齢者に優しい地域づくりというふうな形で取り組んでいけると私は思っておりますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 全くそのとおりでございます。村でもかからないようにすると、健康保険のほうもというか、村の健康状態もそうなんですけれども、かからないようにする対策、それから、不幸にもかかってしまった対策、これは2通りあると思うんです。ですから、その状態において、これからもその対策には万全を期していきたい。

それで、もう一つは、先ほどもちょっと清水議員のときに申し上げさせていただいたんですけれども、やはり行政だけでいろいろの対策を講じるといってもなかなかいい案というのが見つからないわけです。そんな中で、皆さん方が常日ごろ地域にあつて、こういうことをやったほうがいいんだなというものがありましたら、どうか提案していただければと、こんなふうをお願いするところでございます。

○議長（高橋 正君） 一般質問中なんで、ちょっと注意します。私語を慎んでください。

10番。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 以上です。

ありがとうございます。

○議長（高橋 正君） 以上で10番柳田キミ子さんの一般質問を終了いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午後1時39分休憩

---

午後1時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

質問順位6番松岡稔君の質問を許可いたします。

6番松岡稔君。

〔6番 松岡 稔君登壇〕

○6番（松岡 稔君） 6番松岡稔です。

午後最後ということで、一生懸命やります。

村でも、5月中旬から村のあちこちでポピーの花が咲き、村外からいろいろな人がポピーを楽しみに来ました。このポピーの遊休農地を利用して、一生懸命地権者が頑張ってくれて、とても我々も花の村ということで感銘を受けました。また、このポピーの畑が、あと何年かたって耕作放棄地にならないよう、地権者に頑張ってもらいたいと思います。

きょうは、耕作放棄地について、6次産業の推進について、5項目の質問を自席にて行います。

○議長（高橋 正君） 6番松岡君。

〔6番 松岡 稔君発言〕



○6番（松岡 稔君） 先ほど村でもポピーが咲いて、とてもきれいな村で、5月中旬から楽しませていただきました。今、村ではどのくらい耕作放棄地があって、その要因はどうか、担当課長お願いします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、お答え申し上げます。

耕作放棄地につきましては、24年度について10ヘクタール、25年度については12.2ヘクタールでございます。これは増加傾向にあるわけでございますけれども、これについて要因と申し上げますか、状況調査を行っております。その中で出てきたご意見等をご紹介申し上げますと、高齢により耕作ができないと、それから、後継者がいないと、これが主な大きな要因ではないかと思っております。それから、農業におきましても、少子高齢化の影響も非常に強く受けていると、こういったことが耕作放棄地に結びついているんじゃないかと考えられます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） そういうことで、村では耕作放棄地対策としてどのような方策を講じているのか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） それでは、6点ぐらいに集約いたしまして、ご説明申し上げたいと思います。

1点目でございますけれども、耕作放棄地の所有者というのは、村内75名いらっしゃいます。この人に対しまして草刈り等の改善通知を8月に発送した結果、昨年8月ですけれども、そのうち21名がみずから作業を行ったり、また、シルバー人材センターへ委託したりしたことによりまして、約30筆の保全管理がなされました。これが1点目です。

それから、2つ目としまして、認定農業者の改善計画の補助金ということで、本年度創設したものでございますけれども、これについて、これは耕作放棄地の借り入れ条件を1つとして、農業機械の導入にかかる経費の一部を補助するというものでございます。本補助金の5月9日現在の締め切り時点の要望件数は、トラクターが1件、ホークリフトが1件の計2名でございました。これでは補助金の意味がなさないということでございまして、補助金の要望の取りまとめを6月30日まで延長することといたしました。

それから、3点目といたしまして、青年給付金でございますけれども、45歳以上の認定新規就農者について、年間150万円の最長で5年間の給付をするという事業でございます。給付要件といたしま

しては、農地の所有権を対象が有しているか、または給付対象の所有と親族以外の借り入れが過半数を占めていることが条件でございます。現時点でこの要件に合致する対象者はおりませんが、来年以降、せつかくある制度でございますので、普及並びに活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

それから、4点目でございますけれども、農地を所有する、村内に住居する退職者、60代から70歳代が対象でございますけれども、この方たちに対して村で機械を導入し、ワンデーレンタルということで1日貸し付けると、そういった事業も今後検討してまいりたいと考えております。

それから、5点目といたしまして、機械化組合の農業機械の利用促進につきましては、本村でも認定農業者連絡協議会においても積極的に周知を行い、利用を促進するよう働きかけを行っております。また、今後にも必要な機械につきましては、農業者や関係機関と相談しながら整備をしてまいりたいと考えております。

そして、最後の6点目でございますけれども、このほか県で本年度から群馬県農業会議に農地中間管理機構を設置しました。これは農地の貸し借りを代行して農地を集約し、集積し、担い手へ供給する仕組みが創設されました。これらの政策を積極的に推進するとともに、農業委員会を通しまして個別面談、担い手への集積、新規就農へのあっせん、耕作放棄地の解消と農地の円滑な活用のための調査研究を進めていくというものでございます。

以上、対策を6点ほどに集約して、ご説明申し上げます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 先ほどの認定農業者改善補助金の中で、6月30日まで延長していただいたという経緯があります。その後、希望者はありましたか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） きょうのところ、ちょっとまだ確認していませんけれども、現在のところ、その後については現状のままということで2件ですか、そのままということでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） せつかくつけてもらった予算なんで、6月30日が最終期限ということなんですけれども、再度延長するとか、せつかくつけた予算、この予算を消化するには、最後の時期ですか、どのくらいまで我慢できますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） これが期間を延ばせば来るというものではないのかなと思うんです。

かなり高額なところで金額も張ってきますので、やはり農業の利用計画、あるいはその経営の計画等もございますので、一概に、いつまでということは申し上げませんが、事務的な手続もございますので、年内ですかね、ぐらいまでには、また村長とも相談しなくちゃと思うんですけども、できる限り、ただ、1つ言えるのは支援として有利な方法でやれる方法は講じてまいりたいと思っておりますけれども、そういったことでできる限り最長で、延長できる限りしていきたいというふうな考えでおります。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） この間の農業者認定農家の総会にも村長さんも課長さんも出席していただいて、大分顔ぶれを見て、高齢化が進んでいるなって感じたと思います。村長も昨年導入したタマネギ移植機で植えた圃場を見てもらったと思いますけれども、ああいう機械を入れることによって、耕作放棄地にどんどん作物を植えて、耕作放棄地をなくしたらどうかと思うんです。ことしタマネギの相場がよく、トン出しでも5万100円、ネット出しでもLで1,200円という高額な相場になっています。これをどうにかこういう相場はたまにだと思ってしまうんですけども、認定農業者同士でうまく融通をし合って、機械の利用化をしてもらったらいいんじゃないか、その辺について村長はどのようにお考えですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 耕作放棄地については、本当に危惧しているところであります。その解決方法としては、いろいろやり方はあるんですけども、利用される新規就農者、あるいはそれを使って農業経営をしたいという人が出てきてくれればいいんですけども、なかなかそういったもの、そういう人たちが集まれないというようなことなんで、それらを進めることが一つの今の喫緊の課題ではないかなというふうには受けとめております。

先ほどから課長から対策として6項目が示されているわけですが、その一つ一つを機会あるごとに住民の皆さんに申し上げて、それで理解をしていただいて、少しでも、何平米でも使っていただく、村の農業生産のために使っていただく方策を講じていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 機械化組合の話が出て、昨年、その前の年でしたか、昨年でしたか、マニアスプレッターの組合が大分順調に稼働し、この間の決算で黒字が出たという話を聞きました。一つそういういい例が出ているので、これをうまくマニュアルみたいな組合で運営していけばいいなと考えております。

また、前、何年か前、上毛新聞でどこの町村でしたっけ、ちょっと忘れちゃったけれども、農業委員

会が優良農地、ここを貸し出しますとう立て札を立てたような記事を目にしました。我々もどこのうちが高齢者になって、どこの畑が耕作放棄地になっているのか、ちょっと我々もわからないので、村でも何かこういう、この土地を何平米、地主で誰ですという、そういう目安的なものをこれからやっていく考えはありますか。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） 先ほど申し上げましたわけですけれども、今の一般的な国の動きというのは中間管理機構でやるというのがあります。なぜかといいますと、これは民事上の争いだとか借地権だとかの問題が非常に絡んできますので、やはりしかるべき機関が入って、それを中どりしていくというのが、これからの流れかなと思っております。過去であればそういう形もあるんでしょうけれども、いろいろ聞きますと、そういった形で争いごととか、利用について個人の個人的なプライバシーの問題がございますので、そういったことで、この中間管理機構が今後活用されながら農業の耕作放棄地等の改善に役立っていくんじゃないかというふうな形で、村のほうとしてもこれにのっかる形で対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 先ほどの課長の答弁の中に就農人口をふやす、60歳以上の人たち、話がありましたけれども、私たちの地元を見ても、大分定年を迎え、機械がなくて何々ができないという人がいます。先ほどの就農をふやすような手だてとして、ワンデーレンタルで今、課長が答弁をしましたけれども、その内容をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 新藤 彰君発言〕

○産業振興課長（新藤 彰君） これは実際に、事業的に詳しく、まだ立ち上げるというような細部を検討しているわけではないんですけれども、やはり段階の世代等を含めて、かなり我々含めて、この60なり70歳ぐらいの人たちというのは村の中で、かなりいらっしゃいます。また、その中で就農されて農地をお持ちの方もいらっしゃいます。ただ、するんでしょうけれども、やはり労働というか、形で農家になれていない方もいらっしゃいますんで、そういった中でやはり機会を、そういった形のご意見を聞きながら、何を要望しているかと、どんなものが必要かというのをやはり聞き取りながら、こういった階層の人たちにご協力を願っていくという、そういうふうな形かと思えます。具体的に、これからどういうふうな形ということはございませんけれども、いずれにしても世の中の世相の動きの中で、この年代の人たちが、要するに人口的にダブっているというか、いらっしゃるの確かでございますので、これはターゲットにしていくことが一番最良かなと考えています。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この事業は、非常にいい事業で、早く言えば管理機みたいなものをストックしておいて、そこで借りるというようなことの事業のようなんで、私としては主に、去年のあれですか、立ち上げました村の機械化組合、こういったところにある程度ストックをさせていただいて、そこから貸し付けるなり、また、機械化労働支援をその組合ですというような体制のほうがわかりやすんじゃないかなというふうに思いますし、それから、機械の手入れもその組合でできますので、機械が長持ちするんじゃないかというような観点から、私としては新たに設置するんじゃなくて、そういった機械化組合に機械を預けて、そして、そこからレンタルさせたり、先ほど言うように機械の労働支援をするというような形をこれから、だんだんそういうものができてきましたので、そういった中から農地をふやす、ふやすには、じゃ、遊休農地を使ってもらおうかというような、こういうだんだんと広げられるような対策を講じていったらいいんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 大いに期待しております。また、榛東村で農業をやる、スマート農業の先進地と言われるような施策をお願いいたします。

次の質問なんですけれども、昨年11月、上毛新聞の一面に「榛東村6次産業の推進で活性化」という記事がありました。その中に、いろいろなことがありました。首都圏の百貨店で売り込むとかいう記事までありました。今どの辺まで進んでいるのか、ちょっとお願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 昨年度の地域力向上経済循環創造事業の関係ということでございます。

事業につきましては、平成25年度でございましたので、事業的には終了しているということでございます。内容的には、地域力向上循環創造事業によりまして、長岡の地球屋さんを拠点に、山新物産では八州高原地域力向上委員会山新工房として、また、2区農耕会を中心に長岡、山子田、新井と多くの方が参画されまして、特に合鴨農法やステビア農法などの無農薬、低農薬などのオーガニック農法を用いたドライフルーツやドライパウダー、こういうものを生産しているということです。

また、最近では、ナガナスの新種の野菜についても加工に取り組まれていると聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 総務課の自然エネルギー室のところにドライフルーツですか、いろいろ何種類か見たんですけれども、もっと榛東村でもいろいろなイチゴだとか柿だとか、いろいろな乾燥できる

ようなものがあると思います。上毛新聞に最近、農の最前線ということでドライイチゴの加工販売だとか、そういう記事が載っています。榛東村でもそういうのをどんどん取り入れて、今イチゴのない時期にドライイチゴを販売するとか、そういう今後の計画はありますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） いろいろドライフルーツの中で多様な野菜がやれると思っています。今、取り組んでいるものとして特産品という形で、合鴨無農薬米、それから、八州高原金芽米、先ほど言ったドライフルーツ、ドイラパウダーですか、などの八州高原ブランドを確立しながら、今、多様な生産を向けているところでございます。

ご質問のイチゴということでございますが、そういうものについてもご相談いただければ検討していきたいと思っております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 今いろいろなものがドライフルーツ化されて、売り出されています。高級なマンゴーまでドライフルーツでいただけるようなものもあります。あとは、売り出すについてネーミングだとか、そういうのも考えて消費者が手を出せるような商品を開発していただきたいと思います。

もう一つ、村内各地に販売所を整理するとありましたが、その整理の計画はどのようになっていますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 販売所ということでございますが、長岡を中心やっております。先ほど申し上げた地球屋パン工房、カフェ・アンド・レストラン内の八州高原マルシェ、それから、山新工房、リンゴ園の直売所、ホシノクリーンエナジーなどの民地に、このエネルギー事業を通じて提供していただいております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 昨年の11月から始めて、ちょっと聞きづらいんですけども、どのくらいの販売額があったのか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 販売額については、うちのほうではつかんでおりません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） せっかく上毛新聞の一面に取り上げられて、農と食の活性化、我々も十分期待しています。また、そういうんで、いろいろなものを開発し、今、販路は何でもできると思います。東京の百貨店だとかインターネットだとか、そういうのをどんどん活用して、榛東村ブランドをつくってもらいたいと思います。

また、次の質問なんですけれども、先ほど柁井議員の質問といろいろ重複しますけれども、先ほど消防ホースの格納ボックスは村内に何カ所あるかという質問なんですけれども、何カ所だっけな、ちょっと忘れちゃったんで、もう一度お願いします。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほど村長が答えたかなと思っているんですけども、格納ボックスの設置数は現在村内では93基でございます。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 93基、私が覚えているところでは平成の初めからだんだんふえてきたかと思っています。この中に消防ホース20メートルが3本、消火栓の開栓棒、管そう、こういうのを村の総務課消防のほうでは全部3セットがあるか把握していますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 先ほど柁井議員さんのときにもお答えしたんですけども、消火栓、それから、防火水槽、それとあわせて、この格納ボックスも一応確認しているということで、うちのほうでは消防団南署から上がってきております。ただ、格納ボックス内のホースの水を通しての点検というのは実施していないと聞いております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） その中に消防20メートルホースが3本、消火栓をあける開栓棒、水を出す管そう、その3つがちゃんと備わっていますかという質問なんです。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） うちのほうで上がってきていますボックスの関係について、そこまでは上がってきておりません。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 消火栓をあけて、この3つがセットされていなければ、本当に次の後続部隊のポンプ隊が来ても、つなぐぐらいでしかない。それよりもこの3点がきちんと整備されていれば、3人ぐらいの人で消火ができると思います。

それと、この消防のホースなんですけれども、1本3万円と高価な品物で、先ほど松井議員の質問の中に村長が、消防団の余裕のあるホースを各分団にも、その格納ボックスの中に入れていたという話がありました。あれから約20何年、消防団には隔年に約6本ぐらいのホースを村のほうから支給していると思います。その間、このホースの入れかえはあったのか、総務課では把握していますか。

○議長（高橋 正君） 総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） ホースの確認ということでございますが、先ほど格納ボックスの話をしたんですけれども、中のホースと水漏れとか、そういうものは確認していないということでございます。

また、ホースの関係につきましては毎年ポンプ等の出動分団につきまして、6本ずつ支給しているということでございます。金額については、今、松岡議員さんが言ったとおりの内容に消費税を掛けた金額ということで予算化はしてあります。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） せっかく設置した消火栓のホース等のボックスなんです。これをどういうふうに点検するか、自主防災組織にお願いするか、消防団がその今回は新井地区なら8区から月ごとに、そういうふうな点検の仕方、村では先ほど総務課長が自主防災組織だとか区長さんに相談してという答弁がありましたけれども、もう少し具体的に課長の考えを聞かせてもらいます。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） この問題が出たので、ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほどの松井議員のときにホースを備えてあって、それを地元の人たちがホース延長して、あとは消防車が来るのを待っていて、早期消火に当たるんだよという私は答弁したと思うんですけれども、先ほどいろいろなところから話を聞いていましたら、近場はそれでよかったんですけれども、消防施設、機械施設から離れているところは、それ誰が設置したかわかりませんが、管そうもちゃんとついてたということでございますので、管そうがついているということは、自主防災意識があったのかなというふうに訂正をさせていただきます。

それから、今、松岡議員のほうから防災組織の中でそういうものを考えて整備していったらいいんじゃないかということでございますので、先ほど答弁したように、防災計画が県から示されます。そ



の中でこの問題について一からちゃんとした規則なり条例を定めて、そして、使い勝手のいい、効果のある施策にしていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 格納ボックスについては、私もいろいろ思い出があります。吉岡町で消火器を外へつけたら消火器を盗まれた。じゃ、榛東はこの消火ボックス、消火栓の箱をふやせばいいという、そんな経過をちょっと思い出しました。こうやってよく見てみたら、本当にボックスに杓石がくっついているだけで、そのボックスが倒れたり、そういう安全面もこれから配慮して点検をしていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、最近時代とともに日常生活の中でトラブルや心配事、悩みを抱える人が多く見られます。村でも法律無料相談所があります。この間の社協のほうから配られたパンフレットの中にも、5月から3月までの無料相談があります。この無料相談、1回に6名とありますけれども、どのくらいの相談がありますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） この時間につきましては、1人当たり30分ということで、午後1時半から4時半までの3時間で6人、1人当たり30分という内容になっております。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 1人30分という答弁でしたけれども、30分で相談内容が相談者に満足してもらっていますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 時間内で満足されない場合は、別途相談者が個人的に弁護士へ相談することとなりますが、その費用につきましては個人負担となります。群馬弁護士会のホームページに紹介されています法律相談センターのご案内では、30分当たり税込みで5,400円という相談料が示されています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 弁護士の相談というのは本当に高いというんで私も認識しております。一番高いのが、ヘリコプター1分1万円だそうです。高い順番からいけば弁護士もかなり上に行くと思います。

静岡市では、市民電話相談室というのがあるそうです。暮らしのトラブル相談窓口、法律家と契約して、1年間契約をして、相談で後でお金を納めるそうです。東京の多摩市では弁護士を採用して、自治体の民事だとか市民の相談を受けているそうです。榛東でも、このような何か考えはありますか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 社会福祉協議会のほうでやっていただいております、この法律相談は共同募金の配分金を活用して開催しております。群馬弁護士会へ有償で委託していることから、開設時間とかにつきましては、費用を伴うこととなります。開設時間をそのままにして、そのまま3時間ということで改めず、1人当たり制限時間を1時間とすれば相談時間の拡大が図られますが、25年度の年間相談者数は37人ということで人気が高く、なるべく多くの人々に機会を与えることも大切だと思います。

また、尋ねた相談者の中には判断能力が弱っておりまして、相談者と弁護士だけではいくら時間を費やしても問題解決に向けた進展が見込めないケースもあると伺っております。心配事相談所の法律的問題等に対応するために設けられました無料法律相談所は、1人の問題を30分で解決するというものではなく、解決に向けた道しるべをお示しして、相談者の不安を少しでも緩和するということが主眼としております。

また、相談者が弁護士事務所を訪ねることに躊躇してしまう心理を軽減する効果も考えられます。このようなことから、各自治体や社会福祉協議会で実施しております無料相談所でも制限時間を30分としているところが多い理由と解釈されます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 30分という制限時間があるので、事前に相談内容を提出するとか、そういうことはできるんですか。

○議長（高橋 正君） 子育て・長寿支援課長。

〔子育て・長寿支援課長 青木 繁君発言〕

○子育て・長寿支援課長（青木 繁君） 結局、心配事相談等で出てきた案件を無料法律相談所のほうに、こっちを利用してみてはいかがというような内容、流れだと解釈されますので、そこら辺はある程度事前にいろいろ準備するようということで周知していると思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） これからいろいろなことが生きているうちにあると思います。榛東村でも、

しんとう健康ダイヤル24ということで健康のこと、また、私がちょっと提案なんですけれども、榛東村でも榛東法律ダイヤル、こういうのを設置していただきたいと思います。

また、次の質問なんですけれども、最後の質問で、指定金融についてなんですけれども、榛東村、群馬県でも榛東村がJAの指定金融ということで、本当に珍しいなって私も思います。予算委員会なんかのときに、私ちょっと指定金融のことについて聞いて、金利が10倍いいとか、そういう話を聞きました。JAの指定金融でメリット、デメリットがありましたらちょっと教えていただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（高橋 正君） 小山美子会計課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） ただいまの松岡議員の質問にお答えいたします。

本村は北群渋川農業組合を指定金融としております。そのことのメリット、デメリットについてご説明申し上げます。

初めに、メリットについて4点申し上げたいと思います。

1点目が、地域密着型で地域をよく熟知していること。2点目が、定期預金などの金利について他の銀行、信用組合などと比較した場合に高利な金利を設定していること。3点目が、役場庁舎内にATMを設置し、住民の利便性の向上に寄与していること。4点目が、口座引き落とし手数料が無料であることです。

次に、デメリットについて申し上げます。

一部の補助金等の振り込み後の事務処理について、若干時間を要すことです。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） 最近、安倍内閣で農業の取り巻く、JAを取り巻くニュースがあり、我々は農協というものは農産物を売った、そういうイメージで、本当にプロの金融機関じゃないような気がします。でも、この間の日経新聞に農林中金が堅実に運用されている記事などがあります。また、地域の密着型の農協に自立を促すとか、いろいろな記事があります。これからペイオフということは多分ないと思うんですけれども、今回女性課長として、女性の目で榛東村の会計をどのように見ているのかお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 会計課長。

〔会計課長 小山美子君発言〕

○会計課長（小山美子君） 今後の会計業務の進め方について私から感じたことを申し上げます。

関係法令を遵守し、第1に公金の安全性、第2に運用を念頭に置き、村民の血税である貴重な公金

について管理徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに、議員の皆様を初めとして、関係機関の方々にご意見を拝聴し、健全な会計業務が遂行できるよう、努力してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（高橋 正君） 6番。

〔6番 松岡 稔君発言〕

○6番（松岡 稔君） メリットの4点ということで理解できました。これからも一生懸命頑張ってください。

これで私の一般質問を終わりとします。

○議長（高橋 正君） 以上で6番松岡稔君の一般質問が終了いたしました。

以上をもちまして、通告のあった6名の議員の一般質問を終了いたします。



## ◎日程第5 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋 正君） 日程第5、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、7番南千晴さんの退席を求めます。

暫時休憩といたします。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村上総務課長。

〔総務課長 村上和好君発言〕

○総務課長（村上和好君） 工事請負契約についてご説明いたします。

本契約につきましては、議会の議決に付すべき契約5,000万円以上の工事契約でございます。

工事名、契約金額、契約の相手について朗読し、説明にかえさせていただきます。

工事名、平成25年度繰越榛東村立南小学校体育館建設工事。契約金額、5億8,104万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額4,304万円。契約の相手、住所、群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7、商号等、佐田・南榛・廣橋特定建設工事共同企業体、代表者、佐田建設株式会社、代表取締役

社長、荒木徹。

なお、詳細につきましては、工事担当課長であります学校教育課長よりご説明いたします。

○議長（高橋 正君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 清水誠治君発言〕

○学校教育課長（清水誠治君） それでは、工事の概要を説明させていただきます。

まず、構造でございますが、鉄骨鉄筋コンクリートづくりとなっております。階数につきましては2階建て、2階部分につきましては、点検用通路となっております。

次に、面積でございますが、建築面積が1,192.8平米、延べ床面積は1,141.3平米、アリーナ面積が818.71平米。

設備といたしまして、男女トイレ、多目的トイレ、水飲み、手洗い、器具庫が2部屋、それと放送室、それとステージ下の収納庫が10平米となっております。床に冷暖房設備、太陽光発電設備。

関連工事といたしまして、渡り廊下の工事、それと電気設備、キュービクル、電気配線工事、それと給排水設備の付け替え、それと物置の撤去、新設、それと特別教室棟の延焼ラインの建具改修工事がございます。

運動設備でございますが、バレーボールコート、6人制が2面、バドミントンコート3名、バスケットボールコート、これはスポ少でございますが、2面。

床構造でございますが、これにつきましては本村で初めての床構造でございます。仕上げ剤がタラフレックス、これはグラスファイバークロス入りでございます。特徴といたしまして、折り畳み椅子がフロアマットを敷かなくてもじか置きできるものでございます。

また、空調につきましては、電気式となっております。また、ステージの高さにつきましては90センチでございます。

以上が概要でございます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

暫時休憩します。

午後2時36分休憩

---

午後2時36分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

9番松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 今、学校教育課長が説明してくれたんだけど、これはあれですかね、議

案書だから、図面とか、もっと詳細にわかるのは、ただ、ぱっと言われただけで全部わかんないんだけれども、ありますか。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午後2時36分休憩

---

午後2時38分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

ここで質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第45号 工事請負契約の締結について原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

---

午後2時39分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

## ◎日程第6 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第6 請願・陳情についてを議題といたします。

お手元の請願・陳情つづりの一覧表により順次付託を行います。

なお、請願・陳情要旨については省略させていただきますので、後ほどご一読ください。

請願受理番号1号、請願者、群馬県新聞販売組合、理事長、金井美次氏、紹介議員、金井佐則議員、請願件名、新聞への消費税軽減税率適用を求める請願は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

請願受理番号2号、請願者、全群馬教職員組合、執行委員長、石田清人氏、紹介議員、柳田キミ子議員、請願件名、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願は、文教厚生常任委員会に付託いたし

ます。

請願受理番号3号、請願者、原水爆禁止群馬県協議会、代表理事、滝沢俊治氏、紹介議員、柳田キミ子議員、請願件名、2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

請願受理番号4号、請願者、群馬県労働組合会議、議長、真砂貞夫氏、紹介議員、柳田キミ子議員、請願件名、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号8号、第19区区長、山下茂氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号10号、第1区区長、善養寺直弘氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号11号、第21区区長、阿久澤義男氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

陳情受理番号13号、第3区区長、石川敏雄氏よりの陳情は、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

受理番号7号、株式会社霞山カントリー倶楽部、代表取締役、市川金治郎氏よりの陳情、受理番号9号、公益社団法人日本理科教育振興協会、会長、大久保昇氏よりの陳情、受理番号12号、行橋市議会議員、小池慎也氏よりの陳情、以上3件につきましては、資料配付といたします。

---

◇

## ◎散 会

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時43分散会

平成26年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

6月19日（木）



# 平成26年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

---

平成26年6月19日（木曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成26年6月19日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 同意第 1号 榛東村固定資産評価員の選任について
- 日程第 3 同意第 2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 4 同意第 3号 榛東村教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第41号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第42号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 報告第 1号 平成25年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 報告第 2号 平成25年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第15 報告第 3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について
- 日程第16 請願・陳情について
- 日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

---

## 本日の会議に付した事件

日程第1から日程19まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議案第46号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第2 発委第 2号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について
- 追加日程第3 発委第 3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について
- 追加日程第4 発委第 4号 オスプレイに関する決議について

## 出席議員（14名）

1番	清水健一君	2番	松井保夫君
3番	小山久利君	4番	山口宗一君
5番	小野関武利君	6番	松岡稔君
7番	南千晴君	8番	金井佐則君
9番	松岡好雄君	10番	柳田キミ子君
11番	岩田好雄君	12番	岸昭勝君
13番	早坂通君	14番	高橋正君

## 欠席議員（なし）

---

## 説明のため出席した者

村長	阿久澤成實君	副村長	萩原貞夫君
総務課長	村上和好君	基地・財政課長	山本比佐志君
税務課長	岩田健一君	住民生活課長	早川雅彦君
子育て・長寿支援課長	青木繁君	健康・保険課長	小野関均君
産業振興課長	新藤彰君	建設課長	清水喜代志君
上下水道課長	久保田勘作君	会計課長	小山美子君
教育長	阿佐見純君	学校教育課長	清水誠治君
生涯学習課長	清水義美君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長	倉持直美	書記	富澤美由紀
------	------	----	-------

## ◎開 議

午前9時開議

○議長（高橋 正君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成26年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、地方自治法第121条の規定により、村長以下管理職全員の出席を求めています。全員出席であります。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程に従い、会議を行います。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（高橋 正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第111条の規定によって、議長において指名を行います。

2番栢井保夫君、3番小山久利君を本日の会議録署名議員に指名いたします。



### ◎日程第2 同意第1号 榛東村固定資産評価員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第2、同意第1号 榛東村固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

倉持事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

阿久澤村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） おはようございます。

第2日目の定例会、またよろしく願いいたします。

それでは、同意第1号 榛東村固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

皆様の机の上に配付してありますように、榛東村大字長岡616番地にお生まれの岩田健一さん、昭和32年10月14日生まれでございます。固定資産評価員に選任したいと考えております。

この件につきましては、固定資産評価員でありました前の税務課長の新藤彰さんが4月1日で異動いたしました。現在、不在となっておりますので、後任の税務課長であります岩田健一さんを固定資産評価員に選任したいと考えておりますので、議会の同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） ご異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第1号 榛東村固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。



### ◎日程第3 同意第2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（高橋 正君） 日程第3、同意第2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 同意第2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任についてご説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員である岩田喜代司さんが、任期が平成23年7月1日から平成26年6月30日までとなっております。3年間の任期が間もなく満了となりますが、これに伴い、平成26年7月1日から固定資産評価審査委員会の委員の選任が必要となります。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字長岡乙382番地にお住いの岩田喜代司さんを固定資産評価審査委員会の委員に引き続き選任したいと考えております。

岩田さんは、昭和25年4月1日生まれ、現在64歳でございます。高校卒業後、民間会社を経て榛東村役場に長年勤務されておりましたが、定年退職し、現在は地元の2区の区長をされてご活躍されております。役場在職中におきましては、住民課長、税務課長の経験もあり、固定資産評価員としてご活躍された時期もありました。お人柄は温厚実直で、村民の信望も厚く、固定資産評価審査委員会の委

員に最適な方と考えております。岩田さんにつきましては、過去の経験を十分に生かした固定資産評価審査委員会の委員としてお力添えをいただきたいと考え、選任したいと考えておりますので、議会皆様のご同意をよろしく願いいたします。

なお、任期につきましては、平成26年7月1日から平成29年6月30日の3年間でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時9分休憩

---

午前9時9分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 失礼しました。訂正させていただきます。先ほどの説明の中で、岩田喜代司さんの任期が平成23年7月1日から平成26年6月3日と申しましたので、そのところを6月30日ということで訂正願います。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第2号 榛東村固定資産評価審査委員会の委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎日程第4 同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命について

○議長（高橋 正君） 日程第4、同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

教育委員の星野一郎さんの任期が平成22年7月1日から平成26年6月30日までとなっております、4年間の任期が間もなく満了となります。それに伴い、平成26年7月1日から教育委員さんの任命が必要となってきております。教育委員の任命に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により議会の同意を求めるものであります。

そこで、皆様にお配りしたように、榛東村大字長岡1958番地5にお住いの湯浅耕作さんを教育委員に任命したいと考えております。

湯浅さんは、昭和23年3月8日生まれ、現在66歳でございます。高校卒業後、榛東村役場に長年勤務されておりました。定年退職後は、隣保館の館長として平成25年3月末まで勤務されておりました。役場在職中におきましては、住民課長、土地改良課長、教育委員会社会教育課長、水道課長、税務課長、産業振興課長、議会事務局長と行政経験は豊富であり、特に社会教育に精通された方であります。お人柄は温厚実直で、村民の信望も厚く、教育委員に最適な方と考えております。湯浅さんにつきましては、過去の経験を十分に生かし、教育委員としてお力添えをいただきたいと考え、任命したいと考えております。議会皆様のご同意をよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成26年7月1日から平成30年6月30日の4年間でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

同意第3号 榛東村教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時14分休憩

---

午前9時17分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

◎日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（高橋 正君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 阿久澤成實君登壇〕

○村長（阿久澤成實君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

富澤礼子さんは、14区在住で平成23年10月1日から人権擁護委員として活躍していただいておりますが、この9月30日に1期目の任期満了を迎えることから、このほど再度の推薦をお願いするものがあります。

富澤さんは、長年、小・中学校の教諭として活躍され、この間、同和教育など教育現場における人権問題に積極的に取り組んでいただいております。また、温厚実直で広く社会の実情に通じ、地域活動にも積極的に参加するなど、地域の信望も大変厚く、子供の人権あるいは高齢者の人権等におきましても理解のある方でございまして、これまで務めた経験と知識をもとに、今後も活躍が期待されることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞き、法務大臣に対して再任として推薦をするものでございます。

任期は、平成26年10月1日から29年9月30日までの3年間となっております。ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手

を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◎日程第6 承認第2号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋 正君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

岩田税務課長。

[税務課長 岩田健一君発言]

○税務課長（岩田健一君） それでは、提案理由についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の2ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものでございます。

専決の理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、榛東村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

議案書につきましては、次の3ページ、4ページ、例規集につきましては、お手元の2巻の659ページから688ページ、また資料の新旧対照表につきましては、最初1ページから13ページでございます。ごらんください。

今回の専決処分に係る税条例の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律が本年平成26年3月31日に公布されたことに伴い、地方税法の一部改正のうち施行日が本年4月1日に係るものでございます。

それでは、一部改正でございますので、新旧対照表にてご説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。



右が現行でございます。左が改正案、アンダーラインが引かれている部分が改正箇所でございます。

初めに、税条例第57条で「第10号の7」を「第10号の9」に改めるものでございます。これにつきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。つまり公共の用に供する土地、建物など、地方税法で固定資産税が非課税と規定されているものでございます。地方税法第348条第2項の改正に伴う規定整備、また地方税法第348条第2項第10号の7の前に、新たに第10号の7、第10号の8が加わったことによる号ずれによる修正でございます。

なお、この第10号関係につきましては、社会福祉法人に係る固定資産税が非課税となることを明記した条文でございます。

次に、同じく1ページ、次に税条例第59条の見出し中「なつた」を「なった」に、同条中「第10号の7」を「第10号の9」に、「なつた」を「なった」に改めるものでございます。この第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告でございます。今まで固定資産税が非課税であったものが課税対象となるものでございます。これにつきましては、第57条と同様、法改正に伴う規定整備、号ずれの修正及び語句の修正でございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんください。

税条例附則第6条を削除いたします。この第6条につきましては、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除ということでございます。所有期間が5年を超える一戸建ての住宅またマンションなどを売却して、ほかの住宅を建築また購入した場合、住宅を売却した金額より新たに住宅を購入した金額のほうが大きいとき、その損失金額を一定の計算により、その年のほかの所得、例えば給料などと合算できるものでございます。これを損益通算と申します。

なお、譲渡所得、譲渡所得というのはご存じのとおり、不動産を売却して得た所得でございますが、住民税を算出する際、計算する際、通常、他の所得と分けて計算することになっておりますが、特例により、法的特例により、損失の所得をほかの所得、例えば給料などと合算して所得を減らすことができます。結果、所得が下がるということで住民税が安くなるということでございます。

また、損失の金額が大きくて、その年の所得から控除し切れない、控除をし切れない場合、その分を翌年から3年間にわたって、その損失分を繰り越して控除できるというものでございます。これを繰越控除と申します。

もう少しわかりやすく説明いたしますと、今の家を1,000万円で売って、新しく家を2,000万円で買ったと、そうすると差し引きマイナス1,000万円損していると。特例でこれを他の所得と合算することができるということであります。これが損益通算なんですが、なお、家など売却した譲渡所得については、他の所得例えば農業所得、事業所得、不動産所得などいろいろありますが、分けて計算されます。これを分離課税と申します。家の売買で新しく買ったということでマイナス1,000万円については、他の所得を例えば給与とし、その給与の所得を500万円とした場合、合算するとマイナス500万円になります。そして、このマイナス500万円については、翌年度に繰り越すことができます。

これを先ほど申したように、繰越控除と申します。翌年度給与所得が600万円とします。前年から繰り越されたマイナスの損失所得、マイナス500万円と合算すると100万円になります。翌年はこの100万円に対して住民税が課税になるということでございます。

なお、税条例附則第6条については、住民税の所得割を算出する計算方法が明記されている条文中でございますが、地方税法にも同じ条文が明記されており、税条例の当該条文を削除しても支障がないため、今回削るものでございます。つまり、税条例で定めなくても、村の条例で定めなくても、上位法、地方税法の規定の運用で差し支えないということでございます。

次に、新旧対照表5ページをお開きください。

5ページの下のほうでございます。税条例附則第6条の2を削ります。これにつきましては、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除ということでございます。所有期間が5年を超える一戸建ての住宅、マンションなどを売却した場合、その家を初めに建てたり購入したときの金額より売った金額のほうが少ないとき、通常は建てたより売ったほうが安いんですが、特例により、その損失金額を一定の法的な計算に基づいて、その年の他の所得、給料などと合算できます。これは先ほども申し上げましたけれども、損益通算と申します。つまり損失の所得を他の所得、給料などと足して所得を減らすことができます。結果、住民税が安くなるというものでございます。

なお、その損失が大きくて、金額が多くてその年の所得から控除し切れない場合、まだマイナスがあるという場合は、先ほどと同じように、翌年から3カ年にわたるまでに、その損失分を繰り越して控除できるというものでございます。これを繰り返しますが、繰越控除と申します。

金額を提示して、わかりやすく説明いたします。今の家を1,000万円で売った場合、買ったときの金額が2,000万円だとすると、差し引きマイナス1,000万円となると。特例により、これを他の所得と合算することができます。これが損益通算。例えば給与の所得が500万円とし、合算するとマイナス500万円、そしてこのマイナス500万円については、翌年に繰り越すことができると。これが繰越控除。翌年度の給与所得が600万円とすると、損失の500万円と合算して100万円だと、住民税はこの100万円に対して課税するというものであります。

なお、繰り越しされた500万円のマイナスの損失所得がなかったら、給与所得600万円が住民税の課税の対象となるということでございます。

なお、この第6条の2についても、第6条と同様、住民税の所得割を算出する計算方法が明記されている条文中でございますが、地方税法にも同じ条文が明記されており、税条例の当該条文を削除しても支障がないため、今回削るものでございます。

次に、9ページをお開きください。

税条例附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改めます。これにつきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例でございます。具体的には、これにつきましては、家畜改良増殖法という法律がありまして、これに基づき一定の登録がなされている肉用牛また売

売却価格が100万円未満の肉用牛、そして売却価格で50万円未満のホルスタインなどについては、免税対象飼育牛と言われ、課税されません。そして、今回、この免税の適用期間を現行平成27年度までを平成30年度までの3カ年延長するというものでございます。

次に、新旧対照表9ページの下のほうでございますが、税条例附則第10条3に新たに9項を新設し、加えます。9項につきましては、新旧対照表の10ページに記載のとおりでございます。

なお、税条例附則第10条3については、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。

具体的に申し上げます。これにつきましては、新築住宅、新しく家が建ちます。そうしますと固定資産税がかかるわけですが、延べ床面積のうち120平米分については、固定資産税が3年間2分の1、半分になるというものでございます。これと同様、この条文については固定資産税の減免に関するものをうたっております。

なお、この9項の内容につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を義務づけられた建築物のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税については、その結果、その旨を工事完了後3カ月以内に市町村に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2カ年、税額を2分の1減額するものでございます。

簡単に申しますと、国の基準にのっとり耐震改修した建物については、2年間、固定資産税が半分になるというものでございます。

次に、10ページをお開きください。

下のほうでございます。税条例附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改めます。税条例第17条の2につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例でございます。今回、法改正により、この特例の期間を現行26年度までを平成29年度までの3年間延長するというものでございます。

具体的に申し上げます。つまり法律にのっとり一団の住宅用地、面積等基準がございますが、一団の住宅用地の造成のために、土地所有者が5年以上持っていた、所有していた土地をその一団の造成のために売却、売った場合、譲渡所得が一定の要件で軽減されますのが、その期間を3カ年延長するというものでございます。

なお、長期譲渡所得とは、5年以上所有していた土地などを売却して得た所得、また5年以内につきましては、短期譲渡所得といいまして税制上の特例は適用されません。

次に、新旧対照表12ページをごらんください。

税条例附則第21条第1項については、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。

なお、この税条例第21条の中に第56条と明記されていますが、この税条例56条につきましては、例

例えば学校を経営する学校法人に地権者、所有者が土地を無償で貸している場合など、その固定資産税が非課税、かからないという条文等でございます。

なお、この条文につきましては、非課税となるのは公益社団法人もしくは公益財団法人と規定していますが、今回、地方税法の改正により、一般社団法人もしくは一般財団法人も公益財団法人もしくは公益財団法人とみなし、固定資産税がかからない、非課税となるものでございます。

続いて、次に、税条例附則第21条第2項を削ります。新旧対照表の12ページの下のほうでございます。これにつきましては、地方税法の41条第11項が廃止となったことに伴い、その条文を適用していた村の税条例が不要となったことにより、今回削除するものでございます。

なお、第41条関係でございますが、これにつきましては、一般社団法人、一般財団法人を公益社団法人、公益財団法人とみなす適用条文でございます。

なお、つけ加えておきますが、一般法人のほうは税金を払う団体、公益のほうは税金がかからない団体ということでございます。

次に、新旧対照表12ページから13ページをごらんください。

税条例附則第21条の2中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改めるものでございます。これにつきましては、一般社団法人等が所有する不動産に係る固定資産税を免除する手続の条文でございます。平成20年に旧民法第34条適用の法人が、公益法人から一般法人かいずれかを平成25年11月末までに選択できることとなりましたが、今回その期間が終了したことにより、一般法人もしくは公益法人のいずれかに選択しないことで不利益をこうむらないための地方税法上の優遇期間が昨年11月に終了したことにより、その適用条文を今回削除し、規定整備したものでございます。地方税法附則第41条中、第9項から第14項までが廃止となり、今回の税制改正により削除されたことに伴い規定を整備し、第15項が第9項に繰り上がったものでございます。

なお、本村におきましては、該当する法人は今現在ございません。

続きまして、議案書のほうでございます。4ページをごらんください。

附則でございます。朗読し、説明にかえさせていただきます。

(施行期日)。

第1条、この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の榛東村税条例（以下「新条例」という。）第57条及び第59条の規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

(村民税に関する経過措置)。

第2条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成26年度以降の年度分の個人の村民税について適用し、平成25年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)。

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、新条例附則第10条の3第9項の規定は平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

以上で提案理由及び改正内容について説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 暫時休憩します。

午前9時41分休憩

---

午前9時41分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第2号 専決処分の承認について（榛東村税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

**◎日程第7 承認第3号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**

○議長（高橋 正君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

小野関健康・保険課長。

〔健康・保険課長 小野関 均君発言〕

○健康・保険課長（小野関 均君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

朗読をさせていただきます。

専決第3号 専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成26年3月31日。

榛東村長、阿久澤成實。

専決理由でございます。榛東村国民健康保険税条例に改正の必要が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

国では、平成26年度税制改正の大綱を平成25年12月24日閣議決定し、国民健康保険税の改正について平成26年3月31日付で交付をされたことにより、専決処分をするものでございます。

例規集では、第2巻1087ページからでございます。

一部改正でございますので、新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表の14ページをお願いいたします。右が現行条例、左が改正条例案でございます。アンダーラインが引いてあるところが改正条例でございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

現行の課税額、第2条第3項中、後期高齢者支援金等課税額「140,000円」を改正案「160,000円」に、現行第4項中の介護納付金課税額「120,000円」を改正案「140,000円」に改めるものでございます。

次に、第18条第1項中、現行「第24条の37第1項」を改正案「第24条の36」に改めるものでございます。これは、地方税法施行規則の改正に伴いまして、条文に条ずれが生じたので改めるものでございます。

次に、先ほど説明しました第2条第3項、第4項の改正によりまして、第21条中の後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行「140,000円」を改正案「160,000円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行「120,000円」を改正案「140,000円」に改正し、次に、第2号、第3号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、第3号中、現行「350,000円」を「450,000円」に改めるも

のでございます。

議案書の7ページに戻っていただきます。

附則でございます。

(施行期日)

第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項、改正後の榛東村国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第3号 専決処分承認について（榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◇

## ◎日程第8 議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 正君） 日程第8、議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対しては、早坂議員ほか賛同者1名から、お手元に配付しました修正動議が提出されています。したがって、これを本案にあわせて議題といたします。

暫時休憩いたします。開会を10時。

午前9時44分休憩

---

午前10時再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、2月の大雪に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、南部コミュニティセンター改修事業及び職員の人事異動に伴う人件費などの補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

13款分担金及び負担金、補正額74万8,000円、計5,871万2,000円。1項負担金、同額でございます。

15款国庫支出金、補正額3,363万8,000円、計6億4,432万円。2項国庫補助金、3,363万8,000円、計2億9,607万1,000円。

16款県支出金、補正額3億8,185万円、計7億5,454万円。2項県補助金、補正額3億8,166万8,000円、計5億3,800万2,000円。3項県委託金、補正額18万2,000円、計2,472万9,000円。

19款繰入金、補正額9,425万6,000円、計6億1,293万5,000円。1項基金繰入金、同額でございます。

21款諸収入、補正額221万1,000円、計4,572万6,000円。4項雑入、補正額221万1,000円、計4,167万1,000円。

歳入合計でございます。補正前の額50億5,800万円、補正額5億1,270万3,000円、計55億7,070万3,000円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

1款議会費、補正額1万5,000円、計9,562万8,000円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費、補正額237万5,000円、計7億2,710万6,000円。1項総務管理費、補正額399万2,000円の減、計5億8,207万2,000円。2項徴税費、補正額568万4,000円、計9,752万6,000円。3項戸籍住民基本台帳費、補正額63万5,000円、計3,288万1,000円。5項統計調査費、補正額4万8,000円、計895



万1,000円。

3款民生費、補正額1,090万5,000円。1項社会福祉費、補正額64万2,000円、計10億7,670万2,000円。2項児童福祉費、補正額1,026万3,000円、計6億5,335万2,000円。

4款衛生費、補正額31万6,000円、計3億958万4,000円。1項保健衛生費、補正額31万6,000円、計1億8,653万6,000円。

6款農林水産業費、補正額4億4,435万7,000円、計8億344万3,000円。1項農業費、補正額4億4,435万7,000円、計7億8,378万1,000円。

7款商工費、補正額110万円、計2,178万7,000円。1項商工費、同額でございます。

8款土木費、補正額496万2,000円、計4億1,961万2,000円。1項土木管理費、補正額799万6,000円、計1,808万5,000円。2項道路橋りょう費、補正額308万3,000円の減、計2億6,053万円。5項都市計画費、補正額4万9,000円、計1億3,595万8,000円。

次のページをお願いいたします。

10款教育費、補正額4,876万3,000円、計8億7,694万2,000円。1項教育総務費、補正額15万5,000円の減、計5,817万3,000円。2項小学校費、補正額5万円、計2億2,757万6,000円。3項中学校費、補正額8万4,000円、計8,919万9,000円。4項幼稚園費、補正額6万円、計1億369万6,000円。5項社会教育費、補正額5,005万4,000円、計2億6,337万円。6項保健体育費、補正額133万円の減、計1億3,492万8,000円。

歳出合計でございます。補正前の額50億5,800万円、補正額5億1,270万3,000円、計55億7,070万3,000円でございます。

12ページから14ページは、歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明は省略させていただきます。

16ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

真ん中の枠、一番上の段、15款2項1目教育費国庫補助金、補正額358万5,000円の減は、1節総務管理費補助金で、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金を全額減額させていただくものでございます。この下の2目民生費国庫補助金、補正額1,755万3,000円の主なものは、3節児童福祉費補助金で、説明欄一番下の保育緊急確保事業補助金1,236万3,000円が主なものでございます。この補助金は、当初予算では県補助金の子育て支援交付金からの移行事業費補助金、補助率2分の1でありましたが、保育緊急確保事業が創設となり補助率が国・県それぞれ主に3分の1となったことや、保育士等処遇改善臨時特例事業の追加となったことによるものでございます。7目教育費国庫補助金、補正額2,000万円は、4節社会教育費補助金で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で南部コミュニティセンター改修事業の補助金でございます。

下の枠でございます。16款2項2目補正額164万円の減の主なものは次のページ、5節児童福祉費

補助金336万8,000円の減で、先ほど15款2項2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金のところで申し上げた説明欄の子育て支援交付金からの移行事業費補助金1,221万3,000円が減額となり、保育緊急確保事業県補助金884万5,000円が追加となったことによるものでございます。この下の段、4目農林水産業費県補助金、補正額3億8,329万9,000円は、1節農業費補助金で、2月の大雪による雪害による経営体育成支援事業補助金でございます。

一番下の枠、19款1項1目基金繰入金、補正額9,425万6,000円の主なものは、1節基金繰入金で、説明欄にある財政調整基金繰入金9,420万6,000円で、歳入の不足する額を取り崩して財源とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

今回の補正につきまして各目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員の人事異動に伴う人件費でございます。以下、各目の2節、3節、4節の説明は省略させていただきます。

21ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、補正額286万6,000円の減の主なものは、自然エネルギー推進事業で各節の主な減額は、当初予算で計上した農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費補助金分358万5,000円の減額でございます。また、各節の説明欄の主な増額は、ソーラーパーク管理費等負担金及び協賛金によるものを計上させていただきました。

少し飛ばしまして、28ページをお願いいたします。

中ほどやや下、3款2項2目児童措置費補助金562万8,000円は、19節負担金、補助及び交付金で、説明欄にある保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金でございます。本村の3保育園の補助金を計上させていただきました。

31ページをお願いいたします。

上の段でございます。6款1項3目農業振興費、補正額4億4,849万9,000円は、19節負担金、補助及び交付金の説明欄にある被災者向け経営体育成支援事業で、被災農業者の支援を行う補助金を計上させていただきました。

少し飛ばしまして、38ページをお願いいたします。

上の段でございます。10款5項4目南部コミュニティセンター費、補正額5,000万円は、15節工事請負費で、南部コミュニティセンター改修工事費を計上させていただきました。

40ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。1は特別職でございます。2は一般職でございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願い申し

上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、質問いたします。

16ページをお開きください。

歳入、15款総務費国庫補助金、補正額358万5,000円の減額補正ですね。これは説明欄を見ると、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業推進事業補助金、これは何で村長は3月の26年度予算で通しておきながら、議会は全員賛成で26年度予算をとったと思うんですけども、これを6月議会でなぜ全額減額にするのか説明をお願いします。よろしく。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） ご説明申し上げます。

先ほど松岡議員から話されましたように、3月議会では、一応この継続をするのを前提で上げさせていただき、そして説明をさせていただきました。その説明の中で、ご案内のように358万5,000円の交付を受けると、この交付については10分の10で事業化できるんですよ、事業を遂行するんですよという話をさせていただきました。それと同時に、これについて5月13日の説明会では、国が約7割カットした中での推進事業をしてくださいというお話が入りましたので、その件について係と打ち合わせをしました。その中で、係は、この70%の補助金での26年度の事業計画が消化できるか、消化というか、でき上がるかでき上がらないかというお話を検討したところでございます。結果的には、係から、この約70%の補助金では、26年度事業は遂行できないと、目的が達成できないという結論に至りましたので、減額補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 係がと……

〔「3割カット、7割の事業費ということです」の声あり〕

○9番（松岡好雄君） 今、村長、間違えているんですけども、それはそれとして、何で26年度予算を通して、まだ国庫補助金がついているやつを、3割カットされたからって、まだわずか3カ月、27年1月、2月、3月、そのころだって勉強して、村民もみんな巻き込んでこれはやっていることなんだから、なぜ村長はそんな勝手に6月、約3カ月ですね、何でこんな早くに結論が出るんですか。まだ私たちしっかり勉強しなきゃならないと思っているんですけども、村長はその点についてどうい

ふうに村民に納得のできる説明ができるんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 村民には、議会議決がされた後、要請があればしたいと、こんなふうに思っております。

それから、先ほど3カ月もたたないうちに、この案を出したということは、報告書にもございますように、本事業終了後、速やかに発電事業が開始できる計画となることということが明記されております。ということは、26年度事業をこのまま進めた場合には、計画をやらなきゃならないというのが前提の文言でございます。となると、それから考えたときに、これから進めていった中で、いろいろと懸案事項が出てきます。その懸案事項というのが、大まかに言って3点ございます。

1つは、この事業について皆さんもご存じのように、約事業費が全体で、この間の説明では8億もかかると、話半分でも4億はかかるんだという中で、2分の1が国の補助でございます。そうした中で、その2分の1の負担をできる事業者があらわれるかどうかということが1つ懸念材料でございます。

それから、もう一点は、原料の確保が難しいということでございます。この施設に当たりましては、バイオマス利用可能量として日量26.6トンを中心に試算しております。主な材料は、家畜ふん尿13トン、事業系食品残滓2.6トン、森林木材5トン、長岡農集下水処理3トン、それ以外、し尿処理浄化槽3トン、合計26.6トンが必要されるとしております。榛東村内での家畜排せつ量は、日量約31トンのうち農地還元数量は明確ではないのですけれども、バイオマス利用可能量13トンで計算すると、村内からの排せつ量の日量42%を確保しなければならないというような計算も出ますので、それと同時に、今後TPPで畜産は先行き不透明だというようなことも勘案しますと、この原料の調達が非常に難しいということが懸念されるわけです。それと同時に、この中に長岡農集下水事業3トンを見込んでおりますけれども、これは農集排、国からの農業集落排水事業ということで、国からの事業補助金を受けておりますので、これは充てられないということは明確でございます。

それから、3点目は、建設用地の確定が問題だということがわかってきました。というのも、私もこれをするに当たって、区長さん方にもお話をかけてみました。その中で、区長さん方は、異口同音に建設する場所がどこへやるんだよという中で、その中で住民の了解が得られないんじゃないかというような懸念材料が浮上しました。そのような観点から、私としては問題点が見えた段階で中止するのが適当ではないかということでございます。

それから、村長は、先ほど松岡さんが、決断というか、みんなに話さないで決断したというお話でございすけれども、最終的な決断は私がしなきゃならないという責任の立場がございすので、そうさせていただきます。

○議長（高橋 正君） 9番。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） 村長の説明は、前と幾らも変わらないと。自分の主張は、北海道帯広、札幌、サンエイ牧場ほか4カ所を見てきました。村長は、北海道札幌、帯広へ行って勉強したんですか。それもしていないと思います。それと、榛東村は金がねえ金がねえと言うんだから、自主財源を確保するというので、これはぜひやるべきだと、この前も自分は発言しました。これは田邊先生、埼玉大学ですね、あの先生の説によると、2月24日ですか、ほかでもやったんですけども、約7億、国の補助金が半分3億5,000万、榛東村の3億5,000万、何も金を使わなくも、補助金約年間売り上げ1億円、7億で1億円売り上がれば、5,000万ずつ返済して7年やっていけば3億5,000万、何ら問題なく解決できると思う。材料が足らねえ足らねえと村長は先ほどから言うけれども、足らせるように努力すればいいんじゃないかね。それと、足らないと言うけれども、畜産だって榛東村だけ考えなくても、すぐ隣だって牛を1,000頭も飼っているところもあるんですよ。そこの排せつ物を利用してもいいし、榛東村には12旅団というところもありますよ。そういうところからも集めれば、足りないなんてことはないですよ。

それで、この前、係、係と言うけれども、係にかつけるんじゃないかと、村長は自分で職員にかつけるのはよくないですよ。自分の判断といっても、まだ3カ月ぐらいで、これを俺さっきから言っているように、27年になって1、2、3月、そのあたりでどうも研究したけれどもだめだったというなら、それでいいけれども、まだ出足の段階で村長が、まして村長だ、係が言っているんじゃない。村長が決断するといっても、それは早過ぎると思うんです。そんなに早急に決断して、失敗したときは責任問われますよ、村長は。研究をして、ちゃんと研究して、いろいろみんな議員も北海道へ勉強に行かなかった議員、村長含めて、村長なんか、自分だって行ってくればいいんだ。村長交際費だってあるんだから、何もそんなどうってことはないんだから。自分で行ってきたっていいんだもの。そのぐらいの決断を持って、村民代表であるからには、早急に結論を出すんじゃないかと、きちっと研究してみんなしてこの事業をやって、年間1億自主財源を確保できるのであればやってみようという、そういう気持ちになって、まだ結論を出すのは早い、村長は。自分はそういうふうに思いますけれども、そういうことで、一時質問は終わります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 夜中にぎっくり腰やりました、ちょっと立つのが大変なんですけれども、今の答弁の中から2点聞きます。

今の村長の答弁の中で、この調査研究をしたならば、事業化しなければならないことになっているというふうに私は聞こえたのですが、その点はそういうことなのかということが1点です。

そして、その建設用地についても、この調査研究をするに当たって建設用地も確定をしなければな

らないというふうに聞こえたわけです。つまり、私は、調査研究をした後で、この建設用地の確定も事業化の確定もすればいいというふうに考えていたんですが、そうじゃないんですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 私としては、そういうふうに捉えておりません。というのは、5月13日の幹事会で……から発言が出ておるんですけども、本事業終了後、速やかに発電事業を開始する計画となっていることということで位置づけられているという中ですと、事業化に進めた中で、今、松岡さんも騒いでやっているんですけども、進めた場合に、もう何とか先が見えているけれども、やめられないというような状況よりは、こういうものが文言が出ている中で、先を見据えた中での発言をしたほうが私はよかったということで、させていただきました。

それから、先ほど松岡議員が北海道へ研修行ってこいというお話でございました。私は、行った人から事細かに報告を受けております。その中で、北海道で成功しているのは榛東村がやろうとするのとは全然違うんです、やり方が。北海道は、大きな個人のエリアの中で、その発電所を自分の材料をもとにやっているんです。榛東村は、村を巻き込んだ中でやろうとするから、住民等の生活環境を私は考えなきゃならないということでございます。そういうところから判断をさせていただきました。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、村長が言った、そのすぐに発電の事業化をしなきゃならないという件ですけども、今、私、資料を持っていないんで見させてもらいました。それが載っているのは、調査研究をして手を挙げたときの採択基準として書かれているんですよ。だから、何も調査研究、村でこの事業についてしたからといって、やっぱりうちでは無理ですという結論を出せば、それはそれでいいわけですよ。そんなの当然のことですよ。全国あちこちやっているのに、全国のところが全部そういう事業をやらなくちゃいけないなんていうことはあり得ないです。採択基準なんです、そのしなければならぬ、事業化をすぐしなければならぬというのはね。それを村長、勘違いしていると思いますよ。建設用地についても、私、全部見ていませんけれども、多分そういう話だと思いますよ。そういうところで、それは理由に、減額の理由にはなりません。

それと、もう一つ、係が3割減額された金額では事業化ができないというふうに言ったから、それも今回の事業を中止する理由だということでもありますけれども、私から言わせれば、こういうときにこそ、3割分の補正予算を組むべきなんです。村長、これ議員必携、読みますよ。議員必携の補正のところですね。一般的に当初予算の編成時に予期できなかった制度の改正、事情の変更や公共事業費の配分決定によるものが多い。これを例示すると、（1）天災や災害の発生によって必要となった予算措置をするためのもの、（2）国・県の補助金、負担金、交付金等の確定によるもの、まさにこれに該当したわけじゃないですか。これに該当して少なくなったんだから、補正予算を組めばいいん

ですよ。それも何億というお金じゃないんですから。100万ちょっとのお金ですから、私は、だから当初から反対をしているわけなんです。その辺については、村長のこの補正予算に対する考え方、いかがですか。

○議長（高橋 正君） 村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 早坂議員のほうから話されましたように、たかが少しの金だからというお話はございました。私は、1円でも1億でも、村民から預かっている金は同じだというふうを考えております。その中で補正をかけるのには、将来を見据えた中でのやはり有効適切な使い方かどうかという観点から、今回断念をしたところでございます。

○13番（早坂 通君） 終わります。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 続いて、修正案提出者の提案説明を求めます。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、平成26年度一般会計補正予算（第1号）の修正案の提案理由の説明をいたします。

現在、人類にとってエネルギー問題は重要です。産業革命以来、化石燃料によって産業は発展し、私たち人間の生活は豊かになりました。化石燃料といえば主に石油、石炭、天然ガスなどが思い浮かびます。石油の埋蔵量は、富士山と同じ量しかないことは皆さん承知のことと思います。年数にすると20年足らずでなくなると言われております。だからこそ、全世界で自然エネルギーが研究開発されているのです。しかし、自然エネルギーは研究開発途上にあり、日本での比率は1.6%に過ぎず、脱原発を進めているドイツでも23.4%です。しかし、今後、自然エネルギーは着実に普及拡大することは確実です。

榛東村でも、職員各位の努力により調査研究する機会に恵まれたのですから、途中で投げ出すことはせずに調査研究を進めるべきと考えます。私も、この間、集中してさまざまな資料を調べました。結果、バイオマス発電は事業化できるという考えに至っています。そして、何よりも今回の補正予算の重大な問題は、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金の予算計上した平成26年度当初予算が3月定例議会で成立したばかりであるのに、村長は、5月13日の会議で補助金が3割カットされたのがおもしろくない。3割分の107万5,000円の補正を議会にお願いすることは申しわけない。この2点を理由に、バイオマス発電の調査研究を中断すると言いました。107万5,000円の補正を議会にお願いすることは、申しわけないどころか、補正予算はこういうときにこそ組むべきなのです。村長は、補正予算の性格を理解しているのでしょうか。

また、昨年度、村民とともにやってきた調査研究は何だったんでしょうか。平成26年度当初予算を全員賛成で議決をしたことは何だったんでしょうか。今年度、調査研究をした結果として結論を出すのが正論と考えます。

上記のような理由にならない理由によって、全員賛成で議決した農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金358万5,000円の減額補正を認めることは、村の最高意思決定機関としての議会の存在意義と議員の最も重要な権利である表決権を議員みずから否定することになります。金額は小さいが、今回の減額補正は、このように議会議員にとって重大な問題なのです。

最後に、議員各位において賢明な判断をしていただけることを確信をしていることを申し上げ、修正案の説明といたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

続いて、修正案に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、修正動議の部分からの討論を行います。討論ございませんか。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

---

午前10時34分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

9番松岡君。

〔9番 松岡好雄君発言〕

○9番（松岡好雄君） では、賛成討論を行います。

平成26年度一般会計補正予算（第1号）の修正案に対し、賛成討論を行います。

北海道でバイオマス発電事業の研修をした結果、バイオマス発電事業は、事業化して採算が合うと判断しました。よって、調査研究を継続することは村の活性化になるとともに、自主財源確保につながると確信しており、調査研究を中断することは断固反対です。

また、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金が計上された当初予算を3月定例議会で議決したばかりであるにもかかわらず、補助金が3割カットされたことを理由にしたバイオマス発電事業の調査研究の中断は納得できません。

さらに、村の意思決定機関としての議会の存在意義と議員の最も重要な権利である表決権を議員みずから否定することになるという早坂議員の提案理由には同感であります。



よって、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業補助金の減額補正に反対する立場を表明して、修正案の賛成討論といたします。

○議長（高橋 正君） では、反対討論。

8番金井君。

〔8番 金井佐則君発言〕

○8番（金井佐則君） 反対討論をさせていただきます。

先ほど来、いろいろなお話が出ておまして、事業化に対してのこれは予算ということでございまして、事業化しなければこの予算はとる必要はございませんし、村長の決断によって村行政としては、これは適切でないからということで減額補正をしたわけでありまして。先ほど来、話が出ておりますけれども、今まで既に調査研究はし尽くしたからこそ、私は、村長がご英断をされたのかなと、こんなふうな思い、この修正動議に対して反対をし、反対討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

3番小山君。

〔3番 小山久利君発言〕

○3番（小山久利君） 3番小山です。

私も、北海道で研修させていただきました。北海道でのバイオマスガス発電は、家畜のふん尿処理また臭気対策などに対応してできた事業です。この運搬費等に係る経費は、既存の輸送体系であるためコストの増加はなく、その施設を利用した発電や余熱利用は、その副産物的な捉え方です。

榛東村での事業実施となると、バイオマスの原料、木くず、植物雑草、動物のふん尿等を安定的な確保には、まず収集運搬など輸送体系の確保など必要となると思います。そのバイオマスの資源の保存設備の確保、またそれに臭気対策と、あと一番最後の残渣の処理ですか、固液を分離して液体分を浄化槽処理すると、まだまだ8億円という見積もりの中には足りない施設が出てくると思います。これらの経費を考えると膨大な金額になることが予想されます。なおかつ畜産の盛んな村であった榛東村も畜産農家の減少は顕著であり、原料である家畜のふん尿等については多くは望めない現状です。バイオマスの処理のために発電し、売電することと、発電のために多くの経費をかけて原料の生産、収集をしなければならない状況は、北海道と大きな違いではないかと考えます。

よって、榛東村での事業化というのはまだ先の話になり、調査研究も個々の段階でやればよいと思います。よって、この修正動議に反対します。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

2番栢井君。

反対討論か賛成討論か。

〔2番 栢井保夫君発言〕

○2番（栢井保夫君） 反対をいたします。

我々が26年度予算を通してから3点世の中の動きで変わってきている事項があります。それは、我々が予算を通したときに、満額三百五十数万の、これが補助金として出る、こういう予定の中で我々は賛成しましたがけれども、これが満額出ない、これが1点目。

2点目については、3年前に八王子で8億7,000万の補助金をいただいてバイオマスの発電事業、これが開始されましたけれども、昨年、百六十数件の区民からの苦情に基づいて、このバイオマスが今、動いていないです。5回、ことしの5月まで5回のいろいろな検討委員会を開いていますけれども、これについても全て頓挫、今、開始の状況にはありません。区へ、あと業者が困っているのは、補助金8億7,000万円をいただいているんで、やめるわけにはいかない。こういう話で、今、バイオマスの失敗作で八王子で出ています。これは、ことしの4月に大きくクローズアップされてきました。

3点目は、皆さんご存じのとおり、発電をしても、これから3年、4年、5年売れない、東電に売れない時代が来ています。鉄塔が建って準備をするのに9億円かかる。こういう今の世の中で、果たしてこのまま進めていってもいいのかなど。行政が今回減額をして、当初考えたお金が出ず、減額をして取りやめると、この行政の判断については理解するところであります。

これらの理由により、私は反対いたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより修正案に対する採決に入ります。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成2名。反対11名。賛成少数です。

よって、本修正案は否決されました。

続きまして、原案について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第40号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成多数です。賛成11人。反対2人。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第41号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長(高橋 正君) 日程第9、議案第41号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長(高橋 正君) 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

久保田上下水道課長。

[上下水道課長 久保田勘作君発言]

○上下水道課長(久保田勘作君) それでは、平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成26年度事業の給与及び職員手当等の補正でございます。

議案書44ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額、計の順に説明をさせていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

5款繰入金、補正額4万9,000円、計1億2,693万6,000円。1項繰入金、同額です。

歳入の合計、補正前の額7億261万9,000円、補正額4万9,000円、計7億266万8,000円。

続きまして、45ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額4万3,000円、計409万6,000円。1項総務費、同額です。

2款建設費、補正額6,000円、計5億2,488万2,000円。1項建設費、同額です。

歳出合計、補正前の額7億261万9,000円、補正額4万9,000円、計7億266万8,000円。

47ページ、48ページの歳入歳出予算事項別明細書総括につきましては、同額のため説明を省略させていただきます。

50ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入です。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額4万9,000円、計1億2,693万6,000円。

続きまして、52ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目総務費、補正額4万3,000円、計409万6,000円。内訳につきましては、2節給与4万3,000円、3節職員手当等9,000円となっております。

2款1項1目建設費、補正額6,000円、計5億2,488万2,000円。内訳につきましては、4節共済費6,000円となっております。

53ページ、54ページは、給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第41号 平成26年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第10 議案第42号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 正君） 日程第10、議案第42号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業の補正につきましても、平成26年度人事異動に伴う給与及び職員手当等の補正で  
ございます。

議案書56ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額、計の順に説明させていただきます。

なお、補正前の額は省略させていただきます。

3款繰入金、補正額87万3,000円の減、計1億1,120万円。1項繰入金、同額です。

歳入合計、補正前の額1億4,237万1,000円、補正額87万3,000円の減、計1億4,149万8,000円。

続きまして、57ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費、補正額87万3,000円の減、計736万5,000円。1項総務費、同額です。

歳出合計、補正前の額1億4,237万1,000円、補正額87万3,000円の減、計1億4,149万8,000円。

59ページ、60ページの歳入歳出予算事項別明細総括につきましては、同額のため説明を省略させて  
いただきます。

62ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

歳入です。

3款1項1目繰入金、補正額87万3,000円の減、計1億1,120万円。

続きまして、64ページをお願いいたします。

歳出です。

1款1項1目総務費、補正額87万3,000円の減、計736万5,000円。内訳は、2節給料27万6,000円の  
減、3節職員手当等47万円の減、4節共済費12万7,000円の減となっております。

65ページは、給与費明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいた  
します。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第42号 平成26年度榛東村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第11 議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（高橋 正君） 日程第11、議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

清水誠治学校教育課長。

[学校教育課長 清水誠治君発言]

○学校教育課長（清水誠治君） 議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について朗読及び説明をさせていただきます。

議案書68ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入です。

左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

3款繰入金、補正額7,000円、計7,651万6,000円。1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額1億4,900万円、補正額7,000円、計1億4,900万7,000円。

続きまして、69ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、補正額7,000円、計6,953万2,000円。1項総務管理費、同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億4,900万円、補正額7,000円、計1億4,900万7,000円。

70ページから72ページは、歳入歳出予算事項別明細書総括でございます。説明は省略させていただきます。

74ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございます。

歳出の増額に伴いまして、一般会計から7,000円繰り入れるものでございます。

76ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳出でございます。

4節の共済費、補正額7,000円でございますが、共済組合負担割合の改正によりまして、給食センター職員1名分を増額するものでございます。

77ページから78ページは、給与費明細書となっております。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第43号 平成26年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎日程第12 議案第44号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高橋 正君） 日程第12、議案第44号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 久保田勘作君発言〕

○上下水道課長（久保田勘作君） それでは、平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、3条予算の収益的収入及び支出につきまして、給与及び手当等の補正でございます。

80ページをお願いいたします。

補正予算（第1号）実施計画書によりまして説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款、項、目、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

なお、既決予定額は省略させていただきます。

1款水道事業費用、補正予定額10万6,000円、計2億7,385万2,000円。1項営業費用、補正予定額10万2,000円、計2億5,721万9,000円。3目総係費、補正予定額10万2,000円、計2,318万4,000円。3項特別損失、補正予定額4,000円、計90万8,000円。2目その他特別損失、補正予定額4,000円、計80万8,000円。内訳につきましては、81ページ説明書の給料、手当、法定福利費の増額及びその他特別損失の増額となっております。

次の82ページ、83ページは、給与費の明細書でございますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第44号 平成26年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。開会を11時15分。



午前11時休憩

午前11時15分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第13 報告第1号 平成25年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋 正君） 日程第13、報告第1号 平成25年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山本基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 議案書86ページをお願いいたします。

それでは、平成25年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

この計算書に上げてあります11事案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づきまして、平成26年度へ予算繰り越しを行ったもので、同条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読させていただきます。左の財源内訳は、後ほどごらんいただきたいと思います。

初めに、3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子ども・子育て支援事業、金額496万8,000円、翌年度繰越額、同額でございます。続きまして、3項災害救助費、事業名、大雪災害見舞金給付事業、金額700万円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業施設災害復旧支援事業、金額483万3,000円、翌年度繰越額438万4,000円でございます。続きまして、農業体質強化基盤整備促進事業、金額167万1,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、村単独道路新設改良事業、金額886万8,000円、翌年度繰越額、同額でございます。続きまして、5項都市計画費、事業名、防災広場整備事業、金額3,299万3,000円、翌年度繰越額3,299万2,000円でございます。続きまして、事業名、ふるさと公園費、金額3,637万1,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、事業名、消防施設整備事業、金額78万9,000円、翌年度繰越額、同額でございます。続きまして、事業名、防災事業、金額50万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、事業名、南小学校整備事業、金額5億5,203万4,000円、翌年度繰越額、同額でございます。続きまして、3項中学校整備事業、金額1,947万5,000円、翌年度繰越額、同額でございます。

合計でございます。金額6億6,950万6,000円、翌年度繰越額6億6,905万6,000円。左の財源内訳、特定財源、未収入特定財源、国庫支出金5,928万3,000円、県支出金496万8,000円、村債2,090万円、基金繰入金5億1,367万8,000円、一般財源7,022万7,000円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 課長、8款の土木費の都市計画費、防災広場事業費を・・広場事業費と言ったけれども、どっちが本当ですか。訂正してくれますか。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 失礼しました。防災広場整備事業でございます。

○議長（高橋 正君） ここで、村長のほうから訂正がありますので、村長。

〔村長 阿久澤成實君発言〕

○村長（阿久澤成實君） 先ほどの一般会計のほうの補正の中での答弁の中で、個人名が入っちゃいましたので、それを削除してお願いをしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（高橋 正君） それでは、提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

---

#### ◎日程第14 報告第2号 平成25年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（高橋 正君） 日程第14、報告第2号 平成25年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） 議案書88ページをお願いいたします。

それでは、平成25年度榛東村一般会計事故繰越し繰越計算書につきましてご説明申し上げます。

この計算書に上げてあります事案につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定を準用して、平成26年度へ予算繰り越しを行ったもので、第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

下の表、左から朗読させていただきます。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、農業体質強化基盤整備促進事業（繰越明許分）、支出負担行為額5,515万5,000円、左の内訳中、支出済額4,532万4,300円、支出未済額983万700円、翌年度繰越額、同額でございます。左の財源内訳、特定財源、未収入特定財源、県支出金708万6,000円、一般財源274万4,700円でございます。説明としまして、平成26年度2月の記録的降雪により工事の進捗に支障を来し、年度内に完了が見込めないためによるものでございます。

合計につきましては同額でございますので、朗読は省略させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

---

◇

## ◎日程第15 報告第3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について

○議長（高橋 正君） 日程第15、報告第3号 榛東村土地開発公社の経営状況報告についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

〔基地・財政課長 山本比佐志君発言〕

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、榛東村土地開発公社の経営状況報告についてご説明申し上げます。

初めに、議案書、91ページをお願いいたします。

25年度榛東村土地開発公社決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

収入及び支出につきましては左から、予算額については合計欄、決算額欄につきましては、歳入は予算額に比べ決算額の増減欄、支出は不用額欄の順に朗読させていただきます。

初めの上の表、収入でございます。

第1款事業収益はございません。

第2款事業外収益、合計2万4,000円、決算額2万3,655円、増減345円の減でございます。内訳としまして、1項受取利息、合計4,000円でございます。決算額3,655円、増減345円の減。2項雑収益、予算額2万円、決算額2万円、増減額ゼロでございます。

下の表、支出でございます。

第1款事業原価はございません。

第2款販売費及び一般管理費、合計5万円、決算額4万5,400円、不用額4,600円。第1項及び合計も同額でございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出は、該当ございません。

続きまして、93ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

中ほどの3の販売費及び一般管理費につきましては、(1)報酬2万5,000円、(4)雑費2万400円、事業損失4万5,400円でございます。

この下、4の事業外収益、(1)受取利息3,655円、(2)雑収益2万円でございます。経常的利益はマイナス2万1,745円でございます。

続きまして、94ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1流動資産、資産合計1,465万279円、中ほどの負債の部、負債合計はゼロでございます。一番下の行、負債・資本合計は1,465万279円でございます。

95ページをお願いいたします。

25年度の財産目録でございます。

上の表は資産でございます。1の流動資産、(1)現金及び預金、アの普通預金の合計は15万279円、イの定期預金の合計は1,450万円でございます。流動資産の合計は1,465万279円でございます。一番下の行でございます。資産合計も同額でございます。負債はございません。

96ページをお願いいたします。

IIの事業報告書。

1、事業の概要、(2)の一番下の行、繰越準備金は965万279円となりました。

2、監査の実施状況、3、一般庶務事項につきましては、説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

98ページをお願いいたします。

### Ⅲ、付属明細表。

1の基本金明細表につきましては、基本財産として榛東村からの出資金500万円でございます。

99ページをお願いいたします。

平成25年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。松井保夫監事により、本年4月8日に監査を実施していただきました。ご報告をしていただいたものでございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

101ページをお願いいたします。

平成26年度の予算でございます。第2条の収益的収入及び支出の予定額、まず収入につきましては、第2款事業外収益2万4,000円を計上させていただきました。

次に、支出、第2款販売費及び一般管理費としまして5万円を計上させていただきました。

続きまして、102ページをお願いいたします。

26年度の事業計画でございます。前年度と同額でございます。説明を省略させていただきます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

26年度の資金計画でございます。説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思います。

104ページをお願いいたします。

平成26年度の実施計画、収益的収入及び支出でございます。本年度欄につきまして朗読させていただきます。

上の表は収入でございます。2款事業外収益、1項受取利息4,000円、2項雑収益2万円を計上させていただきました。

下の表は支出でございます。2款1項販売費及び一般管理費として人件費と経費、計5万円を計上させていただきました。

続きまして、105ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。該当がございません。

続きまして、106ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

中ほどの3、販売費及び一般管理費で5万円を、4、事業外収益で2万4,000円を計上させていただきました。

下から2行目、経常損失、この下の当期損失は2万6,000円でございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計1,462万4,279円、中ほどの負債の部、負債合計はゼロでございます。一番下の行、負債・資本合計1,462万4,279円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本案は報告のみといたします。

---

◇

## ◎日程第16 請願・陳情について

○議長（高橋 正君） 日程第16、請願・陳情についてを議題といたします。

過日付託を行いました請願・陳情の審査経過及び結果についてを各常任委員長より審査報告を求めます。

初めに、山口総務産業建設常任委員長より審査の報告を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 総務産業建設常任委員会の山口でございます。

陳情・請願の審査報告をいたします。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第1号、付託年月日、平成26年6月10日、件名、新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について。

委員会の意見。地域住民がニュースや知識を得るため、新聞の購読料金に対し軽減税率を求める。新聞協会が実施した調査でも、8割を超える国民が軽減税率の導入を求め、6割が新聞や書籍にも軽減税率適用するよう望んでいる。読者の負担を軽くすることは、活字文化の維持、普及にとって重要と考える。よって、本請願は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第10号、付託年月日、平成26年6月10日、件名、村道反田2号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本道路は、1区中組地内に位置し、5号計画道路に接続する利用頻度の高い道路で

ある。しかし、道路幅が狭く曲がっているため、事故が起き、車両等の通行に支障を来している。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られるので、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第11号、付託年月日、平成26年6月10日、件名、村道堂塚10号線改良舗装工事について。

委員会の意見。本道路は、南小東約400メートルに位置する道路である。周辺は、住宅化が進んでいるが、未改良のため車両等の通行に支障を来し、雨水も農地に流入し農作物に被害を与えている。本路線を整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られる。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第13号、付託年月日、平成26年6月10日、件名、村道西帝・桃広線側溝蓋設置工事について。

委員会の意見。本路線は、1級村道であり、長岡観光道路の位置づけで整備された道路である。陳情区間は交通量も多く、歩道も未整備で安全が危惧されている。本路線は、整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られる。ただし、整備延長も長く、工事費も多額の費用が必要となる。地元と協議し、整備計画を立て、計画的に事業をすること。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第1回第1号、付託年月日、平成26年3月4日、件名、村道長谷津21号線舗装と側溝蓋設置工事について。

委員会の意見。本路線は、柿ノ木坂食堂南の村道である。周辺は住宅地であるが、4メートル部分と4メートル未満があり、陳情者の区長とも協議した結果、4メートル部分を整備することとする。本整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られる。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の

規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第1回第2号、付託年月日、平成26年3月4日、件名、村道判塚10号線舗装と側溝蓋設置工事について。

委員会の意見。本路線は、11区旧松岡商店を囲む村道である。周辺は住宅地であるが、4メートル部分と4メートル未満があり、陳情者の区長とも協議した結果、4メートル部分を整備することとする。本整備することにより、地域住民の生活環境の改善や交通の利便性が図られる。よって、本陳情は採択とする。審査結果、採択。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、審査中の次の2件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第71条の規定により申し出いたします。

受理番号、平成26年第2回第3号、区分、請願、提出者、原水爆禁止群馬県協議会、代表理事、滝沢俊治。件名または要旨、2015年NPT再検討会議に向けて日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書採択の請願。平成26年第2回第4号、請願、群馬県労働組合会議、議長、真砂貞夫。件名または要旨、「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願。平成26年第2回第8号、陳情、提出者、第19区区長、山下茂、区長代理、久保田茂美。件名または要旨、村道宿61号線改良舗装工事について。

以上でございます。

○議長（高橋 正君） ただいま山口総務産業建設常任委員長より審査の報告がありました。平成26年第2回請願受理番号第1号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第2回陳情受理番号第10号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕



○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第2回陳情受理番号第10号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第2回陳情受理番号第11号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第2回陳情受理番号第11号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第2回陳情受理番号第13号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第2回陳情受理番号第13号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第1回陳情受理番号第1号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第1回陳情受理番号第1号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第1回陳情受理番号第2号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第1回陳情受理番号第2号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。

平成26年第2回請願受理番号第3号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成26年第2回請願受理番号第4号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

平成26年第2回陳情受理番号第8号は、継続審査の申し出がございました。したがって、閉会中の継続審査を許可いたします。

次に、南文教厚生常任委員長より審査の報告を求めます。

南文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 南 千晴君登壇]

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 陳情・請願の審査報告書。

本委員会に付託の陳情・請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第88条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、平成26年第2回第2号、付託年月日、平成26年6月10日、件名、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願。

委員会の意見。群馬県でも少人数学級編制や少人数指導を充実させることにより、児童・生徒の学習習慣や基本的な生活習慣の定着を図り、基礎学力の定着を目指すため、さくらプラン、わかばプランを初め、少人数指導の充実のために群馬少人数クラスプロジェクトを行っていることは理解をしている。しかし、少人数学級の実現や教職員定数増を地方だけの負担にするならば、財政力の違いによる自治体間の格差が生じることになる。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の実現と教職員をふやし、教育環境を整備することが必要である。よって、本請願は採択とします。審査結果、採択。

○議長（高橋 正君） ただいま南文教厚生常任委員長より審査の報告がありました。

平成26年第2回請願受理番号第2号は、審査の結果、採択との報告がございました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

平成26年第2回請願受理番号第2号の採決に入ります。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、委員長報告のとおり採択に決定いたしました。



◎日程第17 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

◎日程第18 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について

◎日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（高橋 正君） お諮りします。

日程第17、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第19、議会運営委員会の

閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、日程第17から日程第19までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務の調査項目について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午前11時52分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程の追加について

○議長（高橋 正君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。この案件を審議するため、榛東村議会会議規則第20条の規定により、お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 異議なしと認め、議事日程に追加することに決定いたします。

---

### ◎追加日程第1 議案第46号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第2号）

○議長（高橋 正君） 追加日程第1、議案第46号 平成26年度榛東村一般会計補正予算を議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

基地・財政課長。

[基地・財政課長 山本比佐志君発言]

○基地・財政課長（山本比佐志君） それでは、平成26年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、県議会議員補欠選挙執行経費について補正をお願いするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

初めに、歳入でございます。

款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

16款県支出金、補正額534万3,000円、計7億5,988万3,000円。3項県委託金、補正額534万3,000円、計3,007万2,000円。

19款繰入金、補正額61万5,000円、計6億1,355万円、1項基金繰入金、同額でございます。

歳入合計、補正前の額、55億7,070万3,000円、補正額595万8,000円、計55億7,666万1,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同じく左から款、項、補正額、計の順に朗読させていただきます。

2款総務費、補正額595万8,000円、計7億3,306万4,000円。4項選挙費、補正額595万8,000円、計1,116万7,000円。

歳出合計、補正前の額55億7,070万3,000円、補正額595万8,000円、計55億7,666万1,000円でございます。

4ページから6ページは、歳入歳出事項別明細書総括表でございます。説明を省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。主なものについてご説明させていただきます。

上の枠、16款3項1目総務費県委託金、補正額534万3,000円は、5節選挙費委託金で、県議会議員選挙執行経費市町村交付金でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。主なものについて説明させていただきます。

2款4項5目県議会議員補欠選挙執行経費、補正額595万8,000円でございます。主なものは、1節報酬54万7,000円は、非常勤特別職報酬で投票立会人等の報酬を計上させていただきました。3節職員手当等369万8,000円は、職員の時間外勤務手当等を計上させていただきました。12節役務費73万1,000円は、入場券の郵送料等を計上させていただきました。

12ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。1は特別職でございます。2は一般職でございます。後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第46号 平成26年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

## ◎追加日程第2 発委第2号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について

○議長（高橋 正君） 追加日程第2、発委第2号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

山口総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 山口宗一君発言〕

○総務産業建設常任委員長（山口宗一君） 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について提出理由を述べます。

地域住民がニュースや知識を得るため、新聞の購読料金に対し軽減税率を求める。新聞協会が実施した調査でも8割を超える国民が軽減税率の導入を求め、6割が新聞や書籍にも軽減税率を適用する

よう望んでいる。読者の負担を軽くすることは、活字文化の維持、普及にとって不可欠だと考える。

よって、新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書を提出いたします。

以上です。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。開会を1時より行います。

午後0時1分休憩

---

午後1時再開

○議長（高橋 正君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇

### ◎追加日程第3 発委第3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について

○議長（高橋 正君） 追加日程第3、発委第3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

南文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 南 千晴君発言〕

○文教厚生常任委員長（南 千晴君） 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出理由を申し上げます。

少人数学級の実現や教職員定数増を地方だけの負担にするならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級の実現と教職員をふやし、教育環境を整備することが必要である。

よって、「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書を提出したい。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第3号 「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋 正君） 全員賛成です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時2分再開

○議長（高橋 正君） 会議を再開いたします。

---

◇

#### ◎追加日程第4 発委第4号 オスプレイに関する決議について

○議長（高橋 正君） 追加日程第4、発委第4号 オスプレイに関する決議についてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（高橋 正君） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。



小野関基地対策・幹線道路特別委員長。

〔基地対策・幹線道路特別委員長 小野関武利君発言〕

○基地対策・幹線道路特別委員長（小野関武利君） オスプレイに関する決議。

提出理由を説明申し上げます。

議会としては、自衛隊と共存共栄するという立場から、国防に協力するという方針であり、沖縄の負担軽減に寄与するならば、オスプレイの訓練等を今後も受け入れるとともに、自衛隊のオスプレイ配備については理解を示すものである。

続きまして、オスプレイに関する決議の本文であります。

26年2月28日、相馬原演習場において日米共同訓練が行われた。当初はオスプレイが参加する予定でしたが、米側の都合により見送りとなった。

訓練を実施するにあたり、オスプレイについては、国から丁寧な説明を受け、国防上の必要性はもとより、安全性及び災害時にも高い能力を発揮すること等の理解が深まり、議会としても日米共同訓練に反対するものではないとしたところである。

なお、25年11月にフィリピンで発生した大規模な台風被害の救援活動において、米軍のオスプレイが派遣され、支援を展開した。

また、首都圏直下型地震が万が一発生した場合においても、オスプレイが有する高い航空運航能力は、災害救難活動に活用することは極めて有効であり、安心・安全に寄与するものと思われる。

議会としては、自衛隊と共存共栄するという立場から、国防に協力するという方針であり、沖縄の負担軽減に寄与するならばオスプレイの訓練等を今後も受け入れるとともに、自衛隊のオスプレイ配備については、理解を示すものである。

なお、オスプレイが配備される際には、村民の安心・安全が守られるなど、十分な配慮をお願いする。

以上、決議する。

平成26年6月19日、榛東村議会。

○議長（高橋 正君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 基地対策特別委員長にお聞きします。なぜこの早い時期に、この決議を提案したのか、その理由をお聞かせください。

○議長（高橋 正君） 5番小野関君、基地対策委員長。

〔基地対策・幹線道路特別委員長 小野関武利君発言〕

○基地対策・幹線道路特別委員長（小野関武利君） 早坂議員の質問にお答えをいたします。

国においても、沖縄の負担軽減については、以前からその施策を進めているところであり、秋口にはその具体化が示されると聞いております。今の議会における決議は、時宜を得たものと考えております。

以上です。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今の説明だと、全く住民に対する配慮、住民の意見というものを全く考えないでこの決議を提出したように思えるのですが、住民、榛東住民はもちろんのこと、周辺住民のことなどはどのように考え、この決議を提出する結論に至ったわけですか。

○議長（高橋 正君） 基地対策委員長。

〔基地対策・幹線道路特別委員長 小野関武利君発言〕

○基地対策・幹線道路特別委員長（小野関武利君） 先ほども決議の本文にありましたように、2月28日の日米共同訓練の部分においては、村民に対する説明も、その28日以前においてオスプレイのことに、区長、農業委員等への説明も村で行ったところであり、その延長線上にあるというふうに理解しております。

○議長（高橋 正君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 基地対策・幹線道路特別委員会の皆さんは、いろいろな情報が入るから、日米共同訓練の延長線上にオスプレイ導入があるというふうに考えられるかもしれないですけども、でも、普通そういう考え方でできないと思うんですけども、それにしても、だからといって過去にもいろいろな問題があったわけですね、事故については、そして、この間の日米共同訓練のときに、当局が来て説明するには、機種は事故を起こした機種は違うんだとか、そういう説明は受けました。

でも、住民の皆さんは、ほとんどの皆さんがそういう情報を全然現在持っていないわけですね。ですから、住民の皆さん自体は、その判断する材料がない。むしろ私が思うには、オスプレイは危ないという考えがあって、危険だという考えがあって、来ては困るという方もかなり大勢いるんじゃないかと、今のままだと。そう考えるならば、導入という結論に至るにしろ、導入に反対するにしろ、住民の皆さんにもう少し情報を出して、そして住民の皆さんの意見を聞く、それから決議を考えるというのが順序立てだというふうに考えますけれども、特別委員長、どうお考えですか。

○議長（高橋 正君） 基地対策特別委員長。

〔基地対策・幹線道路特別委員長 小野関武利君発言〕

○基地対策・幹線道路特別委員長（小野関武利君） 自衛隊のオスプレイ配備についてでありますけれども、これについては、防衛省の整備計画の中で既に発表されているところであります。相馬原自衛隊に来るという確信はございませんけれども、ヘリ基地を持つ相馬原演習場でありますから、配

備される可能性はあるということにおいては、既に発表されているところであって、村民の方々も理解しているものと思っております。

○議長（高橋 正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

10番柳田さん。

〔10番 柳田キミ子君発言〕

○10番（柳田キミ子君） 私は、反対討論を行いたいと思います。

オスプレイ配備に関する決議に反対の討論を行います。

オスプレイは、構造上の欠陥があり、これまでアメリカやハワイで墜落死亡事故を起こしています。そのため、アメリカでは一部では未亡人製造機などと揶揄をされております。決議案では、相馬原演習場で訓練を受け入れることで、沖縄の負担軽減に寄与するとしておりますが、私は、逆に日本全土が基地化する危険があると感じています。基地所在村であるがゆえに、これまでもジラード事件などの悲劇を生みました。村民の安心・安全を守るためには、危険なオスプレイの配備は絶対に反対です。

以上、反対討論といたします。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

13番早坂君。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 反対討論を行います。

先ほどから質疑をしていましたように、全く住民の意見を聞かず、住民をないがしろにした今回の唐突な決議の提出には、賛成いたしかねます。

以上、反対討論とします。

○議長（高橋 正君） 2番松井君。

〔2番 松井保夫君発言〕

○2番（松井保夫君） 私は、この決議に賛成をいたします。

まず、初めに、オスプレイの安全性につきましては、さきの2月28日の日米共同訓練、結果としてオスプレイは来ることがありませんでした。事前協議として北関東防衛局等がこの榛東村に、本村に来ていただいて、安全性について説明をいただきました。

また、本村においては、区長、農業委員、皆さんに説明をして安全性については確認をしていただいております。また、私の所属する委員会におきましては、昨年10月16日に日米共同訓練が実施された滋賀県高島市、饗庭野演習場、これらの研修を2月13日、14日と実施をさせていただきました。これは、荒天、大嵐の中にMV-22オスプレイが参加をした訓練であったそうです。この大嵐の中で、

この2機を使った共同訓練が無事成功裏に終わった。まさに安全を知らしめたと言っても過言ではないかと、こういう研修をさせていただいて、安全については理解をしてきたと、こういう意見を持っております。

なお、防衛省においては、1月22日に、沖縄基地負担軽減の推進委員会が、これが設置をされています。2月18日には、第2回目が実施をされて、やっぱり沖縄の基地負担を軽減していかなければいけないと、これを秋までに加速をさせていくんだと。

もう一点、岩国基地がございます。ここの議会議長は、基地を共有する。沖縄に負担をかけないように、基地を共有する沖縄以外の日本国中、ここで各議長クラスに集まっていただいて、5月30日に防衛省と外務省に行っているんですけども、こういう会合を開いて、なるべく早く沖縄の基地負担軽減をしていきたいと、こういう議会議長、岩国の議会議長が言っておられます。

こういう中で、現時点においてヘリコプター基地を持つ本村においては、沖縄の負担軽減に寄与するならば、オスプレイの訓練等を今後とも受け入れるとともに、自衛隊のオスプレイ配備については、理解を今後とも示していかなければいけないのではないかという理由で、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（高橋 正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（高橋 正君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第4号 オスプレイに関する決議についてを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋 正君） 賛成11人。反対2人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎議長挨拶

○議長（高橋 正君） 以上をもちまして、本日までに付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月10日の開会以来、本日までの10日間、6名の議員からの一般質問、人事案件、一般会計・特別会計補正予算、条例の一部改正、住民の声を直接聞く請願・陳情などについて、熱心な審議、活発な質疑、討論がなされたことに対し、深く感謝申し上げます。

今開催中のサッカーワールドカップ1次リーグ初戦では、日本はコートジボアールに1-2で逆転負けをし、ザックジャパンが苦境に立ちました。第2戦は日本時間20日午前7時から、相手のギリシャも黒星スタート、生き残りをかけた激闘が予想されます。初戦1ゴールの本田圭佑は、追い込まれ

た状況を楽しみたいと前向きに発言しています。地球反対側で奮闘するザックジャパンに熱い声援をおくりたいと思います。

これから真夏に向かい、暑い日が続くと思われます。どうか議会終了後も、議員各位初め執行部の皆さんも健康に十分ご留意され、今後も議会並びに村の発展のために特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（高橋 正君） 以上で、平成26年第2回榛東村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後1時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長      高   橋            正

榛東村議会議員      裕   井   保   夫

榛東村議会議員      小   山   久   利